

厚生委員会会議録

1 開会年月日

令和7年6月12日（木）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席委員（8名）

委員長	吉村美紀
副委員長	関川けさ子
理事	のぐちけんたろう
理事	高山かずひろ
理事	たかはまなおき
理事	松丸昌史
理事	浅田保雄
理事	山本一仁

4 欠席委員

なし

5 委員外議員

議長	白石英行
副議長	田中香澄

6 出席説明員

成澤廣修	区長
佐藤正子	副区長
加藤裕一	副区長
丹羽恵玲奈	教育長
新名幸男	企画政策部長
竹田弘一	総務部長
鈴木裕佳	福祉部長兼福祉事務所長

矢 島 孝 幸	地域包括ケア推進担当部長
矢 内 真理子	保健衛生部長兼文京保健所長
川 崎 慎一郎	企画課長
菊 池 日 彦	政策研究担当課長
進 憲 司	財政課長
横 山 尚 人	広報戦略課長
畑 中 貴 史	総務課長
篠 原 秀 徳	福祉政策課長
瀬 尾 かおり	高齢福祉課長
鈴 木 仁 美	地域包括ケア推進担当課長
永 尾 真 一	障害福祉課長
坂 田 賢 司	生活福祉課長
佐々木 健 至	介護保険課長
佐 藤 祐 司	事業者支援担当課長
後 藤 容 子	国保年金課長兼高齢者医療担当課長
中 島 一 浩	生活衛生課長
大 武 保 昭	健康推進課長
小 島 絵 里	予防対策課長
市 川 健一郎	保健対策担当課長
大 塚 仁 雄	保健サービスセンター所長

7 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査主査	菅 波 節 子
係 員	阿 部 隆 也

8 本日の付議事件

(1) 付託請願審査

- 1) 受理第9号 介護保険制度の抜本的改善、介護従事者の処遇改善を求める請願書

(2) 理事者報告

- 1) 障害者（児）実態・意向調査の概要について
 - 2) 「文京区版ひきこもり総合対策」の強化事業の実施結果について
 - 3) 高齢者等実態調査の概要について
 - 4) 旧本郷六丁目介護予防拠点跡地看護小規模多機能型居宅介護施設整備・運営事業者の選定結果について
 - 5) 令和7年度新型コロナワクチン及びインフルエンザワクチン定期予防接種について
- (4) 一般質問
- (5) その他

午前 9時58分 開会

○吉村委員長 それでは、時間前でございますけれども、全員おそろいようですので、厚生委員会を始めたいと思います。それでは、厚生委員会を開会いたします。

委員は全員出席です。理事者につきましては、関係理事者の出席をお願いしてあります。成澤区長は告別式に参列のため、午前11時45分から午後1時半まで欠席となります。

○吉村委員長 それでは、理事会についてですが、必要に応じて協議して開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○吉村委員長 本日の委員会運営について、付託請願審査1件、理事者報告5件、部ごとに報告を受け、質疑は項目ごとといたします。そして、一般質問、その他、本会議での委員会報告について、委員会記録について、閉会、以上の運びにより本日の委員会を運営していきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○吉村委員長 各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行い、本委員会が円滑に運営されるよう御協力をお願いいたします。

なお、議員、理事者ともに、資料はデータのページ番号を指定することとなっておりますので、右下にPの通し番号がある場合は、そちらを御指定くださるようお願いいたします。

○吉村委員長 それでは、付託請願審査です。

請願受理第9号、介護保険制度の抜本的改善、介護従事者の処遇改善を求める請願書です。

請願文書表のデータ19ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和7年5月29日 第9号
 - ・件 名 介護保険制度の抜本的改善、介護従事者の処遇改善を求める請願書
 - ・請 願 者 文京区本駒込5-15-12
 新日本婦人の会文京支部
 支部長 小竹 絃子
 - ・紹介議員 千 田 恵美子 小 林 れい子
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 厚生委員会
 - ・請願理由

介護保険制度は施行25年が経過しました。しかし、備蓄米を放出しても高止まりの米価をはじめとする物価高騰のなかで、利用料、食事・居住費などの重い負担のため必要なサービスが利用できない実態が広がり続けており、家族の介護を理由とする介護離職もとまりません。

2024年度介護報酬改定では訪問介護の報酬が引き下げられ、地域で最も身近な小規模の訪問介護事業所が廃業に追い込まれる事態が生じており、「一律で訪問介護の収支率がプラスになっているからと基本報酬を引き下げるのは、訪問介護の存在意義を軽くみているとしか思えない」、「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない」など、怒りと不安の声が噴出し続けています。加えて介護現場の人手不足は本当に深刻で、ヘルパーの有効求人倍率が15倍を超えるなどこのままでは介護の担い手がなくなります。身体介護、生活援助など訪問介護はとりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスです。このままでは在宅介護は続けられず「介護崩壊」は現実となりつつあります。

こうした中、政府は、私たちの反対の声で先送りさせた利用料2割負担の対象拡大、ケアプラン有料化、要介護1、2のサービスの保険給付外しなど、さらなる改悪に向けた審議を2025年から再開しようとしています。

権利としての社会保障を実現させるために、社会保障費を増やし、介護保険の国庫負担を

引き上げ、制度の抜本的改善、介護従事者の大幅な処遇改善と増員を図ることは、いま何よりも必要です。

以上の趣旨から、下記事項（１～４）につき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に対する要望書を提出をしてください。

一方、介護保険制度の運用主体（保険者）は文京区が担っています。区内のサービス事業者（居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス）の実態を把握・分析・公表をして、行政として必要な財政等の支援や必要な助言を強化してください。

特に、全国的に訪問介護事業所の倒産が深刻となっており、文京区においてもヘルパーの減少、事業所経営継続が困難という声が聞かれています。倒産や廃業により文京区の介護サービスが後退することのないよう、必要な措置を講じてください。

・ 請願事項

- 1 社会保障費を大幅に増やし、必要なときに必要な介護が保障されるよう、費用負担の軽減、サービスの充実など介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護報酬財政に対する国庫負担の割合を10%引き上げること。
- 2 訪問介護の基本報酬の引き下げを撤回し、介護報酬全体の底上げを図る再改定を至急行うこと。その際は、サービスの利用に支障が生じないよう、利用者負担の軽減などの対策を講じること。
- 3 利用料2割負担の対象者の拡大、ケアプランの有料化、要介護1、2の保険給付外し（総合事業への移行）など、介護保険の利用に重大な困難をもたらす新たな制度見直しを検討しないこと。
- 4 全額国庫負担により、すべての介護従事者の賃金を全産業平均まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと。
- 5 区内の介護施設及びサービス事業者の実態調査を行うこと。
- 6 文京区は保険者として、訪問介護事業所をはじめとする区内のサービス事業者の事業継続のための支援として、区の一般財源の活用等を含めた、他区で実施されているような介護事業者支援給付金などの施策を講ずること。

○吉村委員長 この請願は、全額国庫負担により、全ての介護従事者の賃金を全産業平均まで早急に引き上げることなど、6項目について国に要望や区に働きかけを求めるものです。

それでは、御質疑をお願いいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

それでは、たかはま委員。

○たかはま委員 請願事項6項の記載内容について、正確な審査を行うために一点確認したい点がございますので、文京区議会会議規則第85条に基づいて、紹介議員に説明を求めたいのですが、お願いできますでしょうか。

○吉村委員長 ただいま、たかはま委員から、本請願の紹介議員に対して質問を行い、見解を確認したい旨の申出がありました。委員長としては、会議規則第85条の規定に基づき、これを認めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○吉村委員長 それでは、たかはま委員、紹介議員への御質疑をお願いいたします。

○たかはま委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

請願事項第6項のところで、他区で実施されているような施策を講ずるようといった記載がございますが、この他区とはどのような自治体を指しているのでしょうか。ウェブで検索した限りでは、確かに事例が出てきました。区によっては障害者施設と合わせて8億7,000万の給付金を補正予算で行ったといったような取組があるようですけれども、ここで取り上げられている他区というのはどのようなものを想定しているのか、具体的な取組の内容をお伺いします。

○吉村委員長 それでは、紹介議員である千田議員、たかはま委員の質疑に対する御説明をお願いいたします。

○千田議員 ここ場……。

○吉村委員長 その場でお願いいたします。

○千田議員 請願事項第6項ですね、その他区ということについてお答えさせていただきます。2例御紹介させていただきます。世田谷区と品川区です。

まず、世田谷区なんですが、2024年9月の補正予算で、区内の高齢者・障害者施設へ総額8億7,000万円の緊急安定経営事業者支援給付金の支給を決めました。そして、同年12月から給付申請を受け付けております。具体的には、この2024年の介護報酬ですね、特に高齢者の訪問介護には報酬が2から3%の引下げになっております。それに伴い、介護事業者の倒産が増え、危機的な状況に至っているということで、補正予算で増額したものです。訪問介護事業所262業所、260、262事業所に1事業所当たり88万円、居宅系サービス事業所594事業所に1事業所当たり28万円。随所、通所・入所系施設744施設に定員1人当たり2万7,000円、予算規模は、高齢者施設等7億3,097万2,000円、障害者施設等1億4,441万9,000円、計8億

7,539万1,000円です。

もう一件は、品川区です。この品川区は、10日に表明したばかりなんですけれども、やはり昨年の4月の介護報酬、特に高齢者ですね、基本報酬を2から3%引き上げたことによる、その補填なんです。今年度から2年度の臨時措置で事業、事業規模、事業規模に応じ、1事業者当たり年間12万円から240万円を支給します。支給の予算は、2025年度補正予算、補正予算に計上し、6月の議会に提出します。国が介護報酬を改定するまでの臨時措置として支援策を決め、報酬引下げ分との差額を給付金として補填します。区内の全訪問介護事業所約60か所が対象で、補正予算額は3,930万円です。

以上、2か所、御紹介いたしました。

（「はい、分かりました」と言う人あり）

○吉村委員長 たかはま委員、よろしいですか。

それでは、ほかに御質疑がある方、挙手をお願いいたします。

松丸委員。

○松丸委員 私はちょっと理事者側にお聞きしたかったんですけども、この請願事項の5番ありますよね、区内の介護施設及びサービス事業者の実態調査を行うことと、こういう請願の要望があるんですけども、実際、例えばこの事業者からのいろんな意見だとか、実態の調査というのは、実際、例えば定期的にそういう事業者を集めて、そういうこの情報交換をしたりとか、そういうことというのは現実行っているのかどうか。そういう中で情報はね、何もこの実態調査を改めて行うというんじゃなくて、むしろ逆に、そういう事業者からのそういう状況はきちっと把握しているという状況なのかどうかということ。

それから、6番目のいわゆる文京区が保険者として、いわゆる訪問介護事業をはじめとする区内のサービス事業者の介護事業者給付金など施策を講じるということなんですけども、いわゆる区として、物価対策等々も含めて、いろんなそういう事業者の維持管理のそういうあれというのは確かにやっていると思うんですけども、その辺は今後の方向性も含めてどういうふうに、介護保険課としてね、その事業者支援というのはこういう形でやっていますよというのがあればちょっと教えていただきたい。

○吉村委員長 佐々木介護保険課長。

○佐々木介護保険課長 私のほうからは最初の質問にお答えさせていただきます。介護保険の計画につきましては、3年ごとに計画を見直ししながら進めているところですが、その中で実態調査というものを3年に一遍やることになってございます。この後も報告事項で実態調査

について御報告のほうさしあげる形ですが、その中で定期的なもの、定点的なところとして、事業者の実態、高齢者の実態のほかに事業者の実態というところは調査をかけております。事業者調査につきましては、この後も御報告しますが、区独自の項目も加えながら、しっかりと事業者さんの実情というところを定期的につかんでいるというところになります。併せて、日常的には事業者連絡会ですとか施設長会等々を通じまして、事業者個別の状況については情報把握というところは努めております。そういったところも含めまして、今年の調査も含めて、現在の課題ですとか、そういうところをしっかりとつかみながら今後も支援につなげていきたいと考えております。

○吉村委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 給付金の施策につきましての御質問ですが、現在、区では介護保険サービス事業者物価高対応支援給付金ですとか、介護従事者の住宅補助金等を引き続き行っているところですが、事業者の厳しい状況についてはこちらのほうも認識をしておりますので、そういった状況も含めまして、他区の状況を鑑みながら、引き続きこれまでの取組のほうを進めていきたいと思っております。

以上です。

○吉村委員長 松丸委員。

○松丸委員 分かりました。今、お聞きして、実態調査という部分においても、日頃から定期的にこの事業者との意見交換をしながら、適宜、そういう状況を把握しているということなわけですね。分かりました。結構です。

○吉村委員長 分かりました。

それでは、高山委員。

○高山（か）委員 おはようございます。ありがとうございます。今、松丸委員が私のお尋ねしたいことをある程度ちょっと聞いていただいた、私も5番なんですけど、今、課長、聞き取りをされているということなんですけど、もう少し具体的に、例えば、今、問題になっているのが、ケアマネジャーへのモラハラ、いわゆるパワハラ、特に利用者からのハラスメントというの、やっぱり居宅介護なんか、狭い空間の中で、やっぱり自宅とかそういうところになると利用者も気が大きくなって、大きな、何というんですかね、要求とか、これぐらいやってくれとか、そういうのがある。データによると、ハラスメントの4割は利用者から、ほかの6割は同じ介護従事者とか上司からだというデータもあるんですけど、文京区ではどういう、聞き取りをしたって、今、さっきおっしゃいましたよね。どういったような問題が出

て、例えば問題点で、問題の中でこういうのが起きてて、それをこういうふうに解決しているとか、もう少しちょっと具体的にお示しをいただきたいんですが。

○吉村委員長 佐々木介護保険課長。

○佐々木介護保険課長 委員おっしゃるとおり、ハラスメントの問題につきましては、様々な課題があるというところで認識しております。事業者の方からですとか、あと区の相談窓口等々を通じまして、利用者様のほうですとか、あと介護事業者の中の職場内で様々な課題があるというところはいろんな形で聞いております。情報収集の方法としますと、区の介護保険にも相談窓口ありますし、高齢福祉課のほうにも相談窓口がございます。その連携により情報収集をしているというところと、あと、地域包括ケア、地域包括支援センターのあんしん相談センターですね、そちらとも連携しながら情報収集しているというところであります。

昨今、東京都のほうもカスタマーハラスメントの条例も制定したというところになりますし、あと、東京都のほうでも、補助事業として、職場内のハラスメント対策に対する支援というところを今年度から始めているところであります。我々もそこら辺を、何ですかね、しっかりとつかみながら、区としてできるところというところを今後考えていきたいというところで考えております。

○吉村委員長 ほかに御質疑がある方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、関川副委員長。

○関川副委員長 すいません、座ったままですいません。後に出てくる高齢者の実態調査のところで、事業所、200についても聞き取り調査するというふうになってはいますけれども、この間の介護報酬の引下げがあってから、この区内の200事業所についての実態把握はどの程度までされていますでしょうか。閉鎖したところというのは区内にはないのでしょうか。

○吉村委員長 佐々木介護保険課長。

○佐々木介護保険課長 介護報酬改定に伴って経営状況がどうなっているかというところの調査は今のところしてございません。これから実態調査の中で、そういった課題も含めて、どういった項目でそういうところを把握できるかというところを、調査項目を検討していきたいと考えております。

また、介護報酬改定によって廃止された事業者が、直接的にそのことが原因で廃止された事業者があるかというところは今のところ把握しておりませんが、日常的に新規の届出ですとか廃止の届出というところは事業所から出てきておりますので、この間、廃止という事業者があることは認識しております。

○吉村委員長 副委員長。

○関川副委員長 200の事業所についてはこれから聞き取りということのようですが、かなり今度の介護報酬の引下げ、介護事業所に対する引下げというのはダメージが大きくて、本当にやっていくのがもう火の車で大変だと、従業員、責任者の貯金を取り崩してこの事業所運営しているというような実態もありますので、もう少し細かく区内の事業所の実態をきちっとつかんでいただきたいというふうにお願いをしておきたいんです。

それから、金子議員が本会議で質問をしましたけれども、答弁として、区ではアクティブ介護等の人材確保の取組や介護施設従業員住宅費補助事業費の介護職員向けの補助などを継続的に実施しているということや、訪問介護事業所への電動アシスト自転車の購入等に対しては都において一定の補助制度を設けており、現時点で区独自の補助は考えていないという、こういう答弁ですが、このところの内容をもうちょっと詳しく言っていただけますか。

○吉村委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 答弁のほうでもお答えをさせていただいておりますが、区のほうでは、住宅、介護従事職員向け住宅費補助ですとか、あと介護保険サービスの事業者物価高対応支援給付金ですとか、それから、あとアクティブ介護の中で事業者の方からお話を聞かせていただいたりということで、対応をこちらのほうでもさせていただいているところです。事業者の厳しい状況というのはこちらのほうでも認識をしております、こういった状況も踏まえまして、国ですとか区の状況等も鑑みながら、引き続きこれまでの取組のほうを進めていくという形でお答えをさせていただいております。

以上です。

○吉村委員長 関川副委員長。

○関川副委員長 電動アシスト、東京都のほうがやっているの、区はやりませんか。

○佐藤事業者支援担当課長 そうですね、東京都のほうで電動アシスト自転車の購入費について補助をしておりますので、そちらの状況のほうをこちらのほうでも確認をさせていただいておりますので、今のところ、こちらのほうでさらにという形では今のところ考えてはいないという状況でございます。

○吉村委員長 関川副委員長。

○関川副委員長 ありがとうございます。今、答弁なされたこの住宅費補助、電動アシストの補助等々含めて、全体でどのくらいの費用を文京区は使っているんですか。

○吉村委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 すいません、ちょっと詳しい数字のほうは、今、持ち合わせていませんが、昨年からです、補助につきましては、月額で3万4,000円の費用掛ける対象者の人数という形で算出をしております。介護、通所の事業所につきましては、月額1万5,000円の人数を掛けさせていただいて、補助をさせていただいているところでございます。

○吉村委員長 関川副委員長。

○関川副委員長 電動アシストの自転車については。

○佐藤事業者支援担当課長 電動アシストについては、東京都のほうの事業になりますので、こちらのほうで今のところ予算をつけるということとはございません。

○関川副委員長 具体的に介護事業所から、私、お聞きしたんですが、文京区は山坂が多いんで、電動アシストの購入だけでなく、電気代の補助を、充電の補助等々してほしいという声もありますが、そういう細かい問題も含めて、介護報酬の引下げというのは、区内の事業所にダメージが大きいので、この200事業所の中から、これから閉鎖という状況が生まれてくると、区民に直接介護保険の利用についての影響が出てくるということも鑑みて、きっちりと区としての補助を出していただきたいです。

先ほど千田委員が世田谷区と品川区の状況をお話しされましたけれども、世田谷区の場合は事業所が多いのも文京区とは違うところですが、8億ものお金を、世田谷区はこの介護報酬の引下げに対しての補助で8億も出しているというところなどをよく見ていただいて、品川区の例なども見ていただいて、文京区独自の補助をぜひしていただきたいというふうにお願ひします。

○吉村委員長 佐々木介護保険課長。

○佐々木介護保険課長 様々な課題があるところ認識しておりますが、一方で、介護保険制度そのものの財源というところは、被保険者様の保険料と合わせて半分は公費ということで、一部、区の負担もありますし、そういった中で事業運営をしていって3年間の中できちっと運営がされるというところを目指しながら取り組んでいるところもあります。世田谷区ですとか品川区の今回の事例もございしますが、様々な区いろんな工夫の中で、そういったところを前提に一般財源を効果的に使っていくということも様々な取り組んでいるところです。文京区におきましては、物価高騰、先ほど事業者支援担当課長が御答弁申し上げましたとおり、物価高騰支援ですとか、そういうところについて一定の財源を使わせていただきまして、事業者の支援をしているというところになります。今後も、介護保険財政のしっかりとした運営維持というところも併せて、各個別の事情も鑑みながら、様々なことを検討して

いきたいと思います。

以上です。

○吉村委員長 よろしいですか。

（「はい」と言う人あり）

○吉村委員長 それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

それで、請願事項が6項目ありますので、各項目ごとをお願いします。

それでは、自由民主党さんお願いします。

○のぐち委員 介護保険制度に関する請願、毎回、委員会に請願出ておりますけれども、非常に介護保険のところでは、物価高騰等は介護保険以外でも関係するところでもありますので、介護保険制度に関わる部分でお答えをしようということで、前回出たところとかぶる項目も幾つかあって、新、新しく請願が出ているところもあるんですが、基本的には介護報酬の改定が行われて、その中で国もその動向を非常によく注視していると。変わったばかりなのでまだ実績はないんですけれども、その変わったところで何か不具合があれば変更をしていくということは常に理事者側からも御答弁いただいておりますし、実際そうであると思っています。どこの部分を介護保険で賄うかという大きな問題の中で、利用者さんであったり、その携わるサービスしている方であったり、それから保険者、被保険者の人たちであったりというところで、どう、その配分をどうするかという非常に難しい問題であると思っていますので、これについては本当に介護報酬改定の、今、動きの中で不具合を見ていくべきだというふうに思っておりますので、1項から4項については前回と同じく不採択といたします。5項の新しく実態調査を行うことということで、今、複数の委員から質疑がありましたけれども、既に実態調査自体は行っていないわけではないというところで、その部分もしっかりと見ていただいて、そのことを報告いただいてからこの議論を始めるべきかなと思っていますので、5項も不採択。6項につきましては、物価高騰であるとか住宅支援自体は文京区としてもやっているということでございますので、施策を講じていないわけではないということで、施策を講じることに對してはもう既に行っているところでもありますので、6項も不採択といたします。

○吉村委員長 ありがとうございます。

それでは、公明党さん、お願いします。

○松丸委員 この1項から4項までというのは、さっきも話が出たように、やっぱりこの国の介護保険制度に関わる問題なんでね、これは区独自というよりかは、やっぱり国にしっかり

取り組んでいってもらわなきゃいけない部分であるし、我々公明党としても、やっぱりその辺は政府・与党に対しては、今の現状の介護のこの支援というものをやっぱりもう少ししっかりやるべきだということは強く訴えているわけであって、この1項から4項に関しましては不採択ということで。それから、5項、6項に関しましては、先ほども質問した中での答弁もありましたので、重複しない形であれですけども、やはり区としても一定程度のこの施策を講じて取り組んでいるということもありますので、そういうことも鑑みて、この5項、6項に関しましては不採択ということで。

○吉村委員長　ありがとうございます。

それでは、永久の会さん、お願いいたします。

○山本委員　永久の会、まず1項から4項まで、これは国においてのことなんで、いろいろと介護の様々な問題は私も承知はしておりますけれども、国においても議論がなされているというふうに認識しておりますので、改善方をお願いしつつ、できる限りいい制度にさせていただくようお願いをしたいということで、国においての議論を見守りたいということで、1項から4項とも不採択です。5と6につきましては、お話が今あるように、5に関しては決してやっていないということではなくて、実態調査も、今、行っていくということでもございます。ぜひ御努力をいただきたいということで採択。6項につきましては、これは単純に一般財源を使ってやればよいということでもないと思いますし、別の角度から事業者に対する支援等も行っていると認識しておりますので、引き続きの御尽力をお願いしますということで、採択ということでお願いします。

○吉村委員長　それでは、念のため確認させていただきます。今のは、1項から4項が不採択で……。

○山本委員　不採択で、5、6が採択。

○吉村委員長　5項、6項が採択ですね。

○山本委員　はい。

○吉村委員長　かしこまりました。

続いて、AGORAさん、お願いします。

○山本委員　じゃない、不採択。ごめん、ごめん、不採択。

○吉村委員長　不、両方……。

○山本委員　全部不採択。

○吉村委員長　ああ、びっくりした。

○山本委員 分けて話しちゃったから。

○吉村委員長 じゃあ、1項から6項まで全て不採択ということで、よろしくお願いします。

それでは、AGORAさん、お願いします。

○浅田委員 前回も出されているということで、私どものほうにも、この介護報酬の切下げについて事業者さんから悲痛な声、それは十分伺っております。ただ、私たちの基本的な考え方というのは、介護保険制度ということですよね。介護保険制度というのは介護の社会化、これを社会全体で見ようということで、国、自治体、そして保険料を払う方、それで給付を受ける方、サービスを受ける方全体が社会化、社会全体で支えていこうということで、制度として3年に一度の見直しということを行っているわけ。で、今回の事例を受けて、既に国のほうでは3年ごとの見直しの議論が始まっています。私たちはそこに、今、実際に困難を抱えたりしている事実をきちっと伝えるということが必要であろうというふうに思います、意見をね。やっぱり各自治体が個別に対応していくというよりは、国全体で介護保険制度を私たちはつくってきて、その下で運用しているわけですから、ぜひその点の理解が私はちょっと個別対応ということになり過ぎているんじゃないかなというふうに思っています。そうした議論で、AGORAとしても意見書、合意は得られなかったみたいですけども、やっぱり国の、今、行われているその改定の議論の中にやはりきちっと声を届けるという、そういう姿勢のほうはむしろいいんじゃないかというふうに思っています。したがって、この1項から6項まで全体貫いているというふうに思いますので、今回につきましては、AGORAとしては1項から6項まで不採択ということにさせていただきます。

○吉村委員長 かしこまりました。

続いて、文京維新さん、よろしくお願いいたします。

○高山（か）委員 今、皆さんおっしゃったとおりですね。ただ、請願の内容、重複しているところもありますが、非常に大切な提言ではあると思います。やっぱり介護従事者の改善、処遇改善とか報酬改善というのは、確かに3年おきの見直しはやってはいますが、やっぱり実態を自治体がしっかりと把握はしていないとね、声をやっぱりしっかりとすくい上げて、それこそ国にやっぱりぶつけていくというのは絶対必要なことだと思うんですね。ただ、1項にもあるように、社会保障費の大幅に増やしというのは、今だけでももう既に国は一番、本区もそうですが、社会保障が一番大きい。たしか昨年で34兆か5兆円ぐらいがもう社会保障費に使われているんですね。これをまたさらに大きくしていくというのは、現実的にちょっとあり得ないというか、我々日本維新の会というのは、もう現役世代の負担軽減という

のを一丁目一番地として置いている政党ですから、社会保障費をもっと増やすんだというのは、我々からするとちょっとあり得ないという考えなんですね。今、申し上げたとおり、ですから1番から4番については今まで出たものですが、非常に大切な提言だとは思いますが、現時点では6番目も含めて、5、6も含めて、区長会等で様々要望を送っていますし、3年後に、次もう一回ちょっと見直すということになるときに、までにいろいろ。ただ、やっぱり他区で6番で実施されているような、私も品川区、最近ですよ、決めました。ですから、じゃあ、なぜそれを品川区が決めたんだというところはしっかり精査して、文京区としてもやっぱり調べていったほうがいいとは思いますが。それぞれの区でやっぱり予算があり、事情があり、人口構成もちょっとやっぱり若干違うと思うんですよ。ですから、なぜ品川区はこれを始めたんだ、世田谷区はなぜ始めたんだということは、今、文京区はこういう補助をやっているからということではなくて、しっかりそれを精査して、もしかしたらこれが本区でも必要なんじゃないかというのが出てくるかもしれませんから。そのときはやっぱりこの委員会にしっかりかけて、議論を行っていくというのが大事だと思いますが、今申し上げたとおり、1番から、1、2、3、4、5、6までについては、日本維新の会としては不採択といたします。

○吉村委員長 不採択です。ありがとうございます。

それでは、文京子育てさん、お願いいたします。

○たかはま委員 全て不採択とさせていただきます。1項から4項、介護保険制度の見直しに当たっては、ほかの政策や現役世代の負担などのバランスを考えて、国において慎重に判断すべきであります。5項については、既に予定されている実態調査があります。この後の質疑に絡んでまいります。事業者さんの状況をしっかりと把握していただいて、丁寧な分析を行った上で有効な支援を行うことを区に求めます。6項は、文京区においては、物価高騰対策支援給付金の取組を既に行っております。先ほど千田委員より大変丁寧に御紹介いただきましたように、他区の事例はぜひ注視していただいて、事業者に対して必要十分な支援策を御研究いただくように求めます。私としては、これに加えて就労環境、前回の調査結果では、介護現場への理解不足が要因であるといったような意見が多く見られました。介護人材の確保等、定着による改善が図られますよう、さらなるお取組をお願いいたします。以上の理由により、1から6項、不採択とさせていただきます。

○吉村委員長 それでは、日本共産党さん、お願いいたします。

○関川副委員長 介護保険制度が始まって、もう既に25年が経過したってここに書いてありま

すが、2000年から始まりまして、介護の社会化ということで、介護保険制度が設定されましたけれども、今、先ほど課長さんがおっしゃったように、半分は公費になっていて、半分は1号保険者と2号保険者で賄っているということですが、最初の出発のときに、措置制度のときには国が50%の負担をしていたものを25%まで減らして、そのうちの5%、調整交付金については、いまだにきちっと配分されていないという現状があります。それで、介護の社会化と言いながら、利用者に負担を押しつける。それから、介護保険の中の、今、要介護1、2については、もう総合支援制度に移行させて介護保険から外していく、今度は要支援1、2も外していくということの介護保険の利用を抑制するような内容がどんどん進んでいる中で、さらに介護報酬を引き下げていくというようなことは、やっぱり利用者にとっては痛手になるし、先ほども言いましたように、事業者にとっては、その経営自体も危うくなるということで、この1から6項については当然の要求だと思いますので、日本共産党は採択を主張いたします。

○吉村委員長 ありがとうございます。

それでは、請願受理第9号の審査結果について申し上げます。

請願事項1について、採択1、不採択6。よって、不採択とすべきものと決定いたしました。

請願事項2について、採択1、不採択6。よって、不採択すべきものと決定いたしました。

請願事項3について、採択1、不採択6。よって、不採択すべきものと決定いたしました。

請願事項4について、採択1、不採択6。よって、不採択すべきものと決定いたしました。

請願事項5、採択1、不採択6。よって、不採択すべきものと決定いたしました。

請願事項6、採択1、不採択6。よって、不採択すべきものと決定いたしました。

○吉村委員長 それでは、続きまして、理事者報告に入りたいと思います。

それでは、福祉部4件です。

それでは、福祉部より4件です。初めに、報告事項1、障害者（児）実態・意向調査の概要についての説明をお願いいたします。

永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 それでは、資料第1号、障害者（児）実態・意向調査の概要について御報告いたします。

PDF1ページを御覧ください。まず、1の目的については、来年度実施、来年度予定し

ている障害者・児計画の策定に向けて、障害者・児の生活実態、サービス事業者の状況を調査し、障害福祉施策への意向を把握するため、調査を実施するものでございます。

次に、2の調査の種類、対象者等については、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、障害児、サービス事業所及び長期入院施設を対象とした量的調査であるアンケート調査と、知的障害者・児、精神障害者・児を対象とした質的調査であるグループインタビュー調査を実施いたします。量的調査の対象人数については、資料に記載のとおりでございます。

次に、3の調査項目については、量的調査は、対象者の属性、居住環境、介護状況等で、質的調査は、日中及び施設での過ごし方、今後希望する生活等となります。

次に、4の調査方法については、量的調査は、調査票を郵送で配布し、郵送またはインターネットで回答いただきます。質的調査は、東洋大学と協働し、学生が通所施設、グループホーム、放課後等デイサービスなどの施設を訪問またはオンラインでインタビュー調査を行います。

次に、5の調査時期については、量的調査は10月に実施し、質的調査は7月から9月にかけて実施いたします。

最後に、6の今後のスケジュール（案）については記載のとおりとなりますが、今後、地域福祉推進協議会等で御意見を伺うとともに、9月の定例議会で調査項目、2月の定例議会で調査結果を御報告する予定となっております。

続きまして、実態・意向調査の骨子（案）について、新規や変更のあった主な部分を御説明いたします。

まず、PDF 4 ページから 5 ページ、在宅の方の骨子（案）については、現行計画に記載している強度行動障害の支援体制に係る項目として、PDF 4 ページ、2の12を追加しております。また、PDF 5 ページ、5の27－マル6に、福祉施設利用後の困り事、5の32、32－マル1に文化芸術活動への参加、6の35、35－マル1にグループホームの希望などを追加しております。

次に、PDF 6 ページから 7 ページ、施設に入所している方の骨子（案）については、在宅の方の骨子（案）と同様に、強度行動障害に関する項目、文化芸術活動への参加を追加しております。

次に、PDF 8 ページから 9 ページ、18歳未満の方の骨子（案）については、PDF 8 ページ1の5、6に保護者の就労状況、カテゴリー4に子育てにおける悩み、PDF 9 ページ、

6の36に学校の放課後や長期休業中の困り方、過ごし方の困り事を追加しております。

次に、PDF10ページから11ページ、サービス事業所の方の骨子（案）については、PDF11ページ、カテゴリー4として、強度行動障害に係る支援の状況について追加しております。

最後に、PDF12ページ、長期入院施設の骨子（案）については、前回と同様の内容を調査いたします。

御報告は以上でございます。

○吉村委員長 続いて、報告事項2、「文京区版ひきこもり総合対策」の強化、強化事業の実施結果についての説明をお願いいたします。

坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長 それでは、資料第2号、「文京区版ひきこもり総合対策」の強化事業の実施結果についてを御覧ください。

まず、1ページ目、1の経緯ですが、昨年度、ひきこもり対策における中高年層からの相談・支援を強化するため、国の交付金を活用しまして、広報・調査事業を行ったものでございます。

次に、2の広報事業では、三つの印刷物、一つはリーフレット、二つ目は区報特集号、三つ目は情報誌を作成いたしまして、配布をしまして、広報に努めてきたところでございます。

次に、3の調査事業ですけれども、区民向けの調査と、高齢者あんしん相談センターをはじめとした20の関係機関に調査を行いました。

続きまして、次のページ、2ページ目ですけれども、(4)の回収結果ですが、区民向け調査では、ウェブ、紙回答合わせて918件の回答をいただきました。このうち97件はひきこもり御本人の方、御家族の方からいただいたものです。

次に、(5)調査結果の概要です。

まず、一つ目ですけれども、「相談しない、できないと思う」と回答した方は、「支援情報を知らない」と回答した方の割合が多かったということと、また、ひきこもり御本人の方や御家族の方からは、「情報を届けること」に対するニーズが高いとの回答が得られたところでは。

イでは、ひきこもりの方へのサポートについて、「積極的に関わりたい」、関心があると回答した方が6割を超える割合の回答をいただいております。

ウでは、自由意見などを御覧いただきますと、ひきこもり支援に対する御意見は様々あり

まして、御本人のおかれましては、生きづらさを感じたり、その背景には、やっぱり精神疾患などの複合的な課題が含まれているとの御意見をいただいております。

次に、4の今後の取組ですけれども、先ほどの(5)のアにもありましたように、支援機関等とも検討を重ねまして、当事者の方や御家族の方に届くような効果的な情報発信を検討していく必要があると考えているところでございます。

(2)では、「積極的に関わりたい」との御意見にもありましたように、区民の方がひきこもり御本人へのサポートする事業を今年度から充実させていくということと、あと、相談・支援の体制強化を図っていくことを考えております。

(3)ですけれども、御本人や御家族の方の置かれている状況というのは様々でございますので、他機関で連携を進めていく重層的支援体制整備事業との連携をさらに深めていくことが重要だと考えております。

続きまして、PDFの3ページ目からが報告書となっております。右下が通し番号となっておりますので、こちらからの番号でお示しをいたします。

まず、最初に目次の後の8ページのほうを御覧ください。こちら、まず項番の4のところですが、この調査におけるひきこもりの定義を記載してございます。様々な要因により社会参加を避け、おおむね自宅にとどまり続けている状態を、ひきこもりの定義とこの調査ではしております。

9ページからが調査結果となっております、ちょっと特徴的なところだけ御説明をさせていただきます。

ちょっとページを飛ばさせていただきますけど、19ページを御覧ください。先ほどの「相談しない、できないと思う」との回答者のうち、ひきこもり支援に関する情報を「どれも知らない」と回答する方の割合が高いことが分かるかと思います。

また、次に、また先へ飛びまして、29ページを御覧いただければと思います。こちら、情報収集の手段について年代別に集計したものです。表の左側、インターネットの検索サイトが20代、30代でやっぱり90%を超えている状況です。こちらのインターネットの検索サイトにつきましては、10代だけではなくて、やっぱり40代、50代の方でもやっぱり8割を超えている、そういった情報収集をしているということが分かるかと思います。また、10代のところの表を見ていただきますと、SNSと動画配信が情報収集の手段として他の世代よりも高い割合を示しております。また、表の右から5番目なんですけれども、新聞・雑誌等の紙媒体については、80代の方の割合がやっぱり最も高く、年齢層が低くなるとともに割合も低

くなっている状況でございます。

次に、次のページで30ページを御覧ください。関心度についての調査ですけれども、「関心があり、知識として知っておきたい」、「力になりたい」と回答した方の割合は6割を超えておりまして、「力になりたい」と積極的な方も一定程度いらっしゃるのですが、ことを示している状況です。

次に、またちょっとページを飛びまして、55ページを御覧ください。必要とする支援では、居場所に次いで支援の情報を届けることが4割を占めているものでございます。

次に、59ページを御覧ください。こちら、自由記載の意見をいただいたものをこちらでまとめているものでございます。まず、センターに関することでは、一つ目のところでは、存在を知らない方ですとか、あと、(2)の相談に関することでは、家族や友人では解決の糸口を見つけることが難しいので、専門家の方に介入してほしいといったような御意見がありました。次の60ページでは、(5)の情報発信では、広報をもっと頑張してほしいですとか、あるいは、次のSNS等の窓口があることを発信することが相談につながるのの御意見をいただいております。また、(7)の不登校・生きづらさに関する御意見ですとか、その他のところでは、正しい知識、ひきこもり、ひきこもりに対する正しい知識を持つこともやっぱり支援の一つになるとの御意見をいただいております。

次に、61ページ以降が支援機関への調査概要でございます。

こちら、68ページの自由意見を記載しております。例えば、高齢者の支援機関では、二つ目の点ですけれども、高齢分野ではひきこもりに近い状態が長期化している方がいらっしゃるすとか、あと、一番下の障害者の支援機関では、一番下の点ですけれども、世帯全体として支援していく重要性、重層的支援体制整備事業とのつながり、支援機関との連携が欠かせないとの意見をいただいているところでございます。

報告については以上です。

○吉村委員長 ありがとうございます。

続いて、報告事項3、高齢者等実態調査の概要についての説明をお願いいたします。

佐々木介護保険課長。

○佐々木介護保険課長 それでは、資料第3号、高齢者等実態調査の概要についてを御覧ください。

高齢者介護保険事業計画につきましては、3年ごとの計画期間となっております、今年度は令和9年度から11年度の第10期計画期間における実態調査となります。65歳以上の高齢

者及びその家族の生活実態や意識、介護保険サービスの利用状況等に加え、様々な分野の地域活動の主体として期待される50歳以上の現役世代の意識や意向、また、介護サービスを提供する事業者の実情等を把握し、次期の計画策定の基礎資料を得ることを目的として実施いたします。

調査の種類、対象者、対象者及び調査項目等につきましては、2の表に記載のとおり、前回と同じく、区民向け調査と事業者向け調査として実施いたします。

区民向け調査につきましては、要介護等の認定を受けていない被保険者を対象とした調査として、マル1の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を行います。また、要介護の認定を受けていない50歳から64歳の第2号被保険者を対象とした調査として、マル2の50歳以上の現役世代調査を実施いたします。また、在宅の要介護認定者及びその御家族を対象とした調査として、マル3の在宅介護実態調査を実施いたします。調査実施数は、それぞれの項目ごとに約3,000人を無作為抽出して実施いたします。マル3の在宅介護実態調査につきましては、前回調査において、介護支援専門員、ケアマネジャーさん等によって戸別の訪問により聞き取り調査を行っていましたが、前回からインターネットで調査を実施したところ、回答率が高かったこととすとか、また、昨今のケアマネ不足等において、ケアマネさんの御負担を減らすという意図も含めまして、今回は郵送またはインターネットでの回答の調査として統一して実施する予定としております。

事業者向け調査につきましては、記載のとおり、マル4の介護サービス事業者調査及びマル5の介護事業、介護事業従事者調査を実施してまいります。マル4の事業者調査につきましては、従前どおり区内約200の事業者全てに調査をお願いする予定でございます。

続きまして、2ページを御覧ください。調査方法につきましては、記載のとおり、アンケート方式で行います。郵送配布をした後に郵送またはインターネットによる回収ということで行ってまいります。

調査項目ですが、高齢者等実態調査の調査項目につきましては、国の調査項目が示されるのが本年の夏頃となりますので、今回は参考資料として、前回調査時の項目を別添としてお示ししておりますので、3ページ以降を御参照いただければと思います。

今後につきましては、国の調査項目を踏まえながら素案を作成し、地域包括ケア推進委員会での協議を経て、地域福祉推進協議会で決定していく形となります。調査の時期につきましては、調査項目を決定した後、10月に発送及び回収という流れで進めていきたいと考えております。調査項目の内容につきましては、スケジュールに記載のとおり、内容が決まりま

したら、次回の9月の定例議会のほうで調査項目の報告として報告させていただきます。また、調査票の回収が終わった後に、来年の1月の地域包括ケア推進委員会で調査結果の概要を報告した後に、2月の定例議会で調査結果の御報告をさせていただくというところで予定してございます。

説明は以上となります。

○吉村委員長 ありがとうございます。

続いて、報告事項4、旧本郷六丁目介護予防居宅、あ、拠点跡地、すいません、介護、看護小規模多機能型居宅介護施設、施設整備・運営事業者の選定結果についての説明をお願いいたします。

佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 では、資料4、第4号を御覧ください。旧本郷六丁目介護予防拠点跡地看護小規模多機能型居宅介護施設整備・運営事業者の選定結果について御報告をいたします。

まず、概要でございますが、旧本郷六丁目介護予防拠点跡地看護小規模多機能型居宅介護施設の整備について、公募により整備運営事業者を選定いたしました。

公募の概要でございますが、令和6年10月30日から令和7年1月10日まで実施いたしました。応募事業者は3事業者でございます。選定委員会による第一次審査、第二次審査を行いまして、当該事業者を選定したものでございます。

選定いたしました事業者は、社会福祉法人郁青会でございます。事業内容につきましては、記載のとおり、小規模、看護小規模多機能型居宅介護、訪問看護ステーション、交流、地域交流スペースとなります。

今後のスケジュールですが、令和7年7月をめどといたしまして、解体工事の住民説明会を実施いたしまして、その後、解体工事に着工いたします。また、同年12月に改めまして建設工事についての住民説明会を開催いたします。令和8年2月に建設工事の着工、令和9年4月の開設を目指して進めると、進める予定としております。

報告は以上です。

○吉村委員長 それでは、報告事項1、障害者（児）実態・意向調査の概要についての御質疑がある方、挙手をお願いいたします。

高山委員。

○高山（か）委員 すいません、質疑、質問というよりは、若干要望なんですけど、以前、永尾

課長にもちよつと御相談させていただいたんですが、区民の方で、せっかくこの動向調査、意向調査という、区民の方で、まだお若いんですが、ちょつと脳梗塞をやられて、右側がちょつと動かなくなっちゃった。何とかリハビリで動けるようになって、自宅もちよつと直して、リハビリセンターはもう出たんですよ。これ以上入院していてもよくならないということで、もう出たんですが、その後に、まだ年齢も年齢なので、何かあまりこうひきこもりもしたくない。できればこう、やっぱり自分でしっかり歩いて生活していきたいということで、どこかそういう障害者が集まって、何かこうコミュニケーションとれるところどこかないですかねって御相談したときに、ちょつとなくて、ふらっとだんござかというところを御紹介いただいて、私、お知らせしたんです。で、行かれたそうなんです。1回か2回行ったんですけど、ちょつと何ですかね、どうしてもやっぱり言語とか記憶とかに若干難しいところがあるので、その方も気を遣って、すごく楽しかったんだけど、健常者の方とお話ししていると、何か申し訳なくなってくるというんですよ。一緒にキャッチボールがあまりうまくやれなくて。そんなことはない、そこにいる人は、そんなことを思っている人は誰もいないって言ったんですけど、どうしても。だから、できれば同じような境遇の人同士でコミュニケーションをとってみたいんだけど、どこかありますかっていうときに、ないと、文京区の中ではとちょつと言われて、私もお伝えしたんですが、何かお調べしたところ、台東区のほうの東日本橋のほうに、ちょつとそれに近い、何かこう、定期的に関いているところがあるそうなんです。それもお知らせしたんですけど、さすがにちょつと台東区は、私、行けないわということだったんですが、ですから、そういった声もやっぱりあるということなので、その方はそれでもやっぱり毎日できれば外を歩いて、何かやっぱり脳の病気をしてしまったので、何も人としゃべらないと、どんどん自分が悪くなっていく気がして、だからできるだけ積極的に外に出たいんだけどという。ただ、どっかでやっぱりこう、うまく会話のキャッチボールができないから、本当に迷惑かけている感じがしてならないという、だったそうなんです、そのふらっとだんござかへ行ったときの自分の体験が。ですから、できればそういう、定期的に年に何回かでも何かそういったもの何かやっていただけたらいいかなとはちょつと思うんですが、何か御意見ありますか。

○吉村委員長 高山委員、今、実態調査の内容での質疑になっておりまして、なので実態調査にちょつと絡めてといいますか、今のはちょつと違う質問に聞こえて、一般質問の内容かなとちょつと思ったんですけれども、いかがでしょう。

○高山（か）委員 これはまた改めてお願いしたいと思います。

○吉村委員長 そうですね。

○高山（か）委員 まあ、障害を持っている方が、そういうちょっと悩みがあるということが、ちょっとだけ知っておいてください。

○吉村委員長 それでは、続いて、のぐち委員。

○のぐち委員 障害児、障害者の実態・意向調査ということで、今回の対象者の方が身体障害者、知的障害者、精神障害者と難病患者、障害児、これ利用者様と、サービス事業者及び長期入院施設を対象とした量・質的なアンケートということで御報告いただいたんですけども、私のほうとしては、Pの2ページのところにある長期入院施設のところで、区民の方が入院なさっている都内の精神病院の100施設に調査をかけたということだと思うんですが、これは当然、住民票をお持ちの区民の方が入院されているところであるかと思うんですけども、今、何名ぐらい、100施設ですから100人以上いるのかなと思うんですけど、何名ぐらいの方が実際に入院されて、御利用されていて、回答率が分かればいいんですけども、その部分で御本人様なのか、御家族なのか、施設の方なのかというのを、ここが分かれば教えてください。

○吉村委員長 市川保健対策担当課長。

○市川保健対策担当課長 長期入院者の方なんですけども、現在のところ、最新の状況といたしましては、厚生労働省がやっている630調査というのが2023年の6月30日現在のものがあるんですけども、こちらのほうで89名の方が、今現在、長期入院されているという形になります。この方々に対して、今回、調査を区内、都内ですね、100の病院に対して行うというような形に考えてございます。

前回の回答率でございますが、前回は65の病院に対して調査を行いまして、81%に当たる53の病院から回答を受けています。該当者の方は48名でした。

○吉村委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 ありがとうございます。これ聞けばよかったんですが、都外もいらっしゃるということなんですかね。都外の方もいらっしゃるけど、都内の中で通所、利用されている方に絞ったということであるのかというのが一点と、あと、回答率、比較的高かったかなというふうに思っているんですけども、精神障害をお持ちの方で、やはりその御家族の支援であったりとか御本人の思いのところで、この方たちの意見をフィードバックというか戻して、今回の意向調査の部分で新規に追加した部分は幾つかあるんでしょうか。前回の令和5年の6月の調査を受けてということだったと思うんですけども、それを受けて、今回、実際、実

態・意向調査に反映させた部分というのは幾つかありますか。

○吉村委員長 市川保健対策担当課長。

○市川保健対策担当課長 全体の、都外の方なんですけども、全体の約4割の方が都外という形になっております。前は初回の調査ということで、都内の方に絞って調査を行ったんですけども、今回については、一定、都外の方についても調査範囲を広げるというような形で検討してまいりたいというふうに考えております。

調査事項についてなんですけども、基本的に今回は前回の調査事項と同じ内容で行いたいというふうに思っております。前は初回での調査でして、今回、2回目となりますので、その辺、経年的な変化をしっかりととるということと、あと、今回のこの調査が14項目の調査なんですけども、基本的には630調査のほうと調査項目をそろえてございまして、こういう形にすることで高い回答率が得られるかなというところで考えておりますので、内容としては同じような内容で考えております。

前回、この調査を行った後、病院のほうで退院ができる状況であるということと、あと、御本人が退院を希望しているということの条件がそろっている方11名に対して、実際に区のほうがお話を伺いに行ったりとか、区の地域移行の制度について御説明に伺ったという形になっておりますので、そのあたりで今回も同じような形で行いたいというふうに思っておりますので、その中でお話のほうをしっかりと伺ってまいりたいと考えております。

○吉村委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 ありがとうございます。前は都内だったのが都外まで、要するに非常に幅広く、本当に文京区にお住まいの方のニーズを捉えようという姿勢は大変高く評価させていただきたいと思っております。

また、630調査に関してやっていくと、やっぱりその整合性が、データとか取りやすくなるのも含めて、合わせていったほうが良いという御判断なんではないかな。その部分でも、やはりお答えしやすいのもそうだし、対応がしやすいだったりとか、横並びでほかの部分で他区の事例なんかも見やすいということであれば、それはしっかりとこれからの施策に反映させて、していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、飛びまして4の調査方法の(2)量的調査の部分で、区内施設等への訪問かオンラインをやるということで、東洋大学の協働でやっているということなんですけども、毎回、東洋大学とやっているかのように思うんですけども、実際に東洋とやっていて実績であるとかそういうやりやすさ、積み上がってきたものがあるかと思うんですけども、そういっ

た部分で今回もお願いしているということによろしいのでしょうか。

○吉村委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 質的調査につきましては、東洋大学の福祉デザイン学部のほうに、研究室のほうに委託をするという形になります。こちらの高山教授のほうなんですけれども、文京区の地域福祉推進協議会の副会長、また、文京区の地域自立支援協議会の会長というところを担っておりまして、文京区の障害福祉や地域の事情に精通していると。また、加えて、障害者の地域生活支援や権利擁護を専門領域というふうにしておりまして、今回の質的調査の委託をすることで、大学の研究室の人的資源を活用して、学術的、専門的な見地から聞き取り調査、また、報告書にまとめていただくと。過去の調査についても、そういった趣旨でしっかり調査のほうを行っていただいておりますので、今回のほうも同様に実施をするという形でございます。

○吉村委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 ありがとうございます。本当に区内幾つかたくさん大学がございまして、その中で東洋さんであったりとかというのを、区内、たまたま区内大学だったのか、高山先生とのつながりがあったのかちょっと分かりませんが、非常に良いことだなというふうに思っておりまして、やっぱりいわゆる大学との連携をほかの部分でもしっかりやっていただきたいなと思うし、本当にしっかりと福祉に精通された先生だということがよく分かりましたので、今後ともそのつながりを持って続けていっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○吉村委員長 続きまして、山本委員。

○山本委員 実態調査、意向調査ということで、新たにまたやるということでございますが、ちょっとこの調査の中身はちょっとやめて、全体的な話なんですけど、まず、前回の実態・意向調査から今回の意向調査に対して、何か調査の対象者や種類や、何か変わったものがあるのか。削除されたやつは主に大体感染症、コロナだとかそういう感じだと思うんですけども、何か加わった項目等、対象者等あるのかということと、あとは調査方法のやり方、これは前回と変わってないのかというのをちょっとまず教えていただきたい。

○吉村委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 調査の対象者と、あと量的調査と質的調査という二本で実施をしていくというところは前回から変更はございません。実際の骨子のほうは、報告事項の資料のほう

の新規というふうに表示をさせていただいているところが、今回、新たに加わったところになりまして、例えば18歳以上の方ですと、特別な支援が必要な方のニーズを把握する項目ですとか、あるいは福祉施設利用後のお困り事であったり、グループホームのかなりニーズが多いものですので、そういったところのニーズを個別に把握をしていくというところを追加したところでございます。また、18歳未満の方の調査につきましては、父親、母親の就労状況だったり、学校の長期休み中のお困り事だったり、そういったことを新たに把握をして、その結果を基に障害者・児計画のほうを策定していくというような形になっております。

○吉村委員長 山本委員。

○山本委員 どちらかというと、今、聞いた話ですと、新たにつくるんだという意図、意味だというふうに理解をさせていただきました。非常に項目は細かい項目、非常に多岐にわたって、非常に充実した項目になっていると思いますが、こうした質問出しの項目ですとかは、大体、文京区に限らず、ほかの23区、近いところでいけば、と大体同じような設問で出されているのかということと、あと、もし分ければ、これ恐らく調査は委託していると思うんですけども、その辺の予算ですよ、大体お金がどれくらいかかっているのか、前回と比較して増えているのか減っているのかということをごちゃと教えていただけますか。

○吉村委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 他区の調査との調査項目の比較でございますが、特に他区の調査等を詳細に比較したことはございませんが、ただ、23区、ある程度、課題、地域課題は共通しているところもあるかと思いますので、ポイントとなる部分はほかの自治体も文京区の調査票と大きくは変わらないのかなというふうな認識は持っております。

また、委託の予算規模でございますが、実態調査の調査本体につきましては、約1,100万円程度。東洋大学のほうに委託をする質的調査につきましては、約260万程度というふうな形で予算計上しております。今回、新型コロナウイルス感染症のほうも5類に移行したということで、質的調査につきましては、例えば東北のほうですとか、いわゆる遠方の都外施設のほうも前回から対象に加えているんですが、前はコロナ禍ということもありまして、オンラインで実施をしたんですが、今回は直接訪問して調査もできるような形で、そういった経費のほうも計上しておりますので、前回よりは増額という形になってございます。

○吉村委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。今、東洋大学のほうと、これ結局、予算は今、1,100万と260万というのは、1,100万プラス260万ということですよ、はい、分かりました。

2 ページ目の質的調査ということで、グループインタビュー調査というふうに書いてあります。前回もそういうふうに行われているというふうに見ておりますけれども、このグループ調査、非常に今回予算つけて、区外の都外のほうまで行って聞き取りをするということなんですけれども、非常にこの辺は大事なところだなと思っていて、やっぱりその本人の、また業者の抱えているお悩み事等、いろいろ直接聞くというのは非常にいいことだと思いますが、すいません、これグループインタビューと東洋大学は全く別ということでもいいですか。グループインタビューはまた別の業者がやって。

○吉村委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 グループインタビューのほうで質的調査という形で東洋大学のほうに委託をする形になります。ですので、実際には東洋大学の学生のほうがインタビューガイドのほうをつくりまして、学生が直接、施設のほうを訪問して、そこの利用者の方とグループインタビューという形でいろいろなお話のほうをお伺いして、報告書のほうにまとめていくという形になります。

○吉村委員長 山本委員。

○山本委員 非常にいい取組、視点で、この大学生の方を活用してということでもいいと思うんですが、これはやっぱり発想としては、区役所、区側でどういう発想の中から、地元の大学でもありますから、その関係の勉強をされている部署ということもさっき聞きましたので、どういう発想でこの東洋大学ということになったのでしょうか。

○吉村委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 先ほどの御答弁と少しかぶる部分もございますが、東洋大学の高山教授のほう地域福祉推進協議会の副会長、あと、自立支援協議会の会長や差別解消協議会のほうの会長もやっております、区内の障害のある方の状況についてよく御存じでいらっしゃるというところがございます。また、学生のほうにインタビューのほうをしてもらうというところは、やはりふだん関わっている御家族や施設の職員ではなくて、いわゆるそのフラットな関係性の中でいろんなお話のほうを伺うというところで、いわゆるそのアンケート調査の中ではなかなか表出しにくいような御意見だったりお考えのほうをきちんと把握していくというような趣旨で実施しているものでございます。

○吉村委員長 山本委員。

○山本委員 すいません、ありがとうございました。のぐちさんのところで、たしかそのお話がありました。

それで、こういったインタビュー方式でやるのは非常に素晴らしいことだと思うんですが、ちょっとこの3番の調査項目の量的調査ということで、質的調査もそうですけど、具体的に、何ていうんですかね、居住環境、介護環境、外出環境、就労環境、いろんな相談を聞くということになると思うんですけども、聞いていただいた本人、また関係者からは、非常にありがたいなというふうに感謝の念が出ると思う、抱くと思うんですけども、だからがゆえに、非常に過度に期待をしてしまうのではないかとこのところがちょっと、我々もよく区民相談を受けますけども、それと一緒にしちゃいけないんですけども、インタビュー行ったときに、非常に過度に期待をして、すぐ改善してくれるのかなというところも思っていたけどもあるんじゃないかなと思うんですけども、その辺で、私も前回の調査票もちょっとざっくり見ましたが、まずは実態調査ですから、いろんな数字だとかグラフでやっていくんですが、もう最後の最後にインタビューの回答の記載があるんですけども、もう少しあの辺の記述の入れ方ですとか、ただ最後にまとめてぼんじゃなくて、何か横書きで各項目、設問ごとに、ああ、こういったインタビューをしたらこういう声がありましたというのも入れてもいいかなと思うんですけども、その辺のインタビュー調査に関しては非常に期待しているんでという意味で、今言った過度な期待を持っていただけるようなふうにも思われると思うんで、行った方がどのようにその場で回答するかというのはちょっと気になったものですから、その辺と、あとは書き出しですね、調査票の最後のインタビューのところはお願いでお願いしたい。その辺どうでしょうか。

○吉村委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 まず、1点目の、実際、グループインタビューのほうの際のやり取りですとか、利用者の方からの期待感というところにつきましては、やはりグループインタビューに行く東洋大学の学生の方も福祉について学んでいる方になりますので、一定、福祉について知識のベースはある方ではあるんですけども、やはり学生でまだ実際に実務に就いている方ではありませんので、なかなか具体的にこういったことをしてほしいというところのなかなか御回答は難しいのかなというふうには思っております。ただ、率直な意見のほうをお聞きをして、それを報告書としてまとめていくと。

2点目のまとめ方につきましては、これは東洋大学のほうに委託をしているものですので、区としてこういうふうにまとめてほしいというのはなかなか申し上げにくいところではあるんですが、ただ、今、委員のほうから御意見のほうもいただきましたので、そういったところは少し委託先の東洋大学のほうにも御意見としてお伝えができればというふうに思います。

○吉村委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。ぜひ、学生さんだからこそメリットもあると思うので、ぜひそういうところを生かしてグループインタビュー頑張ってくださいたいと。全体的な調査結果が出たら、また、様々な施策が反映できればと、いい施策ができればと期待していますので、よろしくお願いいたします。

○吉村委員長 市川保健対策担当課長。

○市川保健対策担当課長 先ほどののぐち委員の御質問のところで、私のほうから長期入院患者の方の調査対象のところを、都外の施設もというところで御回答のほうさせていただいたんですけども、今回の調査では都内の精神病院の約100施設を行っていきまして、都外の施設については状況を確認しながら検討のほうをしてみたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○吉村委員長 よろしいですかね。

それでは、浅田委員。

○浅田委員 質問させていただきます。本当にね、大変御努力いただいていることに感謝申し上げます。その上で、私は、ページ1ページのやっぱり人材確保・育成ということについて質問させていただきます。

先ほど来、この調査を東洋大学の高山先生、それから、その学生さん、これゼミですかね、授業として行っているのかな、まあ、されていると思うんですけども、高山先生にはとにかく本当に文京区の社会福祉、障害者福祉の面ではお世話になっていて、あの先生も本当に尊敬される、私なんかも非常に尊敬している先生なんですけれども、感謝をしたいと思います。で、学生の方が直接訪問していろんな事例に接するということは、非常にその学生にとっては勉強になっているというふうに思います。これ、ほら、子ども食堂やっているとね、もういろんな大学の方が見えるんですけども、やっぱり直接いろんな事例に触れるということがね、社会に出て生かされていくというのは、やっぱり私自身も肌で感じていますけど、そのこと自体は大変私は素晴らしいことだと思っているんです。

でね、問題なのは、その報告を受けて、我々区の側、議会が、これをどうするかということだろうと思うんですよね。前回のを見てても、報告書、大変分厚い、なかなか読むのも大変なこの報告書はいただきます。ただ、それを、その報告書を受けて、私たちが文京の障害者福祉のためにどうするのかということが問われてくると思うんです。その中で、私は人材確保、質の向上ということについて質問させてください。

だから、前回の報告書を見ても、例えば人材確保や質の向上に向けた連絡先というのでアンケートをとってね、連絡先はありますかという質問に、答えがね、連絡先、人を確保するのにハローワークが47.9%であるとか、それから、東京福祉人材センターが24.7%、学校・教育機関あるいはその他の団体が23.3%と2割台で続いているというのが、質の向上に向けた連絡先はありますかという問いに対しての答えなんです。で、報告はそこで終わっているんです。問題なのは、そこから先、この文京区で様々な障害をお持ちの方への支援を行っている法人、団体が、人手不足で大変困難な状態にあるというのは、私、伺っています。だから、そこをどうするのかというのが問われるんじゃないかと思うんですよね、そこから先。ただ、どうするんだ、どうするんだっていっても、なかなかすぐに答えが出るものじゃないですけれども、でも、人材確保については具体的なことを考えないと、私はもう、これはこの後、質問させていただきます介護の分野でも全く同じになりますけれども、本当に文京区、それから東京都、国ももちろんそうですけれども、一体となつて人材確保に向けた具体的な、ハローワークにということで、あるいは、何て言うの、何々の手当てをつけますということだけでは問題がもう全く解決しない事態になっていると思うんですよね。その人材確保、それから、今いらっしゃる、現場で実際に働いていらっしゃる方のレベル、レベルと言ったら失礼かな、お互いが学び合う体制ですよね、学び合いながら自らのスキルをアップしていくという、そのことをこの二点について具体的に検討しなきゃいけないというふうに思うんですが、この点についていかがでしょうか。

○吉村委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 まず、1点目の人材の確保の部分でございますが、確かに委員おっしゃるとおり、今、福祉人材の確保というところは非常に難しい課題だというふうに認識をしております。前回の調査結果を受けての取組というところでございますが、全ての障害福祉サービスの事業所にということではないんですが、特にやはり利用者の方からのお声として、移動支援や居宅介護、そういった訪問系のサービスのほうがなかなか希望しても使えないというような御意見というのはよくお聞きをしておりますので、そういったところへの対応ということで、今年度の重点施策ということで、訪問系障害福祉サービス等事業所人材確保対策事業というところで、移動支援、居宅介護、重度訪問介護、そういった事業所の人材確保に資するような取組を新たに実施しているところになりますので、そういった取組のほうを区としては実施しているところということでございます。

2点目の質の向上でございますが、こちら、委員も御存じのとおり、やはり障害のある方

の支援というのは、障害理解ですとか、個々の特性に応じた支援技術、あるいは高い人権意識、そういったマインドとスキルを兼ね備えていないと質の高い支援というのは難しいというふうに考えております。取組としましては、障害者基幹相談支援センターを中心に、区内の事業所の連絡会ですとか事例検討会、あるいは好事例を報告をしていただきます事業所実践報告会、そういったような取組を実施をしております、情報共有であったり、職員のスキルアップ、人材育成というような取組を実施しているところでございます。また、障害者の地域自立支援協議会におきましても、例えば福祉・教育・医療の連携強化というところでの研修会、そういったような取組も実施をしておりますので、そういった取組を実施していくことによって、人材確保のほうを進めて、人材の育成のほうを進めていきたいというふうに考えております。

○吉村委員長 浅田委員。

○浅田委員 ぜひですね、具体的な、例えばということで事例の交流会、検討会、そういったものが行われているというところは、ぜひ厚くしていただきたいというふうに思います。

それから、ちょっと事前にお話ししてないんですけれども、ちょっと関連すると思うんですけれども、災害のときの事例、災害のときのこのアンケートの問題ありますけれども、福祉避難所とかね、様々、この間、議論をされていますけれども、直接ここで議論、ちょっと飛んじゃうんですけれども、今度ね、避難所運営訓練というのが年に4回ね、区内4か所で行われていますよね。今度、八中で、近いのでね、八中でやるというふうに言ってきましたけれども、そのどんなことをやりますというのはもちろんあるんです、説明いただいて、今度の日曜日かな、やるんですけれども、ただ、そこで説明を聞いてても、これ悪口言うわけじゃないんですけれども、やっぱり障害をお持ちの方がみえたときにどうするのかというこの議論というのは、これ区の側ですよ、やっぱり、ゼロとは言いませんよ、ゼロとは言いませんけれど、非常にやっぱり私の認識では薄い、少ないと言ってもいいでしょう。当然だからその準備に当たる町会の人たちの認識も、そういう認識にやっぱりこうなっていきますよね。やっぱりその位置づけも含めて、本当にこの社会の中で生きていく、一緒に生きていくんだという、この認識を区としてはやっぱりもっとね、このアンケートを踏まえて、ぜひ確立をお願いをしたいというふうに思います。

それにちょっとプラス、関連してもう一点。これ、ページ5ページの新たな質問項目で、文化芸術活動への参加というのがありますよね。ああ、いいところに目をつけていただいたなと思っているんですが、これ、ぜひね、だから、これを入れたということは、どういう目

的、区としてまずどういう目的でこの項目を入れたのかということについて、ちょっと認識をまず最初をお願いします。

○吉村委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 新たな調査項目として文化芸術活動への参加頻度等を入れた理由でございますが、平成30年6月に施行された障害者による文化芸術活動の推進に関する法律、こちらの法律におきましては、文化芸術活動の鑑賞の機会の拡大、文化芸術活動の、文化芸術の創造の機会の拡大、あるいは文化芸術の作品等の発表の機会の確保などが基本施策として示されております。こうしたことから、区としましては、文化芸術活動への参加頻度や、あるいは参加したいんだけど、何かしらの障壁で参加できないということがあれば、そういった事情のほうを把握をした上で、区として施策を検討していくというところで今回の調査項目に入れたものでございます。

○吉村委員長 浅田委員。

○浅田委員 ちょっと名称出てこないんだけど、ほら、薬局をお願いして作品を展示していたとか、あるいは障害をお持ちの方の作品を今度展示して、それを販売して活動に充てようというような提案も今されていて、様々な御検討を、今、いただいていると思うんですけども、その流れの中で、これは一つの御提案でもあるんですが、アカデミーともうちょっと連携をしていただきながら、さらに、例えばということで、大ホールとか、あるいは文京区の持っている施設の中で地域で活動されている団体、社会教育団体含めて、様々な活動ありますよね。そういう中で、結構無償で聞きに来てください、あるいは見に来てくださいというような発表の場が、区内で活動されている、かなりたくさんあると聞いています。そういうところにぜひ、文化芸術に触れるという観点から参加をさせていただく、余っていると言っては失礼ですけども、一定の席を確保していただいて、そこに鑑賞なりをさせていただくというようなシステムをつくったらどうかという地域からの御提案あるんですけども、アカデミーとの連携ということではいかがでしょうか。

○吉村委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 現在も事業の主催者の考えで、例えばチャリティーコンサートというような形で、障害のある方を招待している事業が実施されているというのは私も承知をしているところでございます。今年度、障害のほうの実態調査だけではなく、アカデミー推進計画に関する実態調査のほうも予定しているということになりますので、それぞれの調査のほうから見えてきたニーズ等を踏まえ、関係課とも情報共有を行いながら、区としてどのような

取組ができるかというところを考えていきたいと思っております。

○吉村委員長 浅田委員。

○浅田委員 今ね、障害をお持ちの方であるにかかわらず、やっぱり文化芸術活動に触れていくというそのことに対して、やっぱり所管が積極的な働きかけがあるとないのでは、私は結果が違うと思うんですよね。だから、ぜひアカデミー、ほかの部署もちょっと関係してくるのか分かりませんが、やっぱり所管の担当の方、課長さん、ぜひそういう提案をしながら、少しでもいろんな方が外に出て、文化芸術活動に触れるということに御尽力いただきたいということをお願いして、質問は終わります。

○吉村委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、松丸委員、お願いします。

○松丸委員 今回、この8年度の障害児計画に反映させていくということでのこの調査なんですけども、前回のときはコロナ禍での調査だったんで、ちょっと状況が大きく変わっているという、大前提としてまず大分違うと思うんですけども、そういった中でね、やっぱりしっかりと、コロナ明けて、様々ないろんな量的な面もそうだけど、特に質の面においても変わってきている部分もあるし、我々も毎年夏に知的障害をお持ちのお母さんたちと、それからまた、今回、ここ数年来、精神のお子さんを持っている家庭の方たちとのいろんな意見交換会というのをやるんですけども、やっぱり大分コロナ禍と変わってきている部分もあるし、価値観も大分変わってきている部分もあるんでね、その辺がどうその計画の中にしっかり反映できるような形で、この今回の調査をかけてもらいたいと思うんですけども、ページ5ページのね、まず一つは、この新しい今回の新規項目の27ーマル6ですか、「福祉施設等に通っている」と回答した場合、福祉施設利用後の困り事ということであるんですけども、まさにこの障害をお持ちのお母さんたちの親御さんたちのいろんな意見の中でもあるのは、やっぱり障害者施設へ行っているときはいいんだけど、帰ってきてから、そのお子さんと次の日の朝まで、施設に行くまでの間というのは、一緒に共にしていかなきゃいけない部分のこの時間的な使い方というのかな、結構やっぱりそういった中でいろんなストレスがたまっていく部分があって、それがいろんな虐待になっていくということも実際今まであったんでね、こういう部分もしっかりとやっぱりやっていくという意味においては、家族支援への状況というもの、それがどうこの、何というのかな、今後の施策に反映できるかというものを、まず一つはこういった項目の中でしっかりと拾い上げてもらいたいというふうに思うんですよね。

それから、もう一つは、32番の文化芸術活動にということのこの質問が参加頻度ってことであるんですけども、私、ちょうどアカデミーの推進委員でもあるんですけども、アカデミー推進、公益財団法人アカデミーが令和4年度から令和8年度の計画進行表というか、中で、こういう項目があるんですよ。アカデミーが、今、取り組んでいる中で、共生社会への取組ということをね、区民参加による文化育成事業とアウトリーチ事業の充実という項目があって、その中で、いわゆる計画目標としては、区及び地域関係団体との連携により、高齢者、障害者、子育て中の方とホールに出向くことが難しい方々を対象としたミニコンサートやアウトリーチ事業を実施しますということで、財団のほうも、今、取り組んでおって、特に令和6年度は高齢者福祉施設の特養ね、特別養護老人ホーム文京くすのきの郷と、障害者施設の放課後等デイサービスロードで響の森のアーツキャラバンを行いましたという、こういう実態があるんですけども、今後の一つの進め方としては、引き続き区内福祉施設や文化施設等に区民の生活に密着した場でのアウトリーチ事業を展開、開催し、ふだん、コンサートに行って音楽などを楽しむことが難しい方に、文化や芸術に触れることで人生を豊かにし、生きる活力となるよう事業を推進していくということで、アカデミー、財団アカデミーのほうでもこういった計画の下でやっているんですけども、この辺も含めて、やはり障害の方たちがこういう文化芸術にしっかりと参加をしていく、いろんな今アートのね、この何というのかな、アート事業を通してのいろんな障害者とのあれをやっていますけども、そういう部分もやっぱりしっかりとどうこの計画、実態調査、調査することによって反映していくかということは今回のあれで、どうこの施策に反映できるのかという、それはどういうふうに考えていらっしゃるのか、ちょっとまずお聞きしたい。

○吉村委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 まず、1点目の新規の調査項目、福祉施設利用後の困り事、こちらにつきましては、やはり、今、委員のほうからお話がありましたように、障害福祉の制度のほうは、まず基本的には障害当事者の方の支援というところが目標になっております。ただ、一方では、やはり障害当事者の方が地域で安定して生活をしていくためには、その御家族の支援というような視点も大変重要だというふうには考えております。この4月から、区立の小石川福祉作業所のほうで生活介護の時間延長を、今まで午後4時までだったところを午後6時半までに延長しております。実際に毎日コンスタントに御利用の方がいらっやいまして、スポット的にも利用したいというようなお話も伺っているところでございます。こうした、実際区の実態も含めて、やはり御家族支援というような観点でいきますと、福祉施設利用後

の御本人の、障害当事者の方の過ごし方というところは、こういったニーズ調査のほうでしっかり把握をした上で、区としてどのような施策のほうが実現可能なのかというところをしっかりと検討していきたいというふうに考えております。

2点目の文化芸術活動のところの財団アカデミーの取組というところでございますが、委員のほうからお話がありましたとおり、昨年度、区立の放課後等デイサービスロードにおいて、響きの森アーツキャラバンのほうでアコーディオンコンサートという形で実施をしております。当日はロードの利用されているお子さんだけではなくて、同じ区立の放課後等デイサービスJOYの利用者のお子さん、あと総合福祉センター内のほうで民営で運営をされております放課後等デイサービスびおらのお子さんのほうも一緒にこのコンサートのほうに参加されていらっしゃいます。やはり25人の方が参加されたというふうにお聞きをしているんですが、皆さんは演奏に合わせて体を動かしたりだとか、そういった形で大変楽しんだというふうに聞いております。また、副次的な効果としましては、職員同士の交流のほうもそれをきっかけにできたというような話のほうも聞いております。

区としましては、やはり性別や年齢、障害のあるなしにかかわらず、誰もが創造的な活動に自ら参加することができる機会を提供していくということが重要だというふうに考えておりますので、今年度の障害者（児）実態・意向調査、あるいはアカデミー推進計画の策定に向けた実態調査、そういったところでしっかりニーズを把握した上で、区としてどういったことができるのかというところを検討していきたいと考えております。

○吉村委員長 松丸委員。

○松丸委員 分かりました。そういうのをしっかりと把握できるようにですね、お願いをしたいと思います。

もう一つ、この35番のこれも新規なんですけども、ページ5ページのね、グループホームに関する希望ということで、この備考欄にありますように、やはり障害者、特に知的障害者の方たちの意見交換会の中でよく出てくる要望事項というのは、一つは生活介護、これをしっかりと増やしてもらいたいというものが一つと、もう一つは、やっぱりグループホームをやっぱり区内の中で増やしてもらいたいというのは、これは結構いっぱい要望として毎年上がってくるんですけども、そういった中で、今回、この備考欄にあるように、いわゆる今すぐグループホームが必要なのか、いわゆる1年後なのか、3年後なのか、これも大分ちょっとやっぱり同じ要望はあるんですけども、やっぱり今すぐじゃなくて例えば3年後とか、結構この辺もきめ細かく、聞いていくというのは計画としてね、グループホームを立ち上げてい

く上においての計画としても非常に大事な部分だと思うんで、その辺はやっぱりしっかりと実態把握して、今後のグループホームの計画というものも出てくるんで、その辺はちょっとしっかりお願いしたいかなというのと、あと、ページ8ページのね、これいわゆる18歳未満の方のあれですけども、父親、これも新規にはなっているんだけど、父親の就労状況、それから母親の就労状況ということで、これは医療的ケア児のお母さんたちとのいろんな意見交換会の中で出てくるので、やっぱりどうしても就労したいんだけど、なかなかこの就労する、いわゆるそういう状況ではないと。例えば、地方なんかへ行くと、そういう医療的ケア児が入っている施設の中に働ける場、我々も愛知のほうかな、どこか視察へ行ったときもあるんだけど、そういう、その施設の中にそういう親御さんの就労施設、就労できる場もあるというような、こういう施設なんかを視察で行ったら、非常に改めて、非常に参考になったんだけど、そういう意味でも、やっぱり障害を持っている方たちのお父さん、お母さんたちのこの就労状況をしっかりとやっぱり把握していくといつかね、大事だと思うんで、この辺は、今回、新規でこの項目が入っているんで、しっかりと吸い上げて、それを次の施策に反映していってもらいたいと思うんですけど、その辺はどういうふうに取り組もうとしているのか、ちょっと教えていただきたい。

○吉村委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 まず、1点目のグループホームに関する調査項目でございますが、こちらのほう、前回までの調査でも、幾つかの設問の中でグループホームのほうを希望するというような御回答をいただく項目はあったんですけども、今、委員のほうからお話がありましたように、いつグループホームに入居したいのかというような時間軸の部分はニーズとしては把握ができていなかったものでございますので、そういったいつ入りたいのかというような時間軸も含めて、区としてはしっかりニーズを把握した上で、相談・支援、あるいはグループホームの整備というところを進めていきたいと考えております。

2点目の18歳未満の方の調査票の父親、母親の就労状況というところでございますが、やはり、現在、就労している御家庭が増えております。実際、その障害のあるお子さんの子育てのライフステージというところを見ていったときに、例えば小学校入学、あるいは中学校進学、高校卒業と、そういうようないわゆる切れ目といいますか節目、そういったところで保護者の方が就労し続けることが困難になるというような社会課題のほうが取り上げられております。また、実際に区のほうの御相談の中でも、保護者の方から同様の御意見、御相談というのが寄せられているところでございますので、今回のニーズ調査のほうでしっかり保

護者の方の就労に伴う困り事というところを把握していった上で、施策のほうを検討していきたいというふうに考えております。

○吉村委員長 松丸委員。

○松丸委員 分かりました。そういう意味ではね、今回のこの調査を、意向調査をしていく中で、やはり障害を持っていらっしゃる方、親御さんも含めた家庭のいろんなこういう意向調査を聞く、聞いていくことによって、よりこの文京区の中で障害を持っていらっしゃる方が住みやすいね、また、これからも住んでいって本当にいいというような施策に反映できるような声をどう拾い上げられるかというのは非常に大事な意向調査でもあるので、しっかりその辺はきめ細かに取り組んでいていただきたいということをお願いしたいと思います。

以上です。

○吉村委員長 続きまして、たかはま委員。

○たかはま委員 大きく2項目に分けて質問させていただきます。

まずは、調査の対象についてです。1ページ目の身体障害者の調査対象者の中で、肢体・内部障害だけが無作為抽出となっていて、悉皆となっていない理由について、恐らく統計上十分な数字であり、ある程度均衡していたほうが扱いやすいとは推測しますが、もともとの対象者数がかなり限られているので、こちらも悉皆として、より多くの方の意見をお聞きしたほうがいいのではないのでしょうか。無作為抽出が望ましいとする合理的理由がなければ、今回の調査から変更できないのでしょうか、お伺いします。

続きまして、一般区民を対象にした調査をしてはどうかという提案なんですけれども、先ほどの御質疑の中で、他区の事例についての質問がありました。私がちょっと見たところ、板橋区や港区、あと世田谷はちょっと方式違うようなんですけれども、広く住民に対して無作為抽出で障害についての調査を行っている事例がございます。文京区も行ってはどうかと考えておるのですが、この調査に限らず、本区で広く区民に対して障害についてのお考えを把握できるような取組はありますでしょうか。また、この調査も含めて検討したことはあるのか、お伺いします。

○吉村委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 1点目の調査対象のところでございますが、委員のほうからお話がありましたとおり、確かに身体障害のある方につきましては、ほかの障害種別に比べて、全体の人数が多いというところから、現在の調査方法になりました平成25年度以降、対象者の一部の方を、対象者の一部を無作為抽出というふうにしているところがございます。その中でも、

肢体不自由と内部疾患の方につきましては、他の身体障害の方の種別と比較して人数が多いというところから、前回同様に無作為抽出によって約3割強の方を調査対象としているところでございます。先ほども統計学上の人数的にはどうなのかというところでもお話がございましたが、区としましては、無作為抽出で3割強の方を抽出をしているということで調査を実施するものですので、調査ということに関しては十分な人数の方に調査をするというふうに考えております。また、今回の調査につきましては、既に調査の委託契約のほうの契約手続のほうが進んでいるものでございますので、今回の調査につきましては、今、お示しの形で調査を実施していきたいというふうに考えております。ただ、次回の調査につきましては、悉皆とするかどうかというところは区としても検討したいというふうに考えております。

2点目の、いわゆる広く調査を行うかどうか、そういったことがあるのかどうかというところでございますが、今回の障害者（児）の実態・意向調査の目的としましては、次年度予定している障害者・児計画の策定のための調査という形でございます。こちら、障害者・児計画の性格としまして、市町村の障害福祉計画、あるいは障害児福祉計画のほうを内包するというようになっておりまして、こちらの市町村障害福祉計画、あるいは障害児福祉計画につきましては、いわゆる障害福祉サービス等の利用ニーズのいわゆる量的な部分、あるいはそこに対しての確保の目標だったり確保方策というところを必須で盛り込んでいくという形でございますので、実際に障害者手帳を持っている方、あるいは実際にサービスを使っている方を対象にさせていただきたいというふうに考えております。

広く区民への障害に関する調査を実施しているかどうかというところは、ちょっと私としては、そういったものを把握はしていないというところでございます。

（「世論調査」と言う人あり）

○永尾障害福祉課長 あ、失礼しました。世論調査のほうで、一部、そういったことは実施をしているというところでございます。失礼いたしました。

○吉村委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 承知しました。事前に調査対象者については課長と議論させていただいて、既に契約をしているといったところも理解していますし、統計上の話も十分伺った上での質問だったんですけれども、やっぱり私、この場に立つと納得がいなくて、私たちが議会で議論するときの根拠となる資料としては、統計上の数字というのはもちろん大事なんですけれども、やっぱり区民の皆様、誰一人取り残さずに声をいただいて、その声を根拠に皆様と議論したいなと思うわけですよ。そうすると、統計というその事情はやっぱり分かるんです

けれども、何とか今回からできないものかなというのが私の強い思いです。全員入れるとなると2,200名の増加になるので、これ数十万円の費用変更でできるんじゃないかなと思うんですよ。契約変更ができないかどうか、ちょっと業者さんに問い合わせてみていただけないかなと思うんですけども、こういったことはできないのかというのが質問です。

もう一つ、実態調査についてですけれども、板橋区の事例取り上げますけれども、板橋区も同様に調査の目的は障害について調査して基礎資料とするということでやっているんですけども、加えて区民の実態も調べているというところで、非常に興味深いです。区民の皆様に対して、障害施策が十分足りているかといったような質問をしたところ、足りていると答えた人が5%で、足りていないと答えた人が過半数というふうになっていて、残りは分からないといったような回答もあるんですけども、非常に区民の皆様の認識が分かる。それから、手話についての質問もありまして、手話について学んでみたいと思いますかというような聞き方をしていて、既に学んでいる人6.8%、学んだことはないが興味があるというのが50.3%といったところで、非常にこれ、資料として一体にしたときに非常に効果的なのかなというふうに私は思いました。

世論調査のほうも、私ちょっと区政に関する世論調査見ましたけれども、先ほど取り上げた事例のような内容にはなっていないのかなというふうに思いますので、今後の検討課題としていただけるとありがたいなというふうに思います。

今のところはいかがでしょうか。

○吉村委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 まず、前段の調査対象のところを今回から変更ができないかというような御質問でございますが、こちらにつきましては、地域福祉推進協議会の障害者部会、あるいは地域福祉推進協議会で御報告をし、御意見をいただいて、合意形成をした上で議会のほうに御報告をさせていただいているというところでございますので、今回、御提案いただいたところでは、委員のほうからございますが、今回に関しては、今、お示しをさせていただいている形で調査のほうは実施させていただければというふうに存じます。

また、他区の実践でございますが、この場でこういったことをどのような形でやるのかというところはちょっと御答弁を申し上げることはできないんですが、そういった他区の実践なんかは注視をしたり、情報収集をしていきたいというふうに考えております。

○吉村委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 承知いたしました。

続きまして、先ほど浅田委員からの新たな調査項目と、その入れた背景についてというような議論がありました。私も気になっているところが強度行動障害の対応、それからグループホームの整備計画、こちらは松丸委員の御質疑にもありましたけれども、グループホームから先に言うと、希望するグループホームの所在地まで踏み込んで聞くといったようなことになっておりまして、これは当事者の意向を酌んで、区のほうで主体的に整備をしていくという意思の表れと私としては受け止めたんですけれども、どのようなお考えで入っているのか、調査で明らかになったニーズの地域分布を受け止めて、区のほうでしっかりと事業者誘致等取り組んでいくのか、今後の展望をお伺いしたいと思います。

もう一点の強度行動障害への対応について、こちら事業所の調査で特に踏み込んだ内容になっております。これの背景として、設問の追加は国から、国等からの指針と伺っておりますけれども、背景として、受入先の不足ですとか支援の困難さといった問題が深刻化しているといったようなことかと思えます。本区としては現時点でどのようにつかんでいて、この調査でどのような実態が明らかにされることが期待されているのか教えてください。

○吉村委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 まず、1点目のグループホームの所在地でございますが、こちら選択肢として想定していますのが、現時点において、文京区内のグループホームを希望されるのか、それとも文京区外の23区内なのか、あるいは東京都内なのか、そういったところを選択肢でお示しをして御回答いただくというところを想定しているところでございます。もちろん前段のグループホームの時間軸も含めた回答も含めて、区としては、やはりグループホームのニーズは非常に多いというふうに認識をしておりますので、しっかり整備のほうは進めたいというふうに考えております。

また、所在地域のところにつきましては、実際、どのグループホームに入居するかというところは、相談・支援の中で御本人、御家族としっかり相談をしていく中で決めていくことだというふうに認識をしております。その中で、こういった調査項目で所在地域の希望を把握することによって、区だったり、あるいは計画相談支援事業所のほうで、こういった地域のグループホームの情報まで入手をしておくとか相談・支援でいろんな選択肢のお示しができるかどうかというようなところもございますので、そういった観点も含めて今回の設問を設定をしたというところでございます。

2点目の強度行動障害に関する取組というところでございますが、既に強度行動障害の方、支援度の方、支援度が大変高い方が多いものですので、日中活動の利用先としましては、生

活介護事業所というところが考えられるわけなんですけれども、こちら生活介護事業所のほうとは、実際の現場のほうでの、今、支援を行う中で、現状ですとか課題、そういったところを共有できるような連絡会のほうを始めたところでございます。そういったような連絡会を通じて、今後、どのような形で取組を進めていくのかというところを、今回の実態調査で把握をしたニーズと併せて区としては検討していきたいと考えております。

○吉村委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 承知しました。連絡会を通じてどう取組を進めるかといったところを考えてくださっているということなんですけれども、これ、もう少し具体的に言うとどんなふうな形になるんでしょう。例えば、受入れ促進の報酬的なインセンティブですとか、あとは専門的な人材の育成が必要なのかとか、今の時点での把握があれば、すいません、ちょっと教えていただけるかなと、ありがたいです。

それから、今、質疑させていただいたような内容の聞き方については、私、大変関心が強うございまして、次回の9月議会ではもう恐らく印刷と並行しての報告になりますので、実質的な議論をした上の修正というのは難しいという状況になりますので、質問項目の案が固まった時点で私たち各委員の意見聴取をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○吉村委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 連絡会でのいろんな意見交換をする中での取組というところでございますが、やはり強度行動障害の方といいますのは、支援もなかなか難しいというところはあるんですが、一方、障害特性の理解に基づく適切な支援を行うことにより、強度行動障害が低減して安定した日常生活を送ることができるということも知られているものでございます。そういったところから、やはり支援者の人材育成、質の向上というところが一つのテーマになってくるといふふうに思いますので、そこは事業者の皆様と一緒に、区としてもどのようなことができるかというところは考えていきたいというふうに思っております。

2点目の、今回の実態調査のスケジュールの中での、議会のほうへの情報提供というところでございますが、次回、選択肢のほうは障害者部会のほうでお示しをするという形になるんですが、そこでお示しをした内容につきましては、区議会の皆様のほうにも情報提供のほうをさせていただいた上で、御意見のほうを賜ればというふうに考えております。

○吉村委員長 それでは、続きまして、最後に関川副委員長。

○関川副委員長 今、皆さんのほうから様々な質問がありました。ですけども、調査の人数ですけど、大体いつも抽出している人数、同じかなというふうに思うのと、それから、身体障

害者のところで18歳以上の心身手帳を持っていられる方、約1,920人を調べるということで、全体に4,200人いる中で、1,920人で調査され、残りの方どうするのかなと思うのと、あと、18歳以下の調査、18歳以下の方の調査は具体的にどういうふうにするのかなというふうに思いますのですが。

というのは、前は見つからなかった発達障害のお子さん、発達障害のお子さんが増えているという中では、やっぱりこういうところにもきめ細かく調査をしていくことが大事だなというふうに思うんですけど、その辺はいかがなんでしょうか。

○吉村委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 まず、前回との対象者の人数の推移というところでございますが、身体障害の方については40人増という形になっております。同様に知的障害の方が30人増、精神障害の方が470人増、難病患者の方が420人増、18歳未満のお子さんが330人増というような人数の推移となっております。

2点目の18歳以下の方の発達障害の方等のニーズの把握というところでございますが、今回、対象者のほうは障害者手帳を所持している方、もしくは、放課後等デイサービス等の障害児通所支援サービスを利用している方というところが対象者になっております。当然、手帳、障害者手帳は持っていられない、あるいは障害児通所支援サービスのほうを利用していないという方もいらっしゃる、そういった方の支援の必要性というところも当然あるというふうには認識はしているんですけども、ただ、今回の調査の趣旨が、あくまでも障害者・児計画を策定するための実態調査というところでございますので、障害者・児計画を策定するに当たっては、サービスのいわゆるその必要量、あるいはそれに対する目標値、確保方策というところを計画に盛り込んでいくという形になっておりますので、やはり実際に障害者手帳を持っている方、あるいはサービスを使っている方というところを御意見として伺いをしたいというふうに考えております。

○吉村委員長 それでは、12時になりましたので、ここで会議を中断いたします。ありがとうございます。

午後 0時01分 休憩

午後 0時59分 再開

○吉村委員長 それでは、時間前ではございますけれども、全員おそろいですので、厚生委員会を再開したいと思います。

そして、永尾障害福祉課長より、山本委員への答弁について訂正したい旨の申出がありま

したので、これを許可します。

それでは、永尾障害福祉課長、よろしくお願いします。

○永尾障害福祉課長 午前中の山本委員のほうから御質問がございました実態調査の3年前と今回との予算額の比較というところでの、答弁の訂正を申し上げます。答弁の中では、質的調査のほうが当該施設等への旅費のほうの増の関係で増になったということで御答弁申し上げまして、そこは間違いはないんですけども、ただ、アンケート調査のほうも実際には、この間、郵便料金の改定等がございましたので、そちらのほうも増加しているというところで、訂正のほうをさせていただきます。申し訳ございませんでした。

○吉村委員長 それでは、関川副委員長の御質問からお願いいたします。先ほど、答弁が終わったところだと思われますよね。一区切りでしたよね、先ほど。なので。

○関川副委員長 発達障害のお子さんが増えている中で、きめ細かくというふうに先ほど発言しましたけれども、この障害者の福祉計画のために今回調査する、それだけではなくて、保健衛生部、あるいは教育センター等々と連携して、早くその障害を見つけ出すということも大事なというふうに思いますが、その辺、お願いしておきたいと思います。

あと、先ほど区外の病院に預けている方の調査もするというふうにおっしゃっていましたが、病院だけではなくて、都外の障害者施設に預けていらっしゃる方の実情、直接送ってということのようすけども、アンケートを。ちょっと私が知っている方が山形におりまして、都の施設があって、そこに入所していらっしゃる方は、都内の方が9割、地元が1割ということで、若いうちに入所しても高齢になるまでいらっしゃる、親御さんが面会に来たりというようなことも重ねながら、その施設で過ごしているというようなことなんですけど、文京区からその区外の施設に行っている方はどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。そういう施設に入っている方も、ずっとその施設に入りっ放しというんじゃないくて、東京に帰ってこられる条件があるんだっただらば、そういうことも考えながら調査の中に入れていくことが大事かと思います。

○吉村委員長 質問は一旦終わりで、御答弁ですか。

○関川副委員長 はい。

○吉村委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 まず、1点目のいわゆる発達障害の方も含めて、早期の療育支援のほうにつなげていくという部分につきましては、区としましても乳幼児健診等々で早期療育というところで支援のほうにつなげているところでございます。また、お子さんの支援という観

点だけではなく、保護者の方への支援というところも重要だというふうに認識しておりますので、そういう部分で、支援の必要な方については、早めにそういった支援のほうにつながられるように区として取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の都外施設の状況というところでございますが、今回、施設入所されている方への調査というところで、大体の人数というところではございますが、施設入所支援を支給決定している方というところになりますと、約130人ぐらいいらっしゃいます。施設数としましては、大体60か所程度というところになっておりますので、そういった方への調査というところで、ニーズのほうをしっかりと把握していきたいというふうに考えております。

○吉村委員長 関川副委員長。

○関川副委員長 都外が130人で60か所ということは分かりました。ぜひそういう施設、都外、区外の施設に入っていらっしゃる遠いところにいらっしゃる方のことも、きちっと視野に入らせていただいて調査をしていただくとありがたいです。

あと、基幹相談センターが、たくさんの相談が寄せられていますのと、4警察ごとに障害者のセンターがありますけど、そういうところから、そういうところに相談がたくさん寄せられていると思いますが、そういうことも加味しながら計画の中に入れていただければと思います。相談の状況はどうなんですか。基幹センター、すごいいっぱい相談が寄せられているということでしたけど。

○吉村委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 今、副委員長のほうからお話がありましたように、確かに基幹相談支援センターのほうは引き続き相談・支援の数というところで多い状況ではございますが、ただ、一方、地域生活支援拠点が現在4圏域に整備されたということで、年間の相談件数自体は少しずつ減少しているような状況でございます。要因としましては、やはり基幹相談支援センターのほうは総合的・専門的な相談ということで、いろんな困難ケース等も含めて相談・支援を行っているところでございますが、一定、そこで課題が整理をされて、地域での見守りの段階になりましたら、地域生活支援拠点のほうに相談・支援をつないでいるというところでございます。ですので、逆に地域生活支援拠点のほうが、いろんなアウトリーチも含めて、身近なところでいろんな相談のほうを承っているという状況でございますので、相談件数としては、地域生活支援拠点のほうは増えているという状況でございます。そうした状況も踏まえて、当然、障害者・児計画のほうには区として必要な施策というところを何ができるのかというところを考えて盛り込んでいければというふうに考えております。

○吉村委員長 関川副委員長。

○関川副委員長 ぜひよろしくお願いします。相談基幹センターと4圏域の障害支援センターは、やっぱり一番地域に根差していろんなことをつかんでいると思うので、ぜひそのことも計画の中に加味していただければと思います。

あと、先ほど来から上がっています、これは前からの課題ですけど、グループホームと移動支援などの問題については、なかなか解決しない問題だなと思いますけど、グループホームは待機者は何人いるというようなカウントはしてはいないんですかね。前聞いたときは、そういうカウントの仕方はしないって、保育園のように待機児何人、ここの地域でグループホーム待っている人は何人とかなくてはいないんですか。どういうふうに把握してあれですか。

○吉村委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 グループホームの希望する方の把握というところでございますけれども、個々の相談・支援の中でお一人お一人の御希望等を踏まえて相談・支援のほうは行っているところでございます。ただ、それを集約した形で待機者何人というような把握の仕方は現在行っていないところでございます。

ただ、前回の3年前の実態調査のほうでは、幾つかのグループホームに関する希望を御回答いただく項目がございまして、例えば、今後希望する生活、生活に関する調査項目におきましては、グループホームのほうを選択した方が2,000人中62人という形になっております。それ以外の幾つかの項目のほうでも、グループホームを選択するような質問項目があるんですが、それぞれの質問の仕方によって、ちょっと人数のほうは異なってくる形になりますけれども、一例としましては、今後希望する生活の中では、2,000人中62人の方がグループホームのほうを選択をしていらっしゃるという状況でございます。

○吉村委員長 関川副委員長。

○関川副委員長 ありがとうございます。2,000人中、数としては62人ということですけども、やっぱりこの問題は毎年行われている区長さんと障害者団体の方々の懇談のところでも、親亡き後施設としてぜひグループホームを増やしてほしいという、こういう要望が前からありますけども、次回の計画を待たずして、何年には何個という形で計画していただいて、ぜひグループホームを待っていらっしゃる方がお入りに、すぐ入れるような形にいただければと思います。

あと、移動支援のほうも前から課題になっていますから、これは移動支援、付き添う方が

やっぱり足りないということが原因となっているんですかね。そのところ研修を深めていただくとかして、移動支援のほうも、これも前から課題になっていますけれど、ぜひ今度の計画のところでは解決するような形にしていいただければと思います。

それと、今後の改定のところのいろんな意見の集約ですけど、障害者部会のところでは分析をしてやるんでしょうけど、ぜひ緊急の問題については、この障害者部会のところでは早く計画が立てるようなことに、ぜひ検討するときにはしていいただければと思います。よろしくお願いします。

○吉村委員長 以上ですかね。

○関川副委員長 はい。

○吉村委員長 それでは、以上で報告事項1の質疑を終了いたします。

続いて、報告事項2、「文京区版ひきこもり総合対策」の強化事業の実施結果についての御質疑がある方、挙手をお願いいたします。

それでは、のぐち委員。

○のぐち委員 ありがとうございます。ひきこもり強化事業については、もう何度も、もちろんこの委員会等含めてやっておるわけで、ひきこもり総合対策については、本当に全庁挙げて取り組んでいただきたいと思っておりますし、令和元年から区内、庁内で、ひきこもり支援センターを設置して、しっかりと取り組んでもらっていることは大変感謝しております。

今回、ひきこもりの今回の対策において、地域就職氷河期世代化支援加速化交付金を活用してというところについて一点、この点について質問したいんですけれども、就職氷河期世代が、すなわちひきこもりになるわけではもちろんないわけでございます。それについて、交付金を幾つかある中でここに充てたということに対して、こういった意図でというか、意味があって、やはりその世代としては、やはりこの世代の方がひきこもりになる率が高いのか、予防的措置としてやったのか、もしくは多角的な交付金の使い方の中で、この今回の就職氷河期世代の支援金を充てることにしたのかという経緯について教えてください。

○吉村委員長 坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長 今回の氷河期世代の交付金についてでございますけれども、氷河期、就職氷河期世代の方々は、やっぱり雇用環境が厳しい時期に就職活動を行ったというところで、希望する就職ができなかったりですとか、あるいは不本意ながら不安定な職に就いた、あるいは実際に就業に結びつかなかったような状態の方など、様々な課題に直面しているような状況でございます。そういった事情を抱える方々がおられる中で、やっぱりひきこもり状態

の方も含まれておりまして、そういった働き方を含めた就労や社会的なつながりの回復をはじめとする社会参加などを、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューの構築というのが必要となるということで、今回、こういった交付金が御紹介されましたので、今回、ひきこもり事業について対象とさせていただいたものでございます。

○吉村委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 ありがとうございます。本当にそういう非常に、私もそうですけども、大変に就職状況が厳しい状態であった方が社会に出られるタイミングで、なかなか希望する職に就けなかった。二、三年後にはリーマンショックが起こって、その当時の新卒の人たちもなかなか就職がうまくいかなくて、なおさら、その就職氷河期世代の人たちはもっと状況が悪くなってしまったというのも重なって、今でも御希望する職であったりとか、もしくは結婚等も含めて、なかなかうまくいっていないというのも事実でありまして、ただ、そのひきこもりの対策としてやるのであれば、そこの世代も含めてなんですけども、同じように若年層であったりとか、そういった方たちにも広く施策をやってほしいというのが一点と、あと、8050は随分前に言われていて、もう9060になるということもあるので、その部分で、もちろん区ももちろんそういう対策なさっているとは思いますが、ぜひ、この広報の事業の結果を見るにつけ、その部数がこれで足りたのかというところ、そのひきこもりを配り切れたのかなというところがあって、この事業と、この報告書に絡めてなんですけども、64ページのところで、リーフレットを渡す機会がありましたかというところで、45%ぐらいがあったと、半々なんです。だから、なかなかお渡しをするタイミングときっかけの場所が難しいのは大変よく承知しておるんですけども、実際に配る場所が、半分は要するに配れなかった、希望する形で、区が想定する形で広報物がお渡しができなかったということであれば、ここも改善の余地が一定あって、もうちょっと直接どこかで知り合う機会をつくるか、もしくは、全く関係ないだろうなと思うところにも思い切って置いてみるということで、配布率を上げていただきたいということで、ここの配布についての検討の段階を一点質問いたします。

○吉村委員長 坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長 まず、最初のほうで、前段のほうで8050というところでお話があったかと思います。今回、調査目的のところ、そういったちょっと8050の世代が、ちょっと私どものほうでやっぱりなかなか把握し切れてないというところがありまして、今回、調査を行ったものです。あと、この広報を活用して行ったものでございます。また、渡すタイミング

というところですけども、こちらは支援機関というところで、高齢者あんしん相談センターですとか、障害者関係の関係機関ですとか、ちょっとそういったところに、専門職の方をお願いしてお渡しいただくというような形をとっていたんですけど、やっぱりそういったひきこもり状態にあるような状況の場合はお渡ししていただいたというところで、そういったところでちょっと今回の結果としては半々ぐらいになったのかなというところでございます。

今後の配布なんですけれども、こちらにつきましては、やっぱり最終的にはひきこもりの方々、あるいは御家族の方の支援になるような情報提供となるような形でやっぱり届けなければいけないので、今後も引き続き配布先等を工夫しながら周知に努めてまいりたいと考えております。

○吉村委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 ありがとうございます。本当に親世代の苦悩も結構いっぱいあるということで、実際にいわゆる想定している中間層の人たちがひきこもり状態にあるのを何とかして改善していかないと、将来的に国の社会保障費がもっと上がるんじゃないかというのは、巷間、言われているところでありますから、これについてはアプローチを続けていただきたいのと、今、課長がおっしゃったその配布の場所についても、例えば、いわゆるここだったら専門的だろうとか、ここだったら当事者がいらっしゃるだろうというところ以外で、例えば防災フェスタとか、そういうふうに区民の方がどなたでもいらっしゃるようなところに置いてみるとか、もう本当にどこでもいいから目に留まるだろうというところに置いてみるというような発想の転換も必要なのではないかなというふうに思っていますので、これも、これもまた課内で検討していただいて、改善をできていただければ、で、配布率の向上につながれば、配布したからというわけじゃないんですけども、やっぱり知っていただくことが一番大切だと思うので、これの向上に努めていただきたいというふうに思います。

続きまして、66ページのところで、これもなかなか難しいとは思うんですけども、当事者について、支援を、一番最も課題だと思うのは何ですかという問いに対して、当事者が支援を望んでいないというのが一番多いんですね。これ大変よく分かって、どうしても俺は世話になりたくないとか、そんなんじゃないとかって言って、どうしてもこう支援素直に受け取ってもらえないというケースはあると思うんです。これについてこの数字が出ていて、もちろん専門機関とも相談をしたりとか、私も一回、茗荷谷クラブお邪魔して、実際に利用者さんと触れ合って活動と一緒にしたことがあるんですけども、そういったところに出てこられる方たちはいろんなアプローチの仕方があるんですけども、ちょっとなかなかひきこもり状態に

外から見ると認定される方たちを、何かお手伝いしましょうかって言うと、いや、まだ大丈夫だってなっちゃったときの方策で、何かこう、区としてこの結果を受けて半分以上が望まれないから、じゃあ、何もしないってわけにいかないと思うんですけども、ここの部分で何か考えていることとかありますか。

○吉村委員長 坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長 やっぱ、今、本当に委員御指摘のとおり、非常にひきこもっている方で、その状態が安定している状態ということで、特に問題視されない方も多いかなと思います。ただ、その中でやっぱり御家族の方が、やっぱりその子ども世代のお子さんの将来を心配して、私どもの相談支援センターのほうに御相談をいただくというようなケースがございます。そういった意味では、御家族ですとか、あるいは地域の方、そういったところに、こういった様々なひきこもりに関する情報をお伝えして、今後、こういう方が地域にいらっしゃるとか、こういうことが悩んでいるということで、まずはそういった本当にそういったかすかな、僅かな情報でも、やっぱり御相談いただけることからまずは第一歩として始まるのかなと思っております。

○吉村委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 ありがとうございます。最後にします。先ほど申し上げた、令和元年のひきこもり支援センターの設立のところで、実際にこの報告書を調査も含めてですけども、上げるに当たって、センターがどのくらい活用されていたのかなというのはちょっと聞いてみたんですけども、それについては何か数字なり実績なりありますか。

○吉村委員長 坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長 こちら、ひきこもり支援センターの過去3年の、それでは相談件数を御紹介します。令和4年度ですけれども、164件、令和5年度は271件、令和6年度はちょっと下がって253件となっております。ただ、この、ここのところなんですけども、この3月、実は3月に29件、4月にも27件という御相談をいただいて、こういった広報活動強化的な取組が、ちょっとこういった相談につながっているのかなというところが見えているところが現状でございます。

○吉村委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 ありがとうございます。ちょっと昨年は微減ということだったんですけども、本当にせっかく庁内につくっていただいて、広く広報もしていただいて、利用される方もたくさんいるということでありますので、やっぱり困ったときにまず相談口があるというのは

とっても良いことで、それはいいんですけども、その次を多分どのようにつなげていって、茗荷谷クラブだけではなくて、何かその工夫でまた別の組織なり団体なりと連携してやっていただきたいというふうに思っております。

3、4月増えた原因というのは、ちょっとまだ分からないんですかね、課長ね、それは。何か推測がありますか。その部分でちょっと後でお答えいただきますけども、やっぱりお困りの方が急増しているということであれば、何らかそのアプローチの方法が間違ってたということになると思うので、そこに向けては、このまま維持をしていただきたいと思っております。

○吉村委員長 坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長 まず、やっぱり相談を受けてから次の取組が重要だということは御指摘のとおりかと思います。そうですね、我々、相談、支援センターとしても、御相談を受けた後、茗荷谷クラブさんを御紹介したりですとか、あるいは様々、ひょっとしたら疾患を抱えている方の中にはいらっしゃったりすることもありますので、そういったところにはそういった専門機関を御紹介したりとか、御相談させていただいたりとか、そういったところでつながりを保てるようにしているところでございます。

また、先ほど3月、4月増えた理由というところですけども、恐らく、これ周知活動、区報特集号が9月に行って、それ以降、約数か月、二、三か月にわたって、こういった調査期間を設けさせていただいたんですけど、恐らくそこでいろいろ、それぞれの方が、区民の方がいろいろお考えいただいて、3月、4月に御相談いただいたのかなと思っているのと、あとはやっぱり年度末、年度初めというところで、やはりこういった異動の時期でもありますので、そういったところで、こちらのセンターのほうに御相談いただいたのかなと思っております。

○吉村委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 ありがとうございます。本当、先ほど申し上げたとおり、パンフレットの配布も全てそうなんですけども、本当に一見関係ないと思われるようなところでも、区報の効果もあったわけですから、やっぱり、なるべく区が開催しているようなところでは、そういった広報活動を続けていっていただいて、ちょっと目に留まる、御家族だったり御本人だったりの目に留まるような活動を続けていっていただいて、もう、こちらに来ていただければ支援体制は整っているわけですから、そういった部分で間口を広げてやっていただければいいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○吉村委員長 それでは、続きまして、松丸委員。

○松丸委員 私のほうからは、今回、この強化事業を実施、この結果を受けて、さらに強化をしていくという中で、今回の報告の中の2ページ目の調査結果の概要、詳細はこの報告書にあるんですけども、調査結果の概要のアイウエオのウの中に、「ひきこもり支援に対する意見は多様であり、相談や支援メニューに関する内容に限らず、不登校、生きづらさ、精神疾患など、複合的な課題が含まれていた」というふうに概要が書かれていますけども、特に今、文京区の小・中学校のいわゆる教育委員会のほうでも、この不登校対策というのは一生懸命やっていると思うんですけども、そういった中で、必ずしもそうとは言えないけども、非常に極めて高いあれとして、ひきこもりになっていくあれを見ていくと、やっぱりその幼少期の中でそういう不登校であったりとか、いじめとか、そういうものの要素が多分にある可能性も十分あるわけですね。特に今回、代表質問で山田議員が質問した児童相談所の4月1日から開設して、その中で相談件数が496件、それで虐待による相談というのかな、その件数が351件、一時保護が37件と、極めてまだスタートして間もないあれなんだけども、この数字、僕は聞いて非常にびっくりしたんだけども、やっぱそれだけこういう何というのかな、やっぱり実際のね、数で上がってきているわけであって、そういう意味からいけば、何もひきこもりの予防対策じゃないんだけども、そういう不登校であったりとか、そういう、特に不登校の場合、教育委員会、教育センターはこれはどうなのかな、15までか、これ相談、18までなの、教育相談、教育センターではね、そういうあれが。だから、その後の連携みたいなものっていうの、やっぱり非常に大事になってくるのかなというふうに思うんですけども、その辺はこのひきこもりの対策をやっていく中でどういうふうに、今、捉えているのか。ちょっとその辺を教えてください。

○吉村委員長 坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長 まず、1点目の予防対策というところですけども、なかなかやはり、この予防をするのは難しいのかなと思っております。やはり関係する機関、今、委員御指摘のありましたそういった教育機関とか、あるいは、子どもに関することであれば子ども家庭支援センター、児童相談所等、そういったところでいろいろ情報を共有しながら連携して対応していくことが重要かなと思っております。

それと、2点目の教育局に関してなんですけども、先ほど来、いじめ、不登校といじめに関するところでは、これまで内閣府が行った調査によると、外出頻度が低くなった理由として、学校時代の不登校を挙げている方が一定数いるなど、不登校が理由となって将来

のひきこもりにつながっている場合もあると考えられているというふうな指摘もされているところ。区においても、これまで学校や教育センターでの不登校の御相談から、私どもひきこもり支援センターの相談に移行するケースも実際に事例としてこれまでございます。やっぱり学校の卒業で、それまで相談のつながり、これまでの相談のつながりが切れないよう、やっぱり教育機関とひきこもり支援センターとの連携を図りまして、ひきこもり御本人の方や、あと御家族の方にとって無理のない丁寧な相談・支援の移行に取り組んでいるところでございます。

○吉村委員長 松丸委員。

○松丸委員 分かりました。そうですね、やっぱり非常にそういう、何というのかな、幼少期に不登校であったり、虐待であったりとかということの受けた子が、比較的そういう数字でもね、表れていると思うんだけど、だからその辺も注視、だから、ある意味では重層的支援という国が、今、進めていく中で、しっかりとこの重層的支援体制というのを強化して、各部署が連携とりながらやっていくというのは非常に極めて大事な部分にあるんで、せっかくこういう実施結果というものを参考にしながら、やはりそういうひきこもりにならない、別に予防対策ということじゃないんだけど、そういうふうにならないそういう仕組みというか、制度をしっかりと支援をつくっていくというのは、こういう結果から見ても分かると思うので、そこは僕は、今後、文京区としてもしっかりと取り組んでいっていただきたいかなというふうに思うので、ここは要望としてお願いをしたいかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○吉村委員長 分かりました。

続きまして、山本委員。

○山本委員 実施結果ということでございます。いろいろ文京区の、文京区がいろんな区民の様々な立場の方にこうして支援の体制を整えようということで、いいことだと思いますが、ちょっと一つ確認なんですけども、そもそもこの今回の文京区版ひきこもり総合対策ということでやられたというのは、当事者をしっかりと助けるということだと思うんですけども、調査票、アンケート調査を見ると、割と区民の方、アウトリーチ、区民のアウトリーチサポーターというんですか、ここに書いてありましたけども、そういった方を少しでも増やすという側面の支援をしていくのかなと、両方だというふうに思うんですけども、アンケート調査や、こういった様々な機会を使いまして、区民の皆さんに文京区の中でのひきこもりの状況

はこういうことだということは一理解をするという機会としては非常にいい事業だなというふうには思いますが、ここでいろいろとちょっと私も全部細かく見ているわけじゃないんですけども、見た中では、当事者が約100名ぐらいいるということで、しかも、アンケートに答えた方の中での10%ぐらいということで書いてありました。実数としては100人、答えた中での100人ぐらいということなんですけども、例えばそこが、何ですか、非常にデリケートな話なので、どういうふうにお話ししたらいいかわかりませんが、いわゆる例えで言うと子ども宅食がありますけども、子ども宅食は見えない形での生活困窮者や困っている方に対する文京区の支援体制だということでございますけれども、そういった今回のひきこもりの実施結果によって出てきた数字があると思うんですけども、ということは、具体的に、アウトリーチ型で区民の様々な方々が支援体制をすることも大切ですけども、文京区は直接そこにおうちに行って、何かしらの支援をすればいいのではないかなと思うんですが、先ほどのぐち委員からのほうから、支援は必要ないという項目があったというので、ちょっとそこを見逃しちゃっているかもしれないですけども、私の感覚的には、そこまで調査して分かっていると。また、大体同居している方が70%強いということでもございますから、例えばその同居者との連携をしながら、ひきこもりの方が少しでも改善をして普通の生活に戻れるようなということにつなげていける一番の身近な人になるのではないかなというふうに思いますが、まず、その辺からお願いしたいと思います。

○吉村委員長 坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長 まず、ひきこもりの方、100人ほどいらっしゃるという、ちょっと御指摘あったんですけど、これは、ひきこもり当事者の方とその御家族の方を合わせた回答が100名弱いらっしゃった、97名いらっしゃったということです。

今の質問ですけども、そういった子ども宅食のような見えない支援というところで、まさにひきこもりというと、やっぱり潜在的に区内の中ではかなりいらっしゃるのかなと。3,200、国の出現率を掛け合わせると3,200以上いるんじゃないかということで、今回、調査をしたところでございます。やっぱりそういったところで、そういった潜在的にいらっしゃる、また、お困りな方もいらっしゃったりとか、そういった御本人は困ってないけども、やっぱり御家族の方がこのままちょっと将来が心配だということで御相談を受けるということで、実際の例を申しますと、例えば8050問題なんてよく話題になりますけども、やっぱり区内でも80代の方が高齢になって介護サービスを相談した際に訪問調査に行きますと、そこに50代のお子様がいたと。なかなかやっぱりそこでひきこもりになっているということで、非

常に今後、自分が体が動かなくなったときにやっぱり子どもの将来を心配するというようなことで御相談を受けているようなケースもあります。ですので、やっぱりそういった、なかなかそういったことが表に出すことが恥ずかしいですとか、難しいとか、なかなか御本人、当事者が声を上げることも非常に難しい状況の中で、やっぱり社会とのつながりをやっぱり、社会とつながることはやっぱりそこを改善していくための一歩かなと思っておりますので、こういった周知活動、相談活動をやっぱり強化していくことは、やっぱり今後のひきこもり施策を進めていく上で重要なと考えております。

○吉村委員長 山本委員。

○山本委員 よく分かりました。100人ぐらいいるということのほかに、潜在的に3,200人ぐらいいるんだよというところで、こういった事業と調査、アンケートをやったんだということは理解いたしました。

既に何だ、茗荷谷クラブさん、もうやられているということでございますけど、例えば、また何度も宅食のことばかり言ってあれなんですけど、コンソーシアムさんでやられていますけども、分かるところでの、まず、ひきこもりの当事者のところに、どこか専門的な事業者へ委託をして、おうちに行って、何らかの支援をしたり、詳しく先ほどの障害者・児アンケートじゃないですけども、実際に行って聞いてみたり、いろんな声をということで、そういうことは考えられないでしょうか。

○吉村委員長 坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長 専門的なところというところでは、やはりひきこもりになった背景に精神疾患のある方ですとか、様々な事情を抱えてひきこもられている方もいらっしゃいますので、そういったやっぱり医療機関とか、そういったところと相談しながら、当然、御本人、御家族の御協力、御了解をいただきながら介入していく、御相談を受けていくというような形で進めていければなと考えております。

○吉村委員長 山本委員。

○山本委員 すいません。ごめんなさい、ちょっと、事業者じゃなくてということですね。どこかに頼んで委託してやるということじゃなくて、基本的に区のほうで対応していくということですか、はい。あ、いいです。

それで、いろいろあるんですけど、やっぱり体の健康もそうですけども、先ほど松丸先生のほうからちょっとお話ししました、対応・対策するのも当然ですが、できる限りひきこもりにならないような環境にするにはどうしたらいいかということも一つ、事業の中に考慮

していただいて検討していただければ、これはお願いでございます。

あと、必要な支援ということで、当事者たちの、いろいろ複数回答ができるということの中で、居場所が非常に必要だというところが私もちょっと気になったんですけども、居場所を今後増やしたり、増やそうというような計画はあるのでしょうか。

○吉村委員長 坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長 今回の広報物作成の中に、ライフハンドブックというひきこもりの情報誌を作成をさせていただきました。こちらには、ひきこもり御本人の方のための居場所ということで、茗荷谷クラブが運営している居場所の御紹介ですとか、あるいは、女性の方限定のひきこもり女子会のような居場所ですとか、あと、そういったひきこもりに限らずなんですけども、御紹介しているのは生活あんしん拠点のサロンですとか、あと、社会福祉協議会のほうで支援している風のやすみばをはじめとした区内で自主的に活動されている地域の居場所ですね、こういったものとか、あとは図書館とか、あと、実際の場所だけではなくて、ネットの居場所なんかも、インターネット上でそういったコミュニティをつくっているような居場所も御紹介をさせていただいたりしておりますので、そういった様々な居場所が現時点でもありますし、あとは民間のよくあるところではカフェとか、そういったところも一つ居場所になるのかなということで、そういった様々なそれぞれの事情、趣味とかございますので、そういったところに合わせてそういった場所に行かれていただいて、やっぱりくつろげるような雰囲気ではっとできるような居場所があればいいのかなと考えております。

○吉村委員長 山本委員。

○山本委員 今、お聞きしまして、様々な居場所があるということで、改めて新しい、活字どおり認識するところ、どこかでほんと場所をつくってあげることではないけども、状況によってはそういうこともやっていただければなと、新しい。

一つ、今、すばらしいなと思ったのは、ネット上での居場所ということで、今はそういう時代なんだなというふうにも思いました。私の居場所というイメージでいくと、やっぱり何とかカフェとか、そういうのがはやっていまして、そういったところで何か文京区が新しくつくったり、やっているところに支援をしたりするのかなということでちょっと聞かせていただきました。

最後に、このひきこもり事業に対する最終地点、ゴールはどのように考えていますでしょうか。

○吉村委員長 坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長 なかなかその最終地点、終結するようなゴールというのはどこにあるのかというのは非常に難しいところです。本当にその人その人によって違うのかなと思っています。例えば、なかなか学校に行けなかった方が学校に復学するですとか、あるいは、ひきこもって仕事に就けなかった方が就職して社会に出ていくというようなことで、そういったことで一見、結果としてはそういった成果があったように見えるかもしれませんが、実際はその後も、一旦はそういった就職したけれども、また再度、ひきこもりになるというようなことで、また御相談を受けるような例もございますので、非常にゴールというのは見えづらいところなんですけども、今回、国のほうでつくり、作成したひきこもりの支援ハンドブックによりますと、これまで従来6か月以上の家庭にとどまっている状態をひきこもりというふうに定義していたんですけども、今回、それが従来の6か月以上というのがとれまして、期間を問わずにより広範な生きづらさを抱える人々やその家族を支援対象とする方向へ変化・拡大しているというような記載もございますので、やっぱり、今回の指針の中で大事にしていることが、本人の意思を尊重した自律を支援する重要性が柱となっているというふうに記載されておりますので、自律というのは自分で自ら立つじゃなくて、律するほうなんですけども、この律するというのは、自分を律するというよりは、自身を肯定して主体的な決断ができる状態にするということが今回の自律の意味で使っているところなので、そういった当事者の方がそういった自分の意思で何かこう社会のつながりとか、あるいはひきこもりから抜け出せるような、そういった判断、意思で何か一歩進める、そういった支援、お手伝いができればなというふうに考えております。

○吉村委員長 山本委員。

○山本委員 ちょっと意地悪な質問しちゃいましたけど、やっぱり今言ったように継続的、そしてまた根気強く総合的なサポートをしていくということが大切だと思いますが、お困り事の多くが居場所ということもありますけども、それ以外に、私も単純に考えてやっぱり健康面ですとか、生活面ですとか、そういう経済的なという、そういったところが非常に大きいというふうに思いますが、何かしらの支援につなげられるような施策ができればなというふうに思いますし、おうちの方がね、やっぱりどうしたらいいかという、非常にこれ悩んでおりまして、おうちの方ではできない、言うことを聞いてくれないけども、外部の人間が言えば聞いてくれたり理解してくれるというようなこともあると思いますし、区の体制でどこまでできるか分かりませんが、その取り、取りあえずって言い方変ですけども、まずは全体的なサポートも必要ですけども、分かる当事者の範囲、当事者の方には直接何かしらの支援を

していただけるような何か体制、仕組みをお願いしたいというふうに思っております。

宅食に限らず、さっき言った不登校の人だとか、また、あとは生活保護を受けている方だとか、いろんなクロスして関係をしている方々もいると思うんで、ぜひ関係部署で協力して事業を進めて頑張っていただきたいと思います。

○吉村委員長 坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長 すいません、一点、また訂正なんですけど、先ほど風のやすみばをはじめと居場所の話をしたんですけど、すいません、こちらは、ちょっと今、事業を終了して、別の団体が運営しているというところでした。

もう一つが、なかなか、今、委員の説明がありました家の家族の方は聞いてくれないのでということで、確かになかなか親子関係だったり家族関係で、これまでの生育歴とか等あってなかなか聞いてくれないというような事情もあるやにも聞いておりますけども、そういった方でも、やはり家族外で地域ですとか、あるいは子どもの頃に関わった学校ですとか、そういった様々な子どもの施設で、やっぱり何かそういった先生とか何かそういった方だと、何か聞いてくれるというような話も聞いておまして、やっぱり何かこう、その方にとってキーパーソンになるような方というのがいらっしゃったりすることもあるので、そういったところを我々や関係機関でこれまでの相談状況を把握しながら、どういった方法がその人にとってよりよい方法かというのを検討していきたいと考えております。

○吉村委員長 山本委員。

○山本委員 お答えいただいたんで、本当にいろいろやられているなということが分かりました。よく地域的、地域別、あとは区の中で担当する課があったら、担当者の中で、この地域のひきこもりの人はこの方に担当として見てもらおうとかという、そういうことも考えていただいて、できる範囲で結構ですのでね、お願いしたいと思いますですが、期待して……。

○吉村委員長 続きまして、浅田委員。

○浅田委員 本当に難しい、本当に難しい課題に取り組んでいただいて感謝申し上げます。

ちょっと先ほど実はちょっとお伺いしようと思ったんですけど、お答えになったんですが、文京区の定義ですよね、定義の中から、約6か月、おおむね6か月ですか、というのを外しているということで、国のほうではまだ6か月という文字が入っている、もう取れたんですか。ちょっと私が見た限りでは、そこら辺どうなったのかなというのをちょっとお伺いしたかったんですが。はい、簡単に。

○吉村委員長 坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長 今年の1月に「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤」

というのが発行されたんですけど、この中では、やっぱり6か月という期間は外れて、期間を問わないというふうに定義づけされているところがございます。

○吉村委員長 浅田委員。

○浅田委員 ありがとうございます。ぜひ、やっぱり本当にいろんな、いろんな形態であったり課題の中で、本当に当事者の方、御家族の方、苦勞されているわけですので、ある意味、ちょっと私もその話を伺って、そうだなというふうに思ったところです。

それで、質問というのは、質問というか、今、お話しになりましたけれども、特に御家族の方ですよね、5080という、そのいわゆる80のほうですよね。そちらのほうの方と、どうしても地域でお付き合いがあったり御相談いただいたりしているんですけども、その何というかね、深刻さというんですかね、本当につらい思いをされているというのはつくづく感じています。それで、私もいろいろ話を聞いても、答えというのがね、見つからないんですよ、正直言って。思うようにもならないし、じゃあね、40歳を過ぎました、就職が決まりました、働きに行けばそれが最終的な目標なのかって言われたら、そうでもないし、そこにもたどり着けないという状況があるんです。

ただね、私はもうとにかくやっていただきたいというのは、御家族の方の声を聞くということ、とにかく力を入れてやっていただきたいということなんですよ。とにかく聞く、聞いてあげ、まあ、あげるって言ったらちょっと生意気かもしれませんが、声を聞いてあげることで、少しでもまず保護者のほうの心の負担をほんの少しでも軽くしてもらえたらという気持ち。私は自分の子どもの同級生だとかが、子どもの顔も知っている、一緒にキャンプ行ったりしていますから、子どもの顔も知っている、親も知っている、いろいろ言える関係性にある方が、私の知っているだけでも4組いるんですよ。いらっしゃるんですよ。本当にもうその話を聞いてあげることが、どんなに少しでも心を和らげることになるかということについては、ぜひこれからもちょっと力を入れていただきたいというふうに思います。アンケートにもそれは出ていると思うんですけども、全体ね、推測するだけでも、あまり独り歩きしても困るんですけどね、3,000人超える方は多分いらっしゃるんじゃないか。これは多分、事実であると思います。ですから、その体制を、大変ですよ、話を聞くだけで。自分がね、知っている人でも、話を聞くだけでもすごいエネルギーが要るんですよ。だから、それをやっていただいているというので感謝しますが、その体制だけは私はつくっていただきたいということなんです、ちょっとこの点についての御見解をお

願いいいたします。

○吉村委員長 坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長 まず、声を、御家族の声を聞くというところでは、私どももセンターのほうでも丁寧に御事情を聴いて、御本人の状況を把握しているところでございます。また、中には、やっぱり困っていないという方もいらっしゃるので、そういったところで、ちょっとそういったところ、方々には、やっぱりこの情報誌などをお渡しするような形で、どこかで困ったときに活用できるようにお知らせをしているところです。

それと、体制というところですけども、現在、まずひきこもり支援センターのほうでは、福祉職の職員と、あと精神保健士の資格を持った職員で、今、相談、主に相談業務を行っております。また、ほかにも事務職の職員も2人体制でいるんですけども、そういったところでセンターのほうは行っているところです。また、場合によっては茗荷谷クラブのほうでも、あちらにも臨床心理士、公認心理師の方が十数名いらっしゃるというふうに聞いておりまして、全てがこの文京区の事業に携わっているわけではないんですけども、そういったところで非常に厚い層で御相談体制を組んでいるというふうに聞いておりますので、そういったところで茗荷谷クラブさんとも御協力いただきながら、この相談・支援体制については意を用いて進めていきたいと考えております。

○吉村委員長 浅田委員。

○浅田委員 本当に困難な状況の方の中には、なかなか外に言いたくない、言いづらい、外というのは、行政であったり、御近所であったりというところに言いたくないという方もね、それは確かにいらっしゃるんですよね。私が相談を受けた、前に言ったかもしれないですけど、家の中で毎日一緒に顔を突き合わせている関係に煮詰まっちゃってね、手をあげられるっていうんですよね、子どもから親のほうがね。もう私としては我慢できないというふうに言うんですよ。じゃあ、分かったと、別居したいんだったら警察と一緒に私ついていきますからって言うでしょう。そうしたら、浅田さん、あんた何考えてるのと。子どもがね、自分の子どもを警察に突き出すようなことできると思うのとね、何があったって親はそんなことできるわけじゃないのということを言われて叱られるわけですよ。それぐらいやっぱり本当に真剣に子どものことも考えているし、かといってどうにもでき、具体的な答えが見つからないというような事例もあるんですよね。

70歳過ぎても、一生懸命とにかくお金を使わないで生活している、子どもがちょっとずつと家において。どうですか、たまにはみんなで旅行とか行かないんですかって言ったらね、何

考えているんですかと、この子のためにお金を取っておかなきゃ駄目でしょうと、そのために私はね、年金ためて貯金しているんですという声もあるんです。なかなか、じゃあ、外に言えるかといったら難しいんですよ。その方に言わせると、ちょっと恥ずかしいという言い方もしていますけれども、そういう本当になかなか難しいというところの、それでもね、相談に来ていただけるのであればしっかりと声を聞いていただきたいということは、ぜひね、お願いをしたいというふうに思います。

それから、先ほどのちょっと障害者のところでのお話もあったんですけど、茗荷谷クラブさんなんかとも連携して、さっきね、アカデミーの部署とも連携しながら機会があれば、なかなかひきこもっているような方も含めて様々な文化芸術活動に触れるとか、あるいは、好みにもよるでしょうけど、文京区で頑張っているサッカーの応援に行けるようになるとかね、そういう橋渡しみたいなものがアカデミーやスポーツ団体とも連携しながらね、外にとにかく当事者の方が出て触れる、そういう楽しみを少しでも持てるというようなことを、ぜひ区として橋渡しをつくっていただきたいというふうに思うのですが、さっきと同じ質問になるんですけど、いかがでしょうか。

○吉村委員長 坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長 やはり財団アカデミーさんのほうから、私どもが委託している茗荷谷クラブさんのほうに、やはりコンサートですとか、そういった文化芸術に関するような催物のチケットを何枚かいただいて、茗荷谷クラブの居場所のような、居場所に通われている方に御利用いただいて、非常に好評をいただいている状況でございます。

○吉村委員長 浅田委員。

○浅田委員 ぜひお願いします。

でね、今、大変なのに、これ以上ちょっと仕事を増やせというのもちょっと酷なんですけれども、今、何だっけ、8050問題という表現あるじゃないですか。あれは50、子どもが50歳になって親が80歳になってという話なんですけれども、それ以外に、高齢者の方で、仕事を退職して、大体だから65からいろいろやっても過ぎた70歳、それを過ぎるような世代の方で、一人でほとんど閉じ籠もり状態の方が結構いらっしゃるんですよ。いらっしゃるんです。たまたま自分で買物に行ったり生活にね、あるいは自分で病院に行くだとかという生活ができていて、それ自体は大きな問題にはなっていないんですけれども、非常に部屋の中で閉じ籠もって、文京区の先ほどの規定だとひきこもりの規定には入るというふうに思うんですけれども、そういう高齢者の方のひきこもり、8050の中とはちょっと違う形でのひきこもりとい

うのも実際に生まれています。これは幾つかの事例を聞きましたけれども、います。今、これをやっているときに、また新たにこれ、あれもこれもというのはなかなか難しいと思うんですけど、でも、ちょっとそういうことが実際に今起きているということについては、今後、高齢者福祉も含めて、ちょっとアンテナをちょっと張っていただいてね、ぜひ対応はこれから、もう既にやっているというふうに言われたらあれなんですけど、お願いします。

○吉村委員長 瀬尾高齢福祉課長。

○瀬尾高齢福祉課長 委員お話しされてきましたように、8050問題、高齢者福祉としても、もう把握している部分ございます。また、先生が今おっしゃっていたように、一人で退職後に趣味もなく、おうちにいらっしゃるという方も確かに増えていることは感じております。

近隣の方から、町会の方からお話が入るケースもあって、高齢福祉課ですと65歳以上という仕切りはちょっとできてしまうんですけれども、そういった方のおうちには、この夏、暑さ対策もございますので、御自宅を訪問したりなどしてお声かけには努めているところでございます。訪問したときにいろいろお話を伺うことができれば、区がやっている取組を御紹介したりとか、できるだけ健康的に毎日を過ごせるようなお話はしたりしているところでございます。ただ、やはり必要ないっておっしゃる方もいらっしゃるので、そこはちょっと区のほうでも、あまりしつこく何回も重ねて行くと嫌がられてしまうんですが、時期を見て伺うとか、近くまで来ましたのでということで、つながりは切れないようにやっていきたいと思っております。

介護事業者さんが見つけたケースの中では、高齢福祉から生活福祉のほうにつないでというケースもございまして、この問題はどうしても無理やりということができないものですから、できるだけそのつながりは切れないようにというところを、どこかはつながっていくように丁寧にやっていきたいと思っております。

○吉村委員長 浅田委員。

○浅田委員 ありがとうございます。ぜひお願いします。

それで、ちょっと先ほど、このアンケートでもそうなんですけど、ネットでやれば広がって多くの方の回収にもつながっているというふうにおっしゃるのはね、私はそれはそれでぜひお願いしたいんですが、一方で、今、皆さん言われたような直接行って見ていただくことも、やっぱりあるんですね、玄関の散らかり具合だとか、部屋入るだけであるじゃないですか。僕なんかでもこう入って、玄関まで新聞紙や何やらかんやらが置いてあるような家庭だと、ああ、やっぱり大変なんだなというのは分かるわけですね。ですから、できる限りその個

別の訪問する機会も、これも併せてぜひお願いして、支援の体制をつくっていただきたい。

これはお願いで、以上で終わります。

○吉村委員長 続きまして、たかはま委員。

○たかはま委員 私、一番確認したかったところが、先ほど松丸委員がおっしゃった教育との連携のところでございます。答弁として、支援が切れない相談体制に取り組んでいるということでしたけれども、ちょっともう少し具体的に伺いたいなというふうに思いました。それはケース・バイ・ケースで行っているのか、あるいは、全て共有できる体制がとられているのか。もちろん、不登校イコールひきこもりではないんですけれども、不登校支援で一旦切れてしまって、また何年かしてひきこもりということでまた相談が出てくるといようなことが、一旦切れてしまっているという事例が起こらないような重層的な相談・支援の観点から体制がとられているのか教えてください。

○吉村委員長 坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長 こちらの教育機関との連携ですけれども、基本的にはケース・バイ・ケースで対応しているところでございます。お子様に関するところでは、学齢期、学校を卒業した後というところで私どもに移行したりとかするところもあるんですけど、中には、例えば通信制の学校へ行っていて、なかなか教育機関のほうでもちょっと把握が難しいようなケースの方もいらっしゃって、そういったところで、今度、子ども家庭支援センターのほうで非常に丁寧に対応いただいているということで、実はそちらのほうからも相談の連携の御相談もいただいていることもあるので、教育機関に限らず、様々子どもに関する部署と連携をとりながら体制をとっているところでございます。

○吉村委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 ケース・バイ・ケースで対応しているけれども、子家センとも連携をして途切れないようにやっているとということで確認させていただきました。ありがとうございます。

ちょっと戻っていくと、全体的に見て、ひきこもりは誰にでも起こり得るということで、認識は広く浸透している。自己責任論が低いというところが東京都との調査と比べて非常に文京区の方が受容的に理解をされているんだなというところを大変ありがたいなというふうに感じました。

一方で、調査結果からは、支援情報をどれも知らないという割合が非常に高く、相談につながらないという障壁が情報不足だなというところが浮き彫りになっているのかなというふ

うに、思います。デジタルの話もさっきありましたけれども、高齢世代のデジタルデバインドもありますし、ひきこもりの御本人の方、スマートフォンですとかパソコンの利用率が低いというところから、やはりウェブ中心の情報提供だとなかなか難しいのかなというふうに私は受け止めました。区としては、区報ですとかハンドブックの制作ございますけれども、今回の事業を通じてどんなふうに、今後、情報を届けていくと考えていくのか、お伺いしたいなというふうに思います。

○吉村委員長 坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長 そうですね、ウェブ回答もいろいろいただいておりますけども、SNS等をちょっと分かりやすく、まず、周知の方法を図ることと、あと、ちょっとこれはまだ検討しているところなんですけれども、例えば、そういった茗荷谷クラブさんに通われている方、当事者の視点で、どういった情報発信が有効かというようなことも御意見をいただけたらなというのはちょっと、今、内部で考えているところなんですけども、そういった様々なちょっと手法をちょっと工夫しながら、どういった方法が有効に届くかというのは検討していきたいと考えております。

○吉村委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 私の提案としては、アナログの手法としては、継続的に区報からの発信をお願いしたいなというふうに思うんです。私の印象ですけど、UX女子会の広報はよく見かけるんですけども、だとすると男子はどうなのかなというふうに、当事者の方は受け止めてしまうかもしれないです。もう少し外出先が、外出が難しいという方向けに、居場所こんなところがあるんだよということを定期的に知らせていくみたいな、そういったような形で、区内に居場所があるんだよといったところをぜひ広げていただければいいのかなというふうに思います。確かに、区報、紙面限られていますけれども、広報戦略課でちょっと変わったというところもありますので、ぜひ働きかけていただいて、シリーズ化じゃないですけども、区内に居場所があるというところをやっていただきたいと。

それから、茗荷谷クラブさんの話もありましたけれども、いろんな提案の中で、メタバース居場所はどうかなのかなといったところは、ちょっとぜひ区の見解も聞きたいですし、当事者の方に提案していただきたいなというふうに思います。このライフハンドブック、すごく見やすいんですけども、情報がまだまだこれからというところもちょっとありますよね。今のメタバースの話ですと、ほかの自治体でやっていますよという、当事者じゃないと、住民じゃないと参加できないかもしれませんよという、それだけの紹介にとどまっているので、

区としてオンライン上の居場所があるというのも一つ重要なんじゃないかなと思いますけれども、御見解を伺いたいと思います。

○吉村委員長 横山広報戦略課長。

○横山広報戦略課長 初めに区報についてのお話いただきましたので、その点についてお答えさせていただきます。現在、広報戦略課のほうでは、区報についてだけではなくて、様々な区の持っている媒体について、その媒体特性から有効な活用方法を、今、再度洗い直しているところもございますので、今、御指摘いただきました内容も含めて、様々な所管課の有効な広報手段という形で活用してまいりたいというふうに考えてございます。

○吉村委員長 坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長 区報も何か年9回ほどちょっと情報発信をしているというような実績があるところでございます。

また、メタバースの居場所ですけども、まだこのあたり、私どももまだどういったところで、こういったネット上で居場所というのは、いろいろ情報収集に努めているところで、ちょっと今後、いろいろそういった実績のあるところなどの御意見を聞きながら展開できればなというふうに考えております。

○吉村委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 ぜひ当事者の方の意見を聞いてみていただいて、有効なのかどうか、それから、ぜひ前向きに挑戦してみただけるとありがたいなというふうに思います。

ちょっとまた戻ってしまいますけれども、このそもそもの9ページの調査方法についての質問なんですけれども、ここで、区民の方の中で区外在住者を除外したのはどうしてなのかなというところを確認したいなというふうに思います。「文の京」自治基本条例では、区民の定義として、住む人、働く人、学ぶ人とされていて、せっかく区内の大学等にも広く周知して、たくさんの御意見いただいたんですけれども、調査結果に反映しなかったというのはちょっと失礼なんじゃないかなと私は思ってしまったものでして、ここを住民のみを対象とするという理由と、それから、ちゃんと周知ができていたのかを教えていただきたいと思います。

○吉村委員長 坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長 今回は、文京区、目的としては、文京区の高いところでは中高年層の相談・支援を強化するというところが大きな目的でありましたので、そのあたり、ちょっと区民の方を中心に、今回、アンケートの結果をこのようにちょっと表記させていただきました。

た。あくまで、決して区外の方も今後ちょっと参考に、この御意見を踏まえて事業ですとか、そういったところに生かしていけたらなと思っております。

○吉村委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 ありがとうございます。今、お答えいただいた趣旨としては、調査結果の中で、10代が26名で、除外された区外在住者が10代、22名ということで半分除外されちゃっているというところがあるので、そこを受け止めていただけるということなんだと思うんです。今後の、調査結果はもちろんこれで報告されたということで理解しましたけれども、今後の施策展開に当たっては、文京区民の皆さんに、例えば支え手として、それから地域の一員として、ぜひ取りこぼさずにといったところを政策決定の参考にさせていただければなというふうに思います。

質問は以上です。

○吉村委員長 それでは、最後に関川副委員長。

○関川副委員長 ひきこもりの問題、様々な要因があるということで、今、皆さんからも御意見出されましたけども、3年から、さっき、ひきこもりセンターを3年から開設して、全部合計すると600件ぐらい相談があったということでは、一定程度、ひきこもりセンターができたという周知が浸透したからかなというふうに思いますけど、それで、相談に来た方が困っていて、その解決法として茗荷谷クラブを紹介する等々あるんでしょうけど、置いている部署が生活福祉課にこのひきこもりセンターを置いてあるんですが、職員とその茗荷谷クラブ等の関係ですね、ひきこもりセンターと茗荷谷クラブとの関係で、解決に向けてどのようにしていくのかという、今までどのようにしてきたのかということを教えていただきたいんですが。3年間、3、4、5とやってきて、総括して今回のアンケートにつながったんでしょうけども、このページ2のところにある自立支援会議というのを今までもやってきたというふうに思うんですが、この自立支援会議、今まで3、4、5とひきこもりセンター立ち上げてやってきた中で、この自立支援会議はどういうふうに関わって今回の方向性を出したのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

それで、今回の調査だと、ひきこもりセンターを知っているという人が10代の方が一番多い。それから、どこに相談するのかというのは、医療機関が1位、2位がひきこもりセンターという、こういう調査になっているんですけども、ページ7のところに5万3,471世帯、新聞折り込みも行って、今、ウェブとかの返信等も含めて意向調査を行ったということですけども、全体像がちょっとよく分からないんですね。この棒グラフとか円グラフにしてあ

るのが、人数が少な過ぎちゃって、だからこの5万3,470世帯に新聞折り込んだり、あとフェイスブックを配布したりして、一定程度浸透しているんだろうけど、このアンケートに全体としては、区民全体としてはどのくらい、何%というか、何人ぐらいから回答が寄せられたんですかね。この分布してあるのをみてもちょっと全体像がよく分からないんですけど。

○吉村委員長 坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長 まず、茗荷谷クラブさんとの関係というところですけども、私ども定期的に茗荷谷クラブと打合せを行っておりまして、当然、委託している事業が多うございますので、STEP事業、いわゆる相談・支援の事業ですとか居場所支援、あるいは社会体験活動ですとか、そういった事業ですとか、あと講演会も、講演会も年3回ほど行っているんですけども、こういったところでの協力。あと、茶話会といいまして、御家族の方が、そういった御自身の御家族でひきこもりになられている方の悩みを相談するような茶話会も御協力をいただいているところでございます。こういった事業をお願いしている関係で、定期的に職員、私ども職員と茗荷谷クラブさんで打合せ等、あと事業展開なども検討させていただいているところです。

あと、あともう一つ御質問の、数字のところでもっと全体像が分かりづらいというところのところですけども、全体としては、今回、918件の数の御回答をいただいているところです。このうち、御本人、御家族の方からの御回答が97件ということで、質問順番で言いますと、すいません、後半の部分で、この前半は918件の内訳を分類しているところなんですけども、後半97件となっているところが御家族、御本人の御回答、28ページ以降ですかね、こちらが御本人、御家族の回答というふうになっておりますので、こういったところを調査結果を踏まえて、今後、検討していくための材料としているところでございます。

○吉村委員長 関川副委員長。

○関川副委員長 ありがとうございます。この寄せられた数が918件ということですけども、先ほど4年から始まったこの相談件数が164件、271件、253件という、この数に比べたらやっぱり回答が少ないんじゃないかなと思うのと、ひきこもりセンターに相談に来て、茗荷谷クラブを紹介をするだけでは間尺に合わないんじゃないかなと思うんですけど、その辺、今後の2ページのところにある自立支援会議でその辺のところも検討するんでしょうけど、その辺いかがでしょう。

○吉村委員長 坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長 すいません、先ほど失礼しました。ひきこもり等自立支援会議ですけれ

ども、こちらにつきましては年2回、部長級、課長級の職員で会議を開いているところです。この中では、やっぱりひきこもりの支援体制の在り方ですとか、あと、具体的に8050問題のケースへの対応ですとか、あと、今回もありますように啓発、情報周知の発信の取組など、こういったことを議論しているところでございます。

あと、回答が少ないというところの御指摘もありますけども、今回、他の自治体等ですと、確かに無作為抽出とか細かく調査をしている自治体もあるんですけども、今回はやはりひきこもり施策についてやっぱり検討したいということで、こういったところで今回の区報特集号や、そういったリーフレットをはじめ、配布させていただいたと。配布に当たっては、いろんな区の事業でこういったひきこもりの講演会とか、そういったところで御興味のある方が回答を積極的にしていただいたのかなと思っておりますので、そういった御関心のある方、今回、非常に6割近くの方が関心があるということで、高い数値が出ておりますけども、やっぱりこういった貴重な御意見を参考に、今後、施策について検討していきたいと考えております。

○吉村委員長 関川副委員長。

○関川副委員長 ありがとうございます。ひきこもりの問題は、相談に来たからってすぐ解決できるような問題ではないと思います。私の知っている方も、20代のときに会計事務所に就職して、人間関係がうまくいかなくなっちゃって、それからずっともう20年以上ひきこもりになっちゃって、親御さんも相談場所があるよということで勧めたりして、私も勧めたりしているんだけど、本人はそんな外にひきこもりだというのも分かるのは嫌だというようなことを言っていて、そういうところに行きたがらないというような、そういう難しい面もありますけれども、でも、ひきこもりセンターがやっぱりできたということはね、やっぱり施策が進んでいるということだというふうに思うんですけども、このメンバー、どなたか分からないですが、自立、自立支援会議の中で今回の調査をよく分析していただいて、茗荷谷クラブだけじゃなくて、居場所とかもう少し増やす、あと、相談についての専門の方をもっと増やすとかしていただいて、もっと充実させていっていただきたいというふうに思います。

改めてなんですけど、生活福祉課のところにひきこもりセンター置いていますが、そこでは対応は何人の職員の方が対応しているということなんですか。

○吉村委員長 坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長 今年度の体制ですけれども、福祉職の職員が1人と、精神保健福祉士の資格を持った職員が1名が基本的には相談を承っております、あと事務職が2名、その後

でついているというような状況でございます。

○吉村委員長 関川副委員長。

○関川副委員長 ありがとうございます。そこのひきこもりセンターの職員体制が、体制をもう少し厚くしていただいて、きちっと対応していただくということが大事なかなと思います。対応してもすぐ解決する問題ではないと思いますが、せっかく窓口ができたので、区民の皆さんに周知徹底をさせていくというようなことも含めて、このひきこもりセンターの体制を充実させていければと思います。

先日、私、ちょっとある病院に行ったんですけども、児童相談所が開設したよというA4のポスターが掲示板に貼ってありましたけど、ひきこもりセンターがあるよというようなことも、文京区は病院が多いので、そういうところにも、医療機関なんかにもお願いしてポスターを貼るとかして、もっと広めていただくということも大事なかなと思いますので、お願いしたいと思います。ありがとうございます。

○吉村委員長 坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長 医療機関なんですけど、実際に、実は医療機関に受診して、それで、その多分医師の方が、区のほうでこういったひきこもりセンターというのを、相談窓口があるよということを御紹介いただいて、私どものセンターのほうに御相談いただいた事例というのもあります。また、そういったところでは、本当にどこを入り口に相談が入ってくるか、ちょっとなかなか分からない、私どももちょっと把握し切れないところもありますので、本当に様々なところで周知を図っていきたいというふうに考えております。

○吉村委員長 以上で、報告事項2の質疑を終了いたします。

続いて、報告事項3、高齢者等実態調査の概要についての御質疑がある方、挙手をお願いいたします。

浅田委員。

○浅田委員 ちょっと一点だけ。これは障害者のほうでも質問した内容なんですけれども、やっぱりね、介護人材を育成するということについて、やっぱり自治体として、文京区だけじゃ難しいんだったら東京都と一緒になるとかね、いろんなことを考えながら、その人材を確保する、育成をするということを検討されたほうがいいというふうに思うんですよね。というのは、これは私が調べた範囲ですけれども、この15年間で日本、日本人って言ったら変だな、日本に国籍を持っているね、あえてちょっと日本人と言わせていただきますけれども、日本人で、一時期、介護保険制度ができたときというのは、すごい介護に対する注目も集ま

って、若い方が介護福祉士になるための、になるために養成校とかに皆さん行かれてて、ところが、この15年間でもう4分の1になっているということなんですよ。なおかつ、介護福祉士の養成校、これがもう、これは私が聞いた範囲ですけれども、もう3分の2は閉じてしまっているというような状況になっているそうです。つまり、それぐらい人が行かない、将来に展望が持てない、介護という仕事に誇りが持てないというような流れが今はもうできてしまっているという状況と伺っています。だけど、これから高齢化社会にもなる、一方で、外国人に力点を置いたような施策も一方で見られるわけですよ。それ、外国人が悪いというんじゃないんですけれども、基本的に介護という仕事に誇りとか展望が持てないという、こんな社会というのはおかしいと思うんですよ。ですから、ぜひ介護士の人材を育成するということを、もちろん文京区だけじゃ駄目だって、ちょっといろんな自治体とか東京都と相談しながらでも、やっぱり声を上げていくということは私は必要じゃないかなと思っているんですが、ですから、この点について、ぜひ力を入れていただきたいということを、ちょっとこのアンケートと直接関係ないかもしれませんが、ぜひお願いをします。いかがでしょうか。

○吉村委員長 佐々木介護保険課長。

○佐々木介護保険課長 委員御指摘のとおり、介護人材の育成とか定着というところは様々課題があるというところで捉えております。今回の調査におきましても、先ほど御説明させていただいたとおり、事業者向けの調査ですとか従事者向けの調査を行います。そちらにつきましては、区独自の項目になりますので、その中で介護事業所の実態というところを把握していきたいと考えておりますが、その中で、今、考えていることといたしましては、様々、東京都ですとかいろんなところがいろんな施策をしている中で、それがなかなか使えていないというところの現実があるというところは、いろんなところでお話を聞いています。その使えない、職員の方がそういったいろんな支援策をうまく活用し切れないというところがどういうところにあるのかというところを調査の中で拾えたらというところは、今、考えているところでございます。そういったところも含めて、今、介護人材というところもありますが、高齢者が増える一方で、人口自体が減っていくというところでは、労働者人口も減っていくという中でいくと、効率的な事業運営、ICTの導入ですとか、いろんなことも含めて、様々な観点から、この介護の現場の何というんですか、人材育成ですとか定着というのを考えていかないといけないかなと思いますので、そういったところも調査の中でうまく拾えればと考えております。

○吉村委員長 浅田委員。

○浅田委員 事業者さんからのこれね、声ですけれども、なかなかこのアンケートにはなかなか出てこないと思うんですけれども、今、タイミーとか、バイトルとか、ビズリーチっていう、これテレビでよくね、コマーシャルで聞く名前ですけど、これ隙間バイトどうですかという会社ですよ。ここを利用してみえる方に夜の2時間とかお願いしますというようなことが、これが現実、今、起きているわけですよ。じゃあ、なかなか、その方を悪く言うつもりはないんですけど、介護であるとか、この方への本当の意味での介護の気持ちがあるかという点で、それはなかなか正直言って難しいと思うんですよ。だから、本当の意味でのやっぱり介護、介護の趣旨、目的、理念を持った人を育成するというのは問われているように思うんですよ。つまり、今の隙間バイトをはめることによって事業ができていくというふう、それがもう固定化してしまえば、何とも形だけの介護になっていくようにも思いますので、ぜひ御検討をお願いします。

以上です。

○吉村委員長 佐々木介護保険課長。

○佐々木介護保険課長 短時間の勤務の仕方ですとか、様々な勤務形態があるというところは把握はしているところですが、基本的には介護保険につきましては、運営基準ですとか設置基準がありますので、それに基づいて人材を配置するという中で、その中でいろんな雇用形態が、ルールどおりにはまれば、それは、今、介護人材が不足する中では、いろんなものを活用していかないといけないかなというところの認識はあります。ただ、それが全て良いというものでは、いろいろな課題があるというところも一方ではあるかなと思いますので、そういうことも踏まえて、今後の人材育成ですとか定着の支援というところを、ちょうど今年度から事業者支援担当課長もつきましたので、そういったところも含めて、しっかり取り組んでいきたいと思います。

（「ちょっと関連」と言う人あり）

○吉村委員長 関連。のぐち委員。

○のぐち委員 今、浅田委員のほうから、短時間で介護職のアルバイトなりお仕事されるという話があって、懸念があるということでお話ありましたが、はっきり言ってそれは保育の現場とかでも同じなんですけども、実際に現実的には、理想論としてそれは専門職があって、意欲、知識が高い方がそういった福祉職なりに就かれるのがいいことではあるんですけども、本当に現場としてはなかなか回らない状況がある中で、区だけではなくて、社会全体、

国も含めたその情勢なり賃金ですよね、ありていに言うと、それを上げていくということを社会構造の中でしていかなきゃいけないので、本当に一日一日を埋めていく中での、本当に最後の手段としてやっていて、全ての仕事を短時間の職員の方に任せているわけじゃ決して現場もないわけですから、その部分は浅田委員も御理解いただいて、区としても、もちろんできることをやっているし、待ってください、待ってください。

（「はい、関連」と言う人あり）

○のぐち委員 待ってください。その懸念は分かるけれども、それについて現場が何も考えないで入れているわけではないですよということはきちんと理解していただきたいと思います。

（「関連」と言う人あり）

○吉村委員長 浅田委員。

○浅田委員 私が懸念しているのは、それが駄目ということを行っているんじゃないくて、あのね、お年寄りのね、例えば特養の例をとみましょう。日替わり、あるいは時間で介護を受けている方、高齢者の方がね、お年寄りの入所している方が、時間で人が変わったりすると、気持ちが落ち着かないんですよ。

（「理想だよ」と言う人あり）

○浅田委員 いやいや、理想じゃなくてね、そうなんです。本来、介護とかというのは人とのつながりなんです。人と人とのね。どれだけ、おじいちゃん、今日は体調いかがですか、どうですかという人が一緒にいてくれることのほうがどんなに落ち着いた安心できる介護になるかということなんです。そのことが、今の実態からいうと人がいない、これは事実ですよ、事実。そこに時間帯で人が毎日変わってくるようなことになると、ますます気持ちが落ち着かないんですよ。だから、本来、私たち文京区が求めている介護というのは、やっぱりその介護保険制度の中で、そこに入所されている、あるいは利用されている方とどう一緒に気持ちも含めて通じる介護を行っていくかということが、そっちが問われるんです。それは、いくら理想でというふうに言われたとしても、私たちは理想を求めるんです。そのことが本来の姿だと思うんです。ですからね、よく、できれば、できれば、お近くのような施設に直接足を運んでいただいてお話を伺っていただければ、文京区がこれまで培ってきた介護とは、ある意味、どんなに素晴らしいものかということが理解いただけるというふうに思うんですが、理事者の方、御意見があればいただきたいと思います。

○吉村委員長 すいません、今、高齢者等実態調査の概要についての質問の場所ですので、それに即した感じで皆様も御質疑と御答弁をいただきたいと思うんですが、じゃあ、佐々木介

護課長。

○佐々木介護保険課長 御意見ありがとうございます。様々な勤務形態につきましては、先ほども御答弁申し上げたとおり、きちっと情報をとりながら今後の対策というところは考えていけないといけないかなと思いますが、実態調査というところの面でいきますと、少し個別具体的なところもございますので、調査の中で細かく短時間勤務とかそういうところは聞き切れないかもしれませんので、ふだんの事業者連絡会ですとか、施設長会とか、個別にお話しできるところで実態を把握していくという一方で、我々は保険者として運営指導ですとか、そういうところもやってございますので、その中で、きちんと設置基準ですとか運営基準を守った中で人材配置がされているかという観点で、そういったところの情報もとっていきたいと思っています。

あと、事例としましては、短時間の隙間バイト的なものが好事例に転じている例もございまして、いわゆる体験的な形で職員の方が従事していただいて、そのまま正規の職員になったという事例も運営指導の中で聞いてございます。ですので、この介護人材が不足する中で、あらゆるところをしっかりと見ながら、何ていうんですかね、うまくそういうのがはまっていけるように区として支援をしていくというところだということ認識してございます。

（「関連」と言う人あり）

○吉村委員長 関連。のぐち委員。

○のぐち委員 今、私も言おうと思ったんですけど、課長がおっしゃったように、実際に体験してみて、ああ、介護って私でもできる適性があるなと思って採用される方もいらっしゃるの一点と、あと私が伺った文京区のデイサービスのところの方がおっしゃっていたのは、やっぱり外の人が来ると、見知らぬ人が来るとしゃきとするのよというふうにおっしゃるわけです。例えば、今日はいつもと違う介護の方が来て、隙間バイトだったかもしれないけれども、それで来たときに、やっぱり外のいつもと違う刺激が入るということのよさも、ぜひ委員各位には御理解いただきたいというふうに思っております。

すいません、以上です。

○吉村委員長 それでは、続きまして、たかはま委員。

○たかはま委員 私から一点だけです。先ほどの請願審査にもありましたけれども、事業者・従業者調査の項目から、採用難ですとか離職、それから外国人材の活用といったような人材確保に関する複合的な課題が浮き彫りになるような設問になってくるのかなというふうに期待しておりまして、結果の分析と過不足のない施策展開を期待しております。どうぞよろし

くお願いいたします。

いろんな現場の意見を受け止めさせていただきたいなという観点から、記述式の回答が多く集まってほしいなというふうに思っておるわけです。9ページの7-1-2のところ、採用困難な要因として記述式の回答があるんですけども、これ前回の調査では18人から回答があったにすぎません。もちろん、大変忙しい介護現場の声ですから、御負担をかけるわけにはいきませんが、できるだけ多くの意見をいただけるような工夫というのができるのでしょうか。記述式に関しては充実していただけるとありがたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○吉村委員長 佐々木介護保険課長。

○佐々木介護保険課長 御意見ありがとうございます。これから事業者向けも含めまして調査項目を検討していくというところになりますので、御意見も参考にしながら考えていきたいと思いますが、一方で、前回の回答率でいきますと、区民向け調査が60%前後になる一方で、事業者向けについては5割前後というところになってございまして、やはり今、介護事業所の現場の大変さの中で、200ある事業所の中で100ぐらいの事業所様のほうから御回答いただいているという中ですので、記述式を増やして個別の事情を聴くというところも見据えてはいきつつも、しっかり回答、御負担ない中でしっかり回答していただけるというところを調査の中では考えていきたいと思いますので、そこでできないところにつきましては、先ほども御答弁申し上げたとおり、事業者連絡会ですとか施設長会、そういうところを通じて声を拾えるような形で進めてまいりたいと思います。

○吉村委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 承知いたしました。調査票では、調査結果では見えないような現場の声といったところ、区が受け止めたその声をぜひ我々にも共有していただきたいなというふうに思いますし、先ほどの障害者（児）の調査のところでもお伝えいたしましたけれども、調査項目がある程度固まった時点で、我々にも意見聴取といいますか、見せていただければありがたいので、要望させていただきます。

以上です。

○吉村委員長 佐々木介護保険課長。

○佐々木介護保険課長 今後の情報提供につきましては、障害者のほうの調査と同じく、9月議会の前に内容が大体固まったところで共有のほうはさせていただきたいかなと考えてございます。高齢者の、先ほどの御報告のとおり、夏ぐらいに国の項目が出てくるというところ

もありますので、結構ぎりぎりにはなってしまうかなと思いますが、そういったところも含めて共有のほうはさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○吉村委員長 それでは、ほかに御質疑がある方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、関川副委員長。

○関川副委員長 ありがとうございます。これ、次回の介護保険計画のための調査ということですが、最初のところのページ1のところの、1号被保険者と要支援認定者合わせて3万5,000人と2,200人のうちの3,000人の抽出、それから、50歳以上で現役世代4万6,000のうちの3,000人というところはいつもと同じだと思いますけど、高齢者が増えてきている中で、もう少し数を増やすことができないでしょうかということなんです。

○吉村委員長 佐々木介護保険課長。

○佐々木介護保険課長 調査する数につきましては、国のほうから自治体の実情を見ながら、人口ですとか、今までのサンプルの取られ方、結果等を踏まえて、個別に設定して行うようにということで通知が出ております。それに基づいて現在の数を出しているというところになります。今のところ、この3,000という中で、大体60%前後の回答を得られていて、それが計画に、様々な計画に反映してきているというところから、今のところ数を変える予定はありませんが、今後、高齢者人口、委員御指摘のとおり、副委員長御指摘のとおり、人口の状況ですとか、そういうところも踏まえて、今後はそういうところもしっかり見ていきたいと考えております。

○吉村委員長 関川副委員長。

○関川副委員長 ありがとうございます。できるだけ多くの方から御意見いただくということも大事だと思いますので、60%というふうに限らないで、多くの方から御意見いただいて、次回の介護保険計画に役立てていただきたいというふうに思います。

それから、質問項目ですけど、フレイル予防についてや健康寿命などについての検査項目って、新たに付け加えているんですけど。

それと、まとめて聞いちゃいますが、認知症が増えているということで、厚労省によると、2020年に600万人以上だった国内の認知症の方は、2020年の時点で、あ、ごめんなさい、2020年じゃない、次回の75歳以上の後期高齢者が、団塊の世代の方が後期高齢者になる2025年度には700万人になるということの推計が出されていますけど、認知症に対する調査というのは、やっぱりもうちょっと細かくきちっとやったほうがいいかなと思いますが、それがでしょう。

○吉村委員長 佐々木介護保険課長。

○佐々木介護保険課長 まず、フレイル予防等々の事業に関する質問項目のところですが、質問項目につきましては、先ほども御答弁申し上げましたとおり、これから内容を検討していきますので、次期の計画に資するような内容になるところをこれから検討していきたいと考えてございます。

また、認知症のところに関する質問に関しましては、調査項目に関しましては、前回から入っておりますので、今回、参考でつけさせていただいた項目の中にもございますが、次期の計画につきましては、認知症施策推進基本計画というものも内容的には盛り込んでいく形になりますので、そういった視点で、今の質問をさらによく聞いていけるような形で、これから検討していきたいと考えてございます。

○吉村委員長 関川副委員長。

○関川副委員長 ありがとうございます。認知症については、さっきも言いましたように、数がさらに増えていくということでは、アンケートだけではなくて、特定健診や、あるいは後期高齢者健診のところに認知症検査を入れていくなどの工夫をしていくこともやっぱり大事かなと思いますので、それをお願いしておきます。

それと、この高齢者の下のところに、事業所への取組ということでありますけど、これは何回か、もう3回目ぐらいになるんですかね、やっていると思いますけど、200事業所全数やるということなんですけど、やっぱり、さっき浅田委員が言ったように、人材不足と、それから前半のところでありましたけど、福祉、福祉の切捨て、切捨てじゃなくて、介護の、介護の、すいません、福祉の切捨てということが行われて、介護福祉の予算が削られている中で、この事業所の実態、さっきも言いましたように、午前中のところでありましたように、経営が大変だということと、人材が集まらないということがあったり、本会議で金子議員が質問をしましたけれども、ケアマネジャーが、ヘルパーさんの数が足りなくて、入院の準備をやったり、いわゆる何かシャドーワークというそうなんですけど、そういう事態になっていることなんかもよくつかんでいただいて、今回の調査の折に、それこそさっき訪問という話がありましたけど、介護保険課の職員の方が直接行って状況を聞いていただくというようなことも本当に、今、大事かなと思いますので、よろしくお願いします。

○吉村委員長 佐々木介護保険課長。

○佐々木介護保険課長 ただいま御質問ありましたちょっと福祉の切捨てというところは、ちょっと把握をしてないところですが、恐らく副委員長がおっしゃったのは、今回の令和6年

度の介護報酬改定で訪問介護の報酬がちょっと下がったとか、そういったところのお話ですかね。その点でございます、その点というところで御答弁さしあげますと、介護報酬改定の訪問介護のところの課題につきましても、国のほうでもそこは課題感を持って、今、調査も行い、あと次の改定に向けて動いているところです。また、東京都のほうでも、かなりもう複数の事業、訪問介護というところに焦点を当てた複数の補助事業を、今年度、かなり実施しておりまして、そういったところを我々のほうからしっかり事業所のほうに伝えていくということが大事なかなと思っております。実態調査という中でいくと、なかなかその個別具体のところを、何というんですかね、その調査の中だけではなかなか把握し切れないところがあるかなと思っていますので、調査でもしっかり内容を把握するとともに、ふだんの連絡会ですとか、そういう共有の場を通じて情報をしっかりとっていききたいと考えております。

○吉村委員長 関川副委員長。

○関川副委員長 ありがとうございます。すいません。文京区は高齢者が多いので、今、国や東京都なんかの施策がやられているからという御答弁でしたけど、介護報酬の改定、さっき介護報酬の改定を言おうと思って出てこなかった、介護報酬の改定で、かなり小さい事業所なんかは大変な状況が生まれているので、ぜひこの機会に実態をきちっとつかんでいただいて、区としても独自の経済的な支援をやっていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○吉村委員長 佐々木介護保険課長。

○佐々木介護保険課長 御意見ありがとうございます。先ほども御答弁申し上げましたが、今年度から事業者支援担当課長を設置しまして、様々事業者の抱える課題というところをしっかりと拾いながら施策につなげるというところをさらに強化して進めてまいりますので、そういったところも含めて、文京区内の介護サービスが安定的に提供されるように、しっかりと進めてまいります。

○吉村委員長 よろしいですか。

○関川副委員長 はい。

○吉村委員長 以上で、報告事項3の質疑を終了いたします。

続いて、報告事項4、旧本郷六丁目介護予防拠点跡地看護小規模多機能型居宅介護施設整備・運営事業者の選定結果についての御質疑をお願いいたします。

御質疑がある方、挙手をお願いいたします。

たかはま委員。

○たかはま委員 今回の整備は、民間事業者と契約を締結して事業者が施設の整備及び運営を行うということで、事業者さんが一義的には責任を持ってやっていくということだと思うんですけども、ごめんなさい、ちょっと素人考えで申し訳ないですけど、個人的には施設が小さくないかなと思ってしまったんです。もう少し用途地域上は建てられるのかなと思うんですけども、このあたりは過不足のないものが建っていると区のほうで把握していらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

一例を挙げると、当直室ですとか、着替えのための部屋が確保されてないように感じます。このあたりは事業者とはどのような連携を図っているのか教えてください。

○吉村委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 今回の事業につきましては、事業者の、事業者のほうで建設をするというような形で事業を進めさせていただく形になります。今回、規模的に少ないんじゃないかというお話なんですけど、一応、29名というのが看護小規模多機能型居宅介護事業の当施設の上限という形で設定をされているというような形で、数字となっております。あと、施設の中のものについてですが、当直室とかということなんですけど、一応、夜間の職員配置のほうも決められておりますので、その中で対応するというような形で聞いておりまして、特に交代で休むということになるということなので、休憩室ですとかで一時的な休憩を行うというふうなことを聞いておりますので、また、その辺についてももし過不足があるようであれば、ちょっと調整はさせていただきたいというふうに思っております。

○吉村委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 分かりました。私の見立てではちょっと過不足なのかなと。例えば、当直も個室があったほうがより働きやすい環境ができるんじゃないかなと。これだと最初から部屋割りをやっていかなきゃいけないし、いろんな配置の関係で、実際、地域交流スペースが使えないんじゃないかなと思ってしまったわけですよ。なので、その辺、区としてはどのように受け止めていらっしゃるのかなというところ、その地域交流スペースについて、もう一度お答えいただきたいなというふうに思います。

あとは施設で全体の整備で、災害時に福祉的な避難所としての期待をしたいところなんですけれども、このあたり、災害対策という観点ではどの程度担保できると考えられているのか教えていただきたいと思います。

例えば、区のほうで防災備蓄品を負担して置いていただくですとか、よりグレードアップしたソーラー発電ですとか非常用の発電機を事業者さんに負わせることなく区のほうで置い

ていただくといったような形で支援することはできないかなと思うんですけども、どのようにお考えで、どのような対策をされているのか教えてください。

○吉村委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 こちらの地域交流スペースにつきましては、一応、皆さんですね、地域のイベントですとか行事について積極的に使っていただくような形で考えているというふうに提案をいただいております。こちらの地域交流スペースにつきましては、区のほうでも補助金を出させていただいております、その中で事業者のほうで運営は行っていただくという形で進めさせていただいているところでございます。

それから、福祉避難所につきましては、募集要項の中で、一応、相談を区のほうにさせていただくという形でお話をさせていただいて、事業者についても、開設に合わせて相談をしていくというような形になっております。その中で、備蓄倉庫ですとかについても相談をする項目という形で入れさせていただいておりますので、今後、担当の、防災の担当と打合せをして決めていくというような流れになっております。

それから、住民説明会の中でも、太陽光のお話が実は出ておりまして、設置のほうについてできないかというような御相談がありました。こちらのほう、事業者のほうがこの建物の建設をするという形になりますので、一応、補助金、建設の補助金等は区のほうで出す、一義的には出すんですが、実際、今、物資、建築物資の高騰ですとかがございまして、全体的な金額のほうはまだ確定してないということがございまして、そちらを見ながら、この建物、1階部分が結構広い屋根が大きい建物になりますので、事業者としてもそちらのほうは検討はしていきたいというふうなお話をいただいておりますので、また、その金額等の確定後、事業者のほうで判断をするという形になってございます。

○吉村委員長 篠原福祉政策課長。

○篠原福祉政策課長 福祉避難所の件でございますけれども、この事業者が決まり次第、区から、先ほど課長が答弁しましたとおり、申入れをさせていただきまして、福祉避難所として機能できる部分はしっかりやっていくというところは変わりません。また、その場合にも、全額区の負担で備蓄物資等を導入してまいりますので、事業者が決まり次第、検討してまいりますというところでございます。

○吉村委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 御答弁ありがとうございます。ハード面ではもう一つで、工期の遅れについてどの程度予測をされているのかというところを教えてくださいたいと思います。文京区

遺跡分布図によると、縄文時代の包蔵、埋蔵文化財が出たことのある一帯ということで、もちろんすぐ近くに弥生式土器で知られる一帯もありますから、試掘調査をすると何らか出てくるのかなという構えで進めるべきかなと私は認識しておりますけれども、開設のスケジュールにどの程度余裕を見ているのか。本区ですとか、あと国や都の補助金の関係で、選定事業者に過剰な負担をかけることがないような計画になっているのかどうか教えてください。

○吉村委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 埋蔵文化財の試掘につきましては、今現在、旧いきいき森川の土地の建物が建っていない場所で行っておりまして、その結果はまだ結果が出てない状況なんです。その結果次第で本調査に入るといような形の流れになります。この計画自体については、一応、スムーズにいった流れでスケジュールを組ませていただいております。この本調査が入りますと、大体、本調査期間2か月程度かかる予定でございます。7年度の補助金の協議につきましては、今年度中に建設の、建物の工事の建設の出来高1%以上が見込まれる場合に案件の協議ができるという形になってございまして、もしこちらの埋蔵文化財のほうの本調査のほうに移りますと大体2か月かかりますので、その辺ちょっと年度の切替えという形がございまして、遅れるのが6か月から8か月程度遅れるという形の見込みがございまして、ただし、その1%出来高が見込まれる場合については、今年度、申請の、補助金の申請のほうができますので、なるべく遅れないような形で事業者と調整をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○吉村委員長 それでは、3時になりましたので、ここで一旦休憩に入りたいと思うんですが、本日は、今、審議している項目以降に、以外に、あと1項目報告事項がございまして、多分、あと、一般質問が複数人から多数あると思いますので、一般質問まで最後まで終わりたいと思っておりますので、皆様の御協力よろしく願いいたします。ありがとうございます。

午後 3時00分 休憩

午後 3時28分 再開

○吉村委員長 それでは、時間前ではございますけれども、全員そろいましたので、厚生委員会を再開したいと思います。

先ほどのたかはま委員の質問、質疑の途中からよろしくお願いいたします。もう御答弁は終わったところでしたっけ。

じゃあ、たかはま委員。

○たかはま委員 最後の質問なんですけれども、法人の所在地が岡山県倉敷市にあるというところで、選考過程でもいろいろと御心配の声ですとか、それに対する対応をされたというふうに聞いております。確かに距離的なところ、例えば何か大きなトラブルがあったときに、代表の方が駆けつけられるのだろうかとか、そういった懸念はあろうかと思えますけれども、区としてどのように受け止めて、そしてどのように大丈夫であるという判断をされたのか教えてください。

○吉村委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 今回、郁青会、岡山県の事業所になりますが、グループ法人の医療機関のほうが区内にございまして、そちらの医療機関のほうと連携を図るということでお話もいただいております。こちらの医療機関のほうとの連携になりますが、人材、人材の獲得、確保のことですとか、それから、あと急に職員のほうが必要になった場合についても、こちらのほうの医療機関等と連携をとって行うというようなお話も聞いております。それから、こちらの事業所のほうが看護小規模多機能型居宅介護になりますので、看護師の採用というのにも必要になってございまして、こちらの医療機関のほうの院長のほうで、今現在も看護師の採用というのを積極的にやられていて、それをこちらの事業所のほうでも行うということ聞いておりますので、そういった面でも、岡山県と離れているということになります。そのグループ法人のほうが文京区内にありますので、そちらのほうと連携を図って行うという形で、今回、特に離れているから何か問題があるというふうには考えてございません。

○吉村委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 承知しました。グループのホームページを見せていただいた限りでは、地域で密着して長年やっていたらっしゃるといったところで、その実績については心配はしていないんですけれども、やはり区内でやられるといったところで、最初のところ、立ち上げのところは特に、担当課長もできたといったところで十分な支援をよろしくお願いいたします。以上です。

○吉村委員長 それでは、続きまして、浅田委員。

○浅田委員 御計画ありがとうございます。三つあって、ちょっと今のたかはま委員とかぶるところだけから質問させていただきます。区民の皆様に説明会が開かれたその資料をいただいて、ちょっと見させていただくと、完成イメージ図、建物のイメージ図というのがあります。ただ、これについては、今後の所管官庁等との打合せや東京都との協議によって変更になるというふうに、つまり、このイメージとはまだ変わる可能性もあるということなんです。

よね。この形状で、私なんか最初ちょっと思ったのが、屋上でちょっと体、狭いところじゃないですか、敷地そのものはね、そんなに校庭、体を動かす場所があるようなそういうところではない、あるいは散歩ができ、ちょっとね、ひなたぼっこするような、あまりそんなに広くないということなので、屋上に何かそういう施設も利用できるようなことを考えているのかなと思ったら、イメージ図だと、いや、全部屋根になっているわけですね。この調子で、この形状だと、屋根に太陽光パネルのようなものを設置して、文京区の地球温暖化対策地域推進計画に基づいて、エコなエネルギーの利用をすることができるというのは可能だと思うんですね。先ほど区として推奨するという言葉をいただいたんで、ぜひ屋上に、こういった屋根の形状でつくられるということになれば、ぜひね、太陽光等を利用した地球温暖化に対応しているということについても、ぜひ文京区として推進をしていただきたいというのが一点。

それから、これもたかはまさんがおっしゃっていた地域との交流の関係ね。以前、森川さん、いきいき森川の方なんかも本当に、何ていうの、地域との交流を大切にしていって、周りの方も応援をされていたというふうに聞いています。私も一回ちょっとお邪魔したことありますけれども、ぜひ地域の方が何か交流するだけじゃなくて、この何とか会、新しい事業者さん、郁青会か、郁青会の方が地域と一緒に、地域の皆さんと一緒にしてお祭りのようなものをやるとか、いろんな交流会ね、いいですよ、思いつきでもいいだろうしね、そういうことができるようなことをぜひ推奨していただきたいということを、まず、この二つお願いします。

それから、ちょっとお伺いしたいのは、まとめて聞きますね、契約についてです。50年間定期借地ということですね。その50年間の中には、いろんな事態というのは歴史の中では起きるという可能性はあると思うんですね。東京書籍さんが、まあ、しっかりした会社ですから、ずっと長続きすると思うんですけど、何が起きるか分からない。契約上では、仮に、仮にね、土地所有者が変わっても継続して利用できる、借りるというね、借地できるというふうになっているって伺っていますけれども、大きな変更が起こったときの対応について、大きな変更というのは、土地の所有者が変わるであるとか、あるいは大きく賃料が、借地の賃料が変わるとか、ちょっと私、素人で、全部存じ上げないんですけど、結構借地の関係でいえばトラブルになっているという事例も聞いていますので、そうした大きな変更が起こった場合の対応についてはどのように契約になっているのか、お願いします。

以上、三つかな。

○吉村委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 まず、1点目の太陽光の設置でございますが、こちら先ほど答弁もさせていただきましたが、一応、住民説明会のときにも区民の方から、住民の方から御質問をいただいております、事業者のほうからは、屋根の形状が大きいこともあって、設置については取り入れていきたいと考えているけれど、建設費については、事業所のほうが建設するという形になりますので、建設資材の高騰等もありまして、全体の建設費がどれくらいになるのかということも踏まえて考えていきたいという回答をいただいております。区としても、建設費補助ですとか、土地代の補助ですとかを行っておりますが、最終的には事業者のほうの判断をしていただくというような形になるというふうに思っております。

それから、2点目の地域交流につきましては、事業所の提案につきましても、提案書の中でも、地域のイベントですとか行事には積極的に参加をしていきたいということと、あと町会の定例会のときにも可能な限り出席をして、地域と顔なじみの関係を築いていくということと、あと、事業所内のイベントについても、近隣住民の方の皆様に参加をいただけるような機会を設けていくというようなことも提案をいただいております。地域の住民の方にお話ボランティアですとか、施設の中で参加をいただくというようなことも含めて、地域の方と一緒に事業所のほうを運営できるような働きかけのほうもしていきたいという話を聞いてございます。

それから、地域交流スペースにつきましては、サロン活動ですとか、健康づくりの教室ですとか、防災講座みたいなものもやっていく、で使っていただくというようなことと、町会の会合の打合せですとかのスペースとしても御利用いただきたいということで、御予約の上、御利用を可能とするという予定であると聞いています。ただし、御利用方法については、予約の手順ですとかについては開設に合わせて地域の方々とお話、活用方法について、周知方法について検討して、トラブルの防止のために利用規約を設けて、衛生面ですとか安全面に配慮してやっていきたいというふうに聞いております。

もう一点の土地の契約のお話でございますが、今、ちょうど工事に入る形になっておりまして、一時的に土地の賃貸借契約書のほうはもう交わしてございます。50年間契約のほうをさせていただく際については、まだ、これからという形になるんですが、一応、土地の値段ですとか、所有者が変わるですとか、あとはその時々状況というのが変化があった場合については、見直しについて協議をいただきたいということを契約書のほうの中に入れられるように協議はしていきたいと思っています。それから、賃料についても、3年ごとに、区の

貸出しの土地については3年ごとの見直しという形もございますので、こちらの借上げの土地についても3年ごとの見直しという形の想定をして、契約書のほうを交わしていきたいと思っております。

以上です。

○吉村委員長 浅田委員。

○浅田委員 ありがとうございます。50年っていったらね、ここにいる方は恐らく誰もいないんじゃないかと思えますけれども、やっぱり将来を見越してね、しっかりした契約というものは残していただきたいというふうに思います。

それから、建物のソーラーパネル等を利用した再生エネルギーの導入という、の活用ということですけど、これは東京都、国もそうですけど、東京都のほうとしても、これ方針を持っている、持っていますよね。それから、文京区としても、地球温暖化対策の推進計画の中にきちっと盛り込まれているわけですから、ちょっといろんな工夫をしてでも、やっぱり温暖化対策に文京区は積極的に取り組んでいるよという姿勢を区民の皆さんにきちっと見せる意味でも、新しい施設についてはぜひ導入をお願いをします。

以上です。

○吉村委員長 それでは、続きまして、のぐち委員。

○のぐち委員 私のほうからは、まず、説明会ということで6月2日に行われた住民説明会の中で、質疑応答の部分で、住民の方から幾つか御意見があったかと思うんですけども、どのような意見がとても多かったのか。すごく関心も高くて、私も本郷地域の方からこの看多機についてはお問合せいただいて、どこになる、事業者についてもそうですし、事業内容ですとか人数ですとかというのはお問合せいただいていたので、住民説明会、ん、合ってる、2日の部分のところで、質疑応答、何か住民の方からこういった御意見があって、このようにお答えしたというところを教えていただけますか。

○吉村委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 住民説明会につきましては、6月2日に事業者主体で行わせていただきまして、幾つか質問をいただいているところでございます。建物に関する質問としましては、東側道路のセットバックがどれくらいになるのかですとか、駐車場の出入りとか車の大きさとか、あと敷地内に電柱があるんですけど、そちらの電柱が移設するのかですとか、あとは車は常時何台とまっているのかというようなことがありました。あと、先ほど質問がありました太陽光に取り組むのかというような御質問もいただいております。一応、車

につきましては、そのときにも説明をさせていただいたんですが、一応、二、三台ということ、駐車場は敷地内に4台設置をする予定で、二、三、来客者用が1台、それから障害者用の駐車場が1台、それから、送迎用の車を一、二台ということで想定をしているということになっております。セットバックについては、東側については中心から2メートル程度を後退、南側についても2メートル後退という形でセットバックをするというような説明をさせていただいております。

それから、あと施設の利用に関する質問につきましては、区民が誰でも利用できるのかですとか、あとショートステイ、看多機のショートステイというのは一般のショートステイとどういうふうに違うのかですとか、あとは職員の配置ですね、必要な人数は確保できているのかというような質問をいただいております。それから、区民誰でも利用できるのかというところになりますが、看多機の通いという形のサービスを御利用いただく形につきましては、おおむね20分から30分程度の移動距離で移動ができる方が対象という形で、一応、区民の方を対象にするというような事業で、こちらの看多機のほうを御利用いただく際については、医療的な行為が必要な方については医師の、主治医の先生の意見書に基づいて支援をするというような形をとるという説明をさせていただきました。それから、ショートステイにつきましては、一般的に医療的な処置のほうが必要な場合については断られてしまうケースというのもございますが、こちらの看多機については看護師のほうがいるということで、例えばという形で説明をさせていただいておりましたが、インスリンの注射ですとか、あと在宅酸素の吸入ですとかの医療、療養を必要な方で、医療行為が必要な場合についても、このショートステイのほうでは受け入れるというような形の対応をしていくという説明をいただきました。それから、職員の配置につきましては、今、常時、この施設について、19名の職員の確保というのが必要だというふうに説明をいただきまして、そのうち今現在5名の確保はできていて、あと14名についてこれから順次採用していくというような話がありました。

以上です。

○吉村委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 分かりました。もう既に採用のほうが進んでいるというのは、すごくスピードが早いかなと思うんですけども、一点、たかはま委員からもありましたけど、埋文があるので、この予定どおり進まないかもしれないと思うんですけども、ぜひこのスケジュールで住民説明会と工事を進めていっていただいて、利用者の方に、予定どおり進めていただきたいというのが一点と、あと、ほかの委員からも質問ありましたけども、応募事業者数が3

事業者あって、この郁青会に選んだ理由というところで、本当に郁青会のところを見ますと、岡山のほうで、岡山県でしっかり活動されていて、事業本部も岡山市、倉敷市、高梁市、真庭市に事業の形態があると。医療のほうは福寿会がやっているんですかね、これね。福寿会が医療のほうをやっていて、看護を郁青会が担っているということで、同法人でやっているみたいなんですけども、3事業者の中から郁青会をあえてというのも変ですけども、岡山に拠点がある郁青会を選んだよかったところというのはどこだったんでしょうか。

○吉村委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 まず、埋蔵文化財の発掘については、遅れないような形で進めていきたいというふうに考えております。

それから、郁青会を選定した理由ですね。応募いただいた事業者、3事業者という形になりますが、提案をいただいた事業者につきましては、各事業者、特色を生かした提案をいただいております。こちらのほうにつきましては、今回、郁青会を選ばせていただいた理由といたしましては、法人の特色を生かした優れた提案をいただいたということで選ばせていただきました。岡山県のほうで利用者本位の地域に根差した介護保険サービスのノウハウですとか、リハビリですとか、機能訓練等の在宅生活の継続の支援とか、あと医療と介護の連携を積極的に取り組んでいるというようなことをも理由とさせていただいております。また、経営の状況ですとか資金に計画、資金に対する計画の経営の確実性ですとか、それから、家族や地域、それから関係機関との関わりの事業運営方針が、ほかの事業者よりも優れていたということで評価をされております。こちらのほうの事業者さんのほうを選定させていただいたというふうになっております。

○吉村委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 分かりました。ほかの委員もおっしゃっていたんですけども、やっぱり岡山に本部があるということで、何かあったときの連絡先、連絡の手段というんですか、すぐに機動的に動けるのか、岡山から人がいらっしゃるのか、オンラインかというのもいろいろあるかと思うんですけども、そういった懸念点も区としてはクリアできて、やり取りが非常にスムーズであるということも評価しているということですかね。であれば本当に、見る限りでは、医療系もやっぱりやっていらっしゃるというのは、看多機としては非常に利用者さんの安心にもつながると思うので、区としても今おっしゃっていたスケジュールが進むように取り組んでいただきたいと思っておりますし、我々としても望んでいるところなので、工事の内容等につきましては、入って見ないと分からないところがあると思うんですけども、懸

念点が少なくなるような住民説明会の説明をしていただいたようなので、駐車場が1台しか余裕がないというのはちょっとあれかなと思ったんですけど、そこにいらっしゃる来車もあんまりないのかなというふうに思うので、こんなものかなと思うので、今後ともよろしくお願いします。

○吉村委員長 ほかに御質疑がある方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、最後に関川副委員長。

○関川副委員長 皆さんが聞いてくださったんで、大体概要は分かりました。院内じゃなくて、都内に医療機関を持っているというのは、やっぱり安心だなと思って、ここの概要を見ると、医療法人と、それから社会福祉法人と両方持っていて、特養ホームやグループホームも持っているということで、いろんな施設を持っているところだなと思いましたけど、やっぱり皆さん言っていたような遠いところだと都内からじゃないからどうかなと思ったんですが、都内に医療機関を持っているということを聞いて安心しました。

それで、敷地面積が狭いんですけど、前面に東京書籍があって、何か区が解体っておっしゃったみたいだけど、売らないということで、50年の定借になったということなんですけども、家賃、家賃を払うのは法人が払うんですかね。建物を建てて、この郁青会が払う、ずっと50年間払い続けるということなんですか。

○吉村委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 東京書籍の家賃というのは、区のほうで借上げをしておりますので、区のほうでお支払いをさせていただきます。郁青会に土地を貸す部分については、郁青会から区のほうに賃借料のほうをいただくというような形になっております。

○吉村委員長 関川副委員長。

○関川副委員長 分かりました。そうすると、建設は郁青会が行うということですけども、国や東京都、それから文京区からも補助金が出るとは思いますけど、建設費は幾らで、補助金は幾らぐらいなんですか。

○吉村委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 補助金に関しましては、まず建設費ですが、提案の段階ですが、およそ2億5,000万という形で事業者のほうからは聞いております。そのうち、建設費補助といたしまして、およそ1億2,000万を区と都から補助をする予定となっております。それに加えて、土地代の補助といたしまして、公募の段階では50年の貸付料の総額がおよそ3億1,000万というふうに試算をしております、そのうち、契約時の路線価の算出による

のでまた未定ではございますが、およそ1億6,000万余りの金額のほうを一時金に対する整備促進補助として区と都から補助をするという予定になっております。

それから、こちらの土地の貸付けにつきましては、定期、定期借地権の設定契約によりまして50年の貸付けを行うということで、一時金をお支払いをいただいて、その差額の金額を50年の月で割るといような形の貸付料を考え、という考えになっております。貸付料につきましては、3年経過するごとに再評価をさせていただきまして、法人との協議の上、改定をするということが出来る規定になっております。それ以外に、保証金として月額の前貸付料の30か月分を当初にいただくという予定になっております。今回の施設に関しましては、当然のことですけれど、法人の経営に過度な負担がかからないような形で補助金等を使っているという形で整備を進めていければというふうに考えております。

○吉村委員長 関川副委員長。

○関川副委員長 ありがとうございます。事業内容についてですけど、登録の建物が27ですか、ちょっと待ってください、すいません、登録定員が29人で、通い定員が18人、宿泊定員9人ってなっていますけど、登録定員が多めに29人にして、通い定員が18人、宿泊定員が9人って、少しゆとりを持たせてということなんですか。

○吉村委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 こちらの定員につきましては、介護保険のほうで看護小規模多機能型居宅介護施設ということで、最大29名の施設という形と、あとは部屋の広さですとかによって通える人数というのも、18名ですとか、泊まりは9名という形で決まっている事業になってございます。

○吉村委員長 関川副委員長。

○関川副委員長 ありがとうございます。宿泊の理由については、どんなことでもあれですか、家族が入院したとか、そういうことなんかでも利用できるということですか。最大何泊まで。

あと、じゃあ、まとめて聞いたら、訪問看護ステーションがありますけど、どの範囲まで、ここ本郷六丁目ですが、どの範囲まで訪問看護は広げていこうと思っていらっしゃるんですか。

○吉村委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 まず、最大何泊利用なのかというところでございますが、まず、こちらの施設につきましては、介護保険に基づいてサービスのほうを利用いただくために、基本的には要介護認定を受けていただくというような形が必要になってきます。こちらのほ

うで受けられる定員になりますので、定員として受入れが可能であれば受けていただくという形になります。こちらのほう、御家族の入院ですとかという形でもお泊まりのほうはできるということになりますので、ただし、医療的な行為とかが必要な場合については、主治医の先生の意見が必要になってございますので、そちらのほうで受け入れるかどうかの判断という形になってくるというふうに聞いております。

それから、どの範囲でということになりますが、こちらのほうを利用いただく方が中心に訪問看護のほうもしていただくというような形になりますので、先ほど通いというのも20分か30分程度の範囲内での御利用ということが適切な運営範囲というふうに聞いておりますので、一応、その範囲での運営という形が基本になるかと思います。

○吉村委員長 関川副委員長。

○関川副委員長 ありがとうございます。宿泊は最大何泊までなんですか。

○吉村委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 そうですね、御家族の状況ですとかによりますが、30日が最大という形になるのではないかとこのように考えております。事業者のほうの受入れの体制とかもございますので、その辺は調整が必要かとは思いますが、一応、制度的には30日というふうになってございます。

○吉村委員長 関川副委員長。

○関川副委員長 ありがとうございます。それと、皆さん、皆さんからも出ていましたけど、地域交流スペースについては、自由に近隣町会が使えるような形にしていいただければと思いますけど、その辺は町会の行事とかいろんなところでここを使わせてほしいって前から、旧森川のときから出ていましたので、ぜひその辺はお願いします。

以上です。

○吉村委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 先ほども答弁させていただきましたが、利用につきましては、予約の手順ですとか、それから開設に合わせて、活用方法ですとか周知方法について検討していくという形になっております。近隣住民の方のお話も伝えておまして、利用について、町会の方についても使っていただくような形というふうに考えているというふうに事業者から聞いておりますので、また、その取決めですとか利用規約を設けていくということになりますので、それに従って利用いただくという形になるかと思います。

（「ありがとうございます」と言う人あり）

○吉村委員長 以上でよろしいですか。

○関川副委員長 はい。

○吉村委員長 かしこまりました。

以上で、報告事項4の質疑を終了いたします。

続きまして、保健衛生部より1件、報告事項5、令和7年度新型コロナワクチン及びインフルエンザワクチン定期予防接種についての説明をお願いいたします。

小島予防対策課長。

○小島予防対策課長 それでは、私から、令和7年度新型コロナワクチン及びインフルエンザワクチンの定期接種、予防接種について御説明いたします。資料の第5号を御覧ください。

1の新型コロナワクチン定期接種です。

対象は、接種日に文京区に住民登録があり、65歳以上の方及び60歳から65歳未満の方で、表記の状況に当てはまり、自らの意思で接種を希望される方になります。

接種期間につきましては、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの予定です。

自己負担額は、今年度は3,500円といたします。

2のインフルエンザワクチンの定期接種についてです。

対象につきましては、新型コロナワクチンと同様になります。

接種期間につきましては、令和7年10月1日から令和8年1月31日までの予定でございます。

自己負担額につきましては、今年度以降は無料とし、区の全額助成といたします。

3の周知方法につきましては、いずれも区報、SNS、区ホームページへの掲載及び区内指定医療機関等におけるチラシ掲出にて周知し、また、接種対象者の方には、9月下旬に予診票等を個別送付いたします。

御説明は以上となります。

○吉村委員長 それでは、御質疑がある方、挙手をお願いいたします。

たかはま委員。

○たかはま委員 ありがとうございます。新型コロナワクチンの定期接種は、昨年が無料で今年は3,500円というところで、考え方によっては、無料だと受けておこうかという方もいらっしゃる、3,500円だから本当に必要な方だけが受けられるという考え方もあるのかなと思うんですけども、そのあたりの判断理由について伺います。

併せて、昨年の報告書では、小児インフルエンザワクチンの任意接種についても御報告い

ただいておりますけれども、今年は記載がないので、昨年と比較した条件についても教えていただけますでしょうか。

○吉村委員長 小島予防対策課長。

○小島予防対策課長 まず、新型コロナの3,500円の理由ですけれども、定期接種のB類疾病に関しましては、個人の重症予防という、重症化予防という面での接種でございまして、半額程度の自己負担をお願いしているところでございます。肺炎球菌、带状疱疹についても半額と、半額程度と設置、設定させていただいております。今回、インフルエンザにつきましては、これまでの経緯もございまして、無料といたしております。昨年度、コロナのほうは国と都の補助がございまして、区の負担は自己負担なしでもお一人当たり6,000円というところでしたが、今年度は国の補助はないとされておりますし、都の補助についても不透明なところです。よって、3,500円の自己負担をお願いすることにいたしました。区としては1万2,000円をお一人当たり負担しているという状況でございます。また、接種率も、昨年度、自己負担無料であったにもかかわらず36.8%にとどまったことも、この金額とさせていただいた理由の一つとなります。

あと、小児インフルエンザについての助成についての御質問ですが、昨年に引き続き同等、昨年と同様3,000円の助成ということで、区の指定医療機関の設定された金額から3,000円引きで窓口ではお支払いいただくということになっております。

○吉村委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 承知いたしました。ありがとうございます。ただ、予診票が送られてくるとなると、見た方が、あ、今年は有料なのかと。新型コロナ怖いけど、どうしようというような御不安に駆られる方もいらっしゃるのかなというふうに思いますので、その区民の方への現状の情報発信というところ、うまく伝わるようにやっていただければなというふうに思います。これは東京都のホームページで、文京区でもホームページのほうで新型コロナの数、出ていますけれども、昨年と比較したトレンドでは、うーん、これだけ見ればあんまり心配ないのかなと私としては感じました。ほかの方がどう感じるかは別としても、情報がうまく伝わるようにといったところの工夫はよろしくお願いいたします。

以上です。

○吉村委員長 それでは、浅田委員——ああ、小島予防対策課長。

○小島予防対策課長 毎週のように定点医療機関の数として情報発信をさせていただいております。併せて、区の医療機関のほうにもいろいろと御協力をいただいているところでござい

ます。感染が上がってきた場合には、注意報という状況で発信はさせていただいていますので、引き続き分かりやすい情報提供を心がけてまいります。

○吉村委員長 この後、一般質問が7名の方から10件の一般質問ございますので、御質疑、そして御答弁、簡潔明瞭にこれからお願いいたします。

続きまして、浅田委員。

○浅田委員 この予防接種、日本の予防接種制度というのは、予防接種法に基づいて行われているということで、25年の4月に予防接種基本計画が改定をされたというふうに伺っています。その中で、予防接種の幾つかね、改定された内容あるんですけど、ちょっと私の関心事でいうと、予防接種のデジタル化ということとか、あと、コロナ禍での経験を踏まえた施策の推進であるとか、定期的に予防接種費用の見える化であるとかが改定されたというふうに伺っていますが、このデジタル化とか予防接種費用の見える化、これについて今回のコロナワクチンであれば3,000円、インフルエンザワクチンであれば無料、自己負担なしということですけども、この点について関連する、改正の中身を受けての内容についてお願いをいたします。

○吉村委員長 小島予防対策課長。

○小島予防対策課長 予防接種の見える化、費用の点につきましては、国のほうでも価格調査を行っておりまして、都でも価格調査をしております。定期予防接種については、23区乗り入れで行っているため、都の調査を参考に価格を決定しているところでございます。

○吉村委員長 浅田委員。

○浅田委員 それで、これ国のほうで書かれてある内容だけ読みますとね、使用するワクチンごとに価格や手技料等を情報公開して適正化を進め、接種の継続安定を図るというふうになっているんですけども、これってもっと広く区民に価格、ワクチンの価格というのは実際はこれだけあって、区としてはこれだけの費用がかかっているというような、そういう細かいことまでは広報というのはされないわけですか。つまり、自己負担額3,000ですよということだけで終わるということなんですか。あんまり細かいことは必要ではないということなんでしょうか。

○吉村委員長 小島予防対策課長。

○小島予防対策課長 先ほど申し上げたかと思うんですけども、本年は1万5,300円コロナワクチン、あ、失礼しました、1万5,800円のコロナワクチンの価格とされておりまして、自己負担3,500円、区としては1万2,300円の負担をさせていただいていると御答弁いたしま

したが、積極的に広報というところは考えておりません。

○吉村委員長 浅田委員。

○浅田委員 分かりました。じゃあ、最後をお願い。しっかりされていることとは思うんですけども、予防接種による副反応疑いをしたときは、これは上部、上部機関というから東京都になるんでしょうかね、副反応の症状が報告されたときには、しっかりと上部機関に伝えるということも言われていると思うんですが、この点についての都への報告の体制とか、これはこの間、コロナ禍で十分されていると思いますが、ぜひそれについてはお願いしますということで、ちょっと抽象的過ぎますかね、質問が。

○吉村委員長 小島予防対策課長。

○小島予防対策課長 軽微な副反応については、御本人からの申出がない限りはそれほど報告という形ではないかと思いますが、健康被害という面で、健康被害調査、健康被害認定が必要な方ということにつきましては、そちらを御案内させていただいて、区で書類をそろえていただいて、調査を行って、その後、都を通じて国のほうに調査を上げているというところにはなります。

○吉村委員長 よろしいですか。

それでは、最後に関川副委員長。

○関川副委員長 今回、ワクチンが有料3,500円になるということで、予診票が1と2の該当する方に配られるということですが、最近のこのコロナの状況、5類になってから届出しなくてもよくなって、あと定点観測ということで、コロナの状況、その後、分かるようになっていましたけれど、今、コロナの状況というのは、定点観測、医療機関での定点観測もやらない状況なんでしょうか。全体として、どのくらいの患者さんがいるのか。増えているのか減っているのか、どうなんでしょうか。

○吉村委員長 小島予防対策課長。

○小島予防対策課長 定点医療観測、定点医療機関での観測というのは続けておりまして、定点当たりの医療機関で何人というふうになっております。ちなみに、先週22週、5月26日から6月1日、先々週ですね、の分が最新ですが、東京都では0.84となっております、今のところはそれほどはやってないという、流行は落ち着いている状況かと思われます。

○吉村委員長 関川副委員長。

○関川副委員長 ありがとうございます。そんなにはやってない、落ち着いている状況だということですね。分かりました。

コロナのワクチンですけども、半年間だけ予算計上されていますけど、大体この1と2に当てはまる方、予診票を送って、何人ぐらいがこのワクチンを打つというふうに予測しているんじゃないでしょうか。

○吉村委員長 小島予防対策課長。

○小島予防対策課長 昨年と同じぐらいですと、接種見込み人数は1万7,000人というふうに考えております。

○関川副委員長 1万7,000人、分かりました。ありがとうございました。

先ほど副作用の問題がありましたけども、今まで65歳以上の方、7回ですか、7回か8回、私は5回までしか打ってないんですけど、あった中で副作用の申出があったと思いますけど、今までどおり東京都に申請してという、そういう流れができているということなので、副作用に注意しながら、コロナのワクチンを打っていただくということが大事なと思いますので、よろしくお願いします。

○吉村委員長 以上でよろしいですかね。

○関川副委員長 はい。

○吉村委員長 以上で、報告事項5の質疑を終了いたします。

○吉村委員長 続きまして、一般質問に入ります。

7名の委員から10件の一般質問が出ております。

それでは、高山委員からお願いいたします。

○高山（か）委員 私は国民健康保険についてです。事前に後藤課長にも御確認をさせていただいて、情報公開請求をさせていただいたんですが、今、文京区で非常に人口が増えている中で、外国人の方も併せて増えております。現在、23万6,000人のうち7%、1万6,500の方が外国人の方です。14人に1人ということですね。世帯も1万3,200世帯、12万3,000、13万2,000世帯のうち、約1万1,000世帯が外国人の方なんですね。令和4年からまでは大体年に900人前後だったのが、一気にこの3年間で外国人の方が6,000人ほど増えているということになっています。恐らくこれはパンデミックが終わって移動が増えたことの要因というのもあるんですが、これ私が情報公開請求したとき、ちょうど、おとといの日経新聞に、外国人の国保滞納防止に向けて27年度にも在留審査に反映するという政府の方針が発表されました。問題は、払えない方は確かにいらっしゃいますが、問題は払わない方ですよ。その政府、日経の中では、当然、まず国民健康保険というのは3か月以上在留資格があって、お勤

めされているところの協会けんぽとかに入っていない方は加入する義務ということになっているんですが、2023年の時点で外国人の方97%で、政府が発表しているところによると、約150自治体を調査したところ、2024年時点で外国人の納付率が63%で、日本人の93%を大幅に下回っているということになっています。私が情報公開請求したのは、各国籍ごとの納付率、滞納率というのを出示してくださいってお話をしたんですが、それはやってないということ。だから政府がこういう形でやっていかなきゃいけないということになったんだと思うんですが、やっぱり、まずこの制度自体も、もしかしたら御理解いただいてない方もひょっとしたらいらっしゃるのかもしれませんが、先日、公明党の松丸委員が一般質問の中で、今年の2月ですかね、外国人の共生社会という中で質問されました。その中で、区長から、担当する職員が多言語対応の翻訳機を携帯するなどにより、様々な現場で必要な支援が行えるよう取り組んでいくというふうに答弁されています。ですから、27年度の仕組みまでは、今、先に当然つくってしまうと、その仕組みに今度は直さなきゃいけないという無駄ができてしまうかもしれないんですが、一方で、やっぱりこう、しっかりと制度を認識していただく。やっぱり社会保障というのは元気な人が負担をして、病気や高齢になったときに、今度は負担してもらい、負担をして、がからなくなるという仕組みですよ。全世代でやっぱり支え合う仕組みですし、今は負担があっても多くのサービスの給付というのは将来受け取るという当たり前のことをしっかりとやっぱり自治体としても取組をやっていかなきゃいけないと思うんですよ。ですから、できることからまず進めていく、それから、しっかりと納付を行っていただくという、このデータは全国の150の自治体だから文京区がどうなっているか分かりません。それがないということですから、分からないんですが、しっかりと取り組んでいただきたいと思うんですが、そのあたりの御答弁をいただければと思います。

○吉村委員長 後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長 委員おっしゃるとおり、現状では国籍別の滞納率のデータというものはございませんで、こちらにつきましては、今後、全国共通で比較検討できるようにするための抽出要件などを国において、システム改修も含め検討していくという意向が示されているところでございます。区の滞納整理におきましては、国籍ごとの滞納率というよりも、滞納者個々の事情ですとか背景に寄り添って納付を促すということをこれまでも行ってまいりました。言葉の壁ですとか慣習の違いによって、制度に対しての理解不足のようなことがあるといったことがありましたら、そちらについての解消を進めてきたところでございます。また、言葉の壁につきましては、多言語版のチラシですとかタブレット通訳といったようなも

のの活用も現在行っているほか、留学生の多い大学ですとか専門学校の方に協力をお願いして、適切な御指導をいただくような協力をお願いもしているところでございます。

○吉村委員長 高山委員。

○高山（か）委員 ありがとうございます。今、後藤課長おっしゃったように、その中でもデータで出てきたのが、在留資格状況ですが、やっぱり文京区の中では世帯数だと留学生の方が圧倒的に多いんですね。4,362世帯が留学生の方、次が就労者で811世帯、一気に二番手、二番になりますよね。ですから、やっぱりしっかり今おっしゃったように支え合っていく、日本の方でも海外の方でもしっかり仕組みを理解していただいて、自治体としてやっぱり保険者としてしっかりとお伝えしていくということはぜひお願いしたいと思います。

それから、2番目ですが、内密出産についてです。これ昨日、これも事前にちょっと用意していたんですが、なぜか偶然二つとも、昨日、墨田区の賛育会さんという病院で内密出産が事例としてありました。昨年ですよ、一緒にたかはま委員と熊本の慈恵病院、こうのとりも拝見させていただいたんですが、予期しない妊娠によるやっぱり孤立出産というやっぱりところから内密出産というのが、今、出てきているんだと思うんです。改めて言う必要はないと思うんですが、一番に守られるべきはやっぱり赤ん坊で、二番目はそのお母さんだと思います。で、なかなかお調べすると自己負担って50万円、東京ではかかるらしいんです。この仕組み、内密出産自体は、病院が一回肩代わりをするという仕組みのようなんです。当然、法整備も必要だと思うんですが、その前に、やはりよくニュースとかである、トイレで産み捨てられるような赤ん坊がやっぱり生まれないうために、しっかりと自治体が支えていく必要もやっぱりあるんじゃないかなと私は思うんです。ですから、ぜひ、まずお母さんって、もう内密でどうしてもみんなに知られたく、知られない、親にも言えないというときは、特に若い子、学生の子なんかもしかしたら多いのかもしれないんですが、病院に駆け込む前に自治体とかにやっぱりこう相談とか、どうしたらいいんだろうかとかというのがやっぱりあると思うんですね。そういった窓口でどういう対応をされているのかというのをまずお聞きしたいと思います。

○吉村委員長 大塚保健サービスセンター所長。

○大塚保健サービスセンター所長 今回、墨田区の賛育会病院のほうで初めて内密出産があったことについては、報道で把握しているところでございます。また、内密出産につきましては、様々な要因があり、社会問題であることも認識はしているところでございます。内密出産は、母親の情報が自治体側のほうに全く入ってこないケースという形になりますので、都が

今回、事例を通じて、内密出産や新生児の匿名預かりについての検証チームを設置したという情報も入っているところがございますので、都の対応について注視をしていくという形になってくるかなと思っておるところです。

内密出産に陥らないためというところになってきますと、区としましては、今までどおりの各種ネウボラ事業、それから妊婦の心理相談を通じて対応しているところでございますが、また、特定妊婦、それからあと若年の妊婦につきましては、今年度からスタートしております子ども家庭支援センター機能、こちらを通じて、子ども家庭支援センターと、それから児童相談所と連携を、と、それから妊婦、それからお子さんのほうの支援をしてまいりたいというふうに考えているところでです。

○吉村委員長 高山委員。

○高山（か）委員 分かりました。今、課長おっしゃったように、陥らないことが大事ですが、と同時に、やっぱり陥ってしまう人がやっぱり絶対いらっちゃって、そこをどうやって支えて、しっかりと安心して、おっしゃったように病院のある一定の方だけが情報が入って、それも生まれた赤ちゃんはある一定の年齢になると自分の情報が知れるか知れないかというのは、病院がお母さんの意向を聞いて保管しておくという仕組みだと聞いています。繰り返しますけども、費用とかそういった面とか、人に相談できないということですね、孤独にどこかで産み、産んで、自分の体も本当にもう大変になってしまう中、孤立をやっぱり防ぐというのは非常に大事なことだと思いますから、自治体としてもできること、その費用とかがもし必要であれば、しっかりとまず助成というか出して、出すべきだと僕は思うんですね。保険とかでカバーできますっていうけど、そもそも言えない人は保険証なんて持っていませんし、保険なんて使えませんからね、親なんかに相談できませんから。やっぱそういったところで、お金で解決するものであれば、しっかりとやっぱり支えていくというのが自治体としての使命だと思いますから、ぜひお願いいたします。

○吉村委員長 以上でよろしいですか。

それでは、続きまして、松丸委員。

○松丸委員 僕は一点だけ質問します。先日、2025年版の高齢社会白書というのを閣議決定して、特にその中で調査した中では、単身高齢者がいわゆる家計的に心配だと、特に物価高だとか貯蓄、そういったこの懸念が非常に高いと。複数っていうか、何ですか、特にひとり暮らしの単身高齢者がですね。そういった意味からいくと、政府が高齢者の就業による安定収入の確保や、若いときからの資産形成への促進というか、そういったことも非常に重要であ

るというふうにこの高齢白書の中で言っているんですけども、そういう意味では、今後の単身高齢者、非常に文京区も増えているんですけども、そういう方たちを対象にしたこういう資産、経営、こういうセミナーをやるとかということは今までないんですけども、こういったことも視野に入れながら、単身高齢者の方が安心して生活できるような、そういったこの支援もやっぱりしていかなきゃいけないんじゃないかなと思うんですけど、その辺は高齢者福祉課としてはどういうふうに考えているのか、ちょっと教えてください。

○吉村委員長 瀬尾高齢福祉課長。

○瀬尾高齢福祉課長 委員おっしゃいますように、単身の高齢者が、家族形態が変わってきていて、増えているということが現実ございます。調査でも出ているんですけども、単身世帯、同じところに住んでいても家計を分けていらっしゃるという御家族も多くて、お一人である人ほど、そうした将来の不安感というのは高くお持ちになる可能性が高いのかなというふうに考えております。委員のおっしゃる今回の国の調査においても、その数値として出ておりますので、実際に生活が立ち行かなくなった場合には、当然、福祉部門のセーフティネットとして生活保護もありますし、そういった体制取れるんですが、将来的なこの物価高とか、何でしょうね、困窮まではいかないけれども、不安感というのにもちょっと今後は寄り添っていく必要があるのかなということは感じております。

例えば、今回、消費生活センターで終活等、資産運用の終活というセミナーを設けておりまして、資産運用を高齢期の方々のためのという視点も、新しい講座もでき始めていますので、そういった終活とかファイナンシャルプラン的なものについても、経済課などとちょっと連携とりまして、高齢者の方々にそういった講座のお知らせをしていくことも考えられるかなと思っております。なので、今後、今年、調査もやりますので、そういったニーズという新しいものも酌み取りながら、ひとり暮らしであっても不安感のないような生活につながるようにしてまいりたいと思います。

○吉村委員長 篠原福祉政策課長。

○篠原福祉政策課長 また、社会福祉協議会においても、文京区単身高齢者等終活支援事業ということで、文京ユアストーリーを展開しております。こういった御案内なんかも適切にしながら、高齢福祉課と連携しながら、単身の方々が安心して終活できる体制を整えてまいりたいと考えております。

○吉村委員長 よろしいですか。

それでは、続きまして、山本委員。

○山本委員 二つあるんですけども、まずは、昭和小学校の中にある高齢者在宅サービスセンターについて伺いたいと思います。当初ね、あそこ学校、昭和と学校と一体型の高齢者施設ということで、全国的にも類がないということで、いろんな自治体から視察が舞い込んできたことはよく存じております。平成7年とか8年ぐらいですかね、できたのがね、と思うんですが、近所でも、近所というか地域でも非常になじまれてきて親しまれて、多くの方が利用者が使われているということで、大体100人ぐらいが利用されているということなんですけども、施設のまずその利用状況と、あと、その運営状況について、この間、もう20何ですか、30年以上たっているんですけども、その辺の状況はどうなっているかということちょっと教えていただきたいと思います。

○吉村委員長 佐々木介護保険課長。

○佐々木介護保険課長 昭和高齢者在宅サービスセンターの利用状況ですが、大体利用率90%を超えているような状況で、よく使われている拠点になっております。今回、事業継承の関係で、今回、白山の郷等々の事業継承を受けた事業所が、芙蓉会という事業者になりますが、そちらが昭和高齢者在宅サービスセンターと湯島高齢者在宅サービスセンターを従前から運営していた事業者になりまして、今回の事業継承において、本郷のサービスセンター、向丘のサービスセンターに利用者を引き継ぐ形で、白山の郷の高齢者在宅サービスセンターが大規模改修の関係で休止を3月末でしているのも、その関係で一部移したりというところで、ちょっと多少利用率の何ですかね、動きってところはあるんですが、もともと昭和の在宅サービスセンター自体は、その中でも高い利用率を得ていますので、そういった中で皆様に活用されているというところで区としては認識しております。

○吉村委員長 山本委員。

○山本委員 その事業継承で、一部お返しをするということだというふうに思うんですけど、それはいつまでに、白山のほうの工事が終わればと思うけど、それいつまででしたっけ。昭和小学校、昭和小学校に入れてもらう、入れる期間というのはいつまでって決まっているんですか。できるまでの間。

○吉村委員長 佐々木介護保険課長。

○佐々木介護保険課長 すいません、説明の仕方がちょっと悪かったと思います。昭和高齢者在宅サービスセンター自体は特に運営自体は変わっていないんですが、そこを運営していた、運営している事業者が、今回、白山の郷等々の事業を継承した側の事業者になっておりまして、その関係で、もともと前の事業所が運営していた向丘ですとか本郷の高齢者在宅サービ

スセンターとの利用者の移しの中で、多少、利用者の調整があったというだけで、昭和高齢者在宅サービスセンター自体は特に貸しているとか貸していないとか、そういうのはないです。すいません。

○吉村委員長 山本委員。

○山本委員 すいません、詳しく言っていただきたい。今の現状としては、利用率も90%で問題ないということで伺わせていただきましたが、当時はね、今でもそうなのか分かりませんが、入っている高齢者と併設している学校とのメリットを生かして、子どもたちと高齢者が触れ合うね、ふれあい給食とかというのも始まりましたが、今、学校のほうもどんどん手狭になってきて、ランチルームも教室になっちゃったりですとか、そういう状況が今できているのかできないのかというのを一点教えていただきたいのと、学校側から何か、学校側からというよりも、施設の利用者ですとか、施設の事業者ですとか、あと学校関係者等から、中の子どもたちの手狭な状況がよく見えていると思うんで、その辺の状況とか認識というのは皆さんどういうふうに感じていらっしゃるというのが分かりましたら教えていただきたいと思います。

○吉村委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 小学校側、昭和小学校側の状況でございますけれども、教育委員会から聞いているところでございますと、やはり普通教室が足りないというところで聞いているところでございます。そういった普通教室の不足の対策ですとか教育環境の向上の課題については、教育委員会を中心に検討を進めているというところでございますので、こうした区長部局も含めて、適宜、情報共有、意見交換を進めながら、様々な方策を検討しているというところでございます。

○吉村委員長 山本委員。

○山本委員 すいません、この一つに、後のやつはやめますね。一つにします。

で、分かりました。例えば、今、これから、この間の本会議の答弁で検討を、近くに国有地もあるのでということで、様々な意見を聞きながら検討して今後の活用については検討していこうということで動いてられていると思うんですけども、今の現状の高齢者サービスセンターとしては、例えば仮にですよ、移転することになったときに、移転するに当たっての条件だとか、あとは一番大事なのは利用者の理解だと思うんですけども、その辺はどのように取り組んで、仮定の話ですけども、いかれると考えていますか。状況がよければ移転してもいいかなというふうな状況なんでしょうか。

○吉村委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 仮定の話になりますので、一応、条件ですとか、その辺のお話が決まりましたら、利用者の方についても説明をさせていただくような形になると思いますし、理解いただくような形で、事業者のほうも、にもお話しをさせていただきたいというふうに思っております。

○吉村委員長 山本委員。

○山本委員 ぜひ、私からの切なるお願いなんですけども、何とか御理解をいただいて、今の学校の教室不足状況を改善するためにも、何とか御理解をいただいて、もしそういう状況になったときには、できる限り速やかに移転が進んで、新しい施設ができればなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○吉村委員長 以上でよろしいですかね。

そうしましたら、続きまして、のぐち委員。

○のぐち委員 私は、がん対策についてお伺いをいたします。昨年9月に厚労省が発表した2023年の人口動態統計によると、がんの死亡者数が38万人ぐらいということで、全死亡者数の24%、4分の1ぐらいですかね、を占めているというところで、男女ともに肺がん、大腸がんの死亡率が高くなっているということでもあります。本当にがんの対策はもう既に言われていることなんですけども、今後、今、区として、がん死亡について取り組んでいるところについて、何かありましたら教えてください。

○吉村委員長 大武健康推進課長。

○大武健康推進課長 委員御指摘のとおり、がんに罹患する方、また、それで亡くなる方が多く、がん対策は区としても重要な取組と認識してございます。

区は、がん予防に役立つ食習慣の生活習慣の改善について周知・啓発するとともに、がんの死亡率の減少を目的として、国の指針に基づいて、がん検診の受診率の向上と質の向上に取り組んでございます。

また、がんに罹患した方、この支援策といたしましては、アピアランスケアとしてウィッグ購入等費用の助成を実施しておりまして、今年度から複数の商品を購入した場合に合算可能とするなど、拡充をしているところでございます。

また、今年度から40歳未満の末期がん患者の方を対象に、若年がん患者在宅療養支援事業を開始してございます。

また、がん患者さんが治療や生活上の困り事を相談できる場を御案内するなど、するため

に、区内のがん相談支援センターとも連携して、令和6年度から、がん療養資源マップを作成しているところでございます。

9月はがん征圧月間でございますので、がん啓発、また、がん啓発イベント、そしてがん患者交流会等も実施する予定でございますので、引き続き、がん対策に努めていきたいと考えてございます。

○吉村委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 丁寧ありがとうございます。本当に取組としてはとても大切なところでありますし、健康推進というか本当に皆さんの予防の部分でもやっていっていただきたいというのが一つと、今、課長がおっしゃったように、その減塩は結構大事らしくて、区内にお住まいの先生に、お医者さんにお伺いしたときに、長野県が非常にがんの罹患率が低いというのがあって、昔はすごく高血圧で高かったんですけども、長野県挙げて減塩の和食を推奨して取り組んだところ、一気にがんの罹患率が下がったということで、やっぱり減塩などはやっぱり訴えていく上でとてもよいかというふうに思いますし、課長がおっしゃったように、9月はがんの征圧月間であるというのと、10月は検診受診向上に向けたキャンペーン月でもあるわけですね。なんで、やっぱりその部分で区としても取組を社会全体合わせてやっていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○吉村委員長 以上ですか。

それでは、続きまして、たかはま委員。

○たかはま委員 私は、少子化対策についてお伺いしたいと思います。2024年に生まれた子どもの数は68万6,000人余りと、統計開始以来、初めて70万人を下回ったことが厚労省の調査で分かりました。1人当たりの女性が産む子どもの数の指標となる出生率も低下して、東京都は0.96と、全国で唯一、1を下回ったということで、私は非常に衝撃的なデータだなというふうに受け止めております。

少子化対策については、希望する方が子どもを望める地域づくりが重要だと思っております。区の方向性も同じかなというふうに思っておりますが、これまでどのような取組を行い、その取組がどのような成果を上げているのか教えていただけますでしょうか。

併せて、この数字を本区としてどのように受け止めているか。都政新報では、婚姻数は都内で6.5%増えている、コロナ禍以降最高なので、今後の出生増が期待できるとの声を紹介していましたが、受け止めに伺います。

○吉村委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 委員から御質問の報道ですね、厚生労働省の2024年の人口動態統計というところで、本当に70万人を切った出生数と、あと、東京都が合計特殊出生率が0.96ということで、非常に驚くような数字であったというところで我々のほうでも報道で聞いて承知をしているというところでございます。

これまでの文京区の子育て、妊娠・出産・子育てということで、切れ目ない支援ということで、現在、総合戦略で基本主要課題のナンバー1というところで力を入れて取り組んでいるところでございます。目指す姿としては、子どもを望む全ての家庭が妊娠・出産・子育てに対する理解を深めて地域で安心して子育てができるようにというところでございまして、例えて言いますと不妊治療に対する支援ですとか、妊婦の全数調査である文京版のネウボラ事業、こういったところに現在取り組んでいるというところでございます。

○吉村委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 ありがとうございます。厚生委員会ですので、ぶんきょうハッピーベビー応援事業ですとか、あと不妊治療についても、今、教えていただきましたけれども、こういった取組をずっとやっていただいているけれども、成果としてはどのように上がっているのか教えていただけますか。

○吉村委員長 大武健康推進課長。

○大武健康推進課長 ハッピーベビープロジェクト、こちら平成26年度から開始してございまして、今はハッピーベビー応援事業と名称のほうは変更していますけども、こちら、成果といたしましては、効果測定がなかなか難しいところではございますけども、年3回開催しています、例えば今年度から、あ、ごめんなさい、令和2年度から実施しています、ぶんきょうプレパパ、プレパパ・ママ講座につきましては、去年は御夫婦で32組のほか、プレパパのみの方も4人御参加いただいているという状況でございます。また、大学祭では約1,800人の御参加、そして、こちらハッピーベビー講演会についても110名の方の参加をいただいているところでございます。このように、先ほど委員からもありましたように、健康という観点で、将来、子どもを欲しいと思ったときに産めないという状況がないようにしたいということで、正確な情報の提供をしたいという考えに基づいて、適切な情報発信に努めていきたいと考えてございます。

○吉村委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 学習院大学の鈴木亘教授は、先ほどの出生数の報道ですね、NHKの取材に対して、少子化の大きな要因として、職場などで出会いの機会も減っていて、かつ、民間の

結婚相談所は費用がかかるので、利用できる人、できない人の格差が生まれる懸念があるとした上で、結婚の支援こそ国の少子化対策の肝であると指摘されています。子育て予算、増えていますけれども、少子化の改善には関係が薄いと。そして、婚姻数と出生数には相関関係が強いという調査結果がございますので、そういったところは、まず共通の認識を持っておきたいなというふうに思っております。

私は、その前提に立つと、本区のハッピーベビー応援事業ですとか、先ほど御答弁いただきましたけれども、各種子育て支援事業、大切な事業ではありますけれども、私が質問した本区の少子化対策への取組としては効果が不十分なのではないかというふうに思います。これまでどおりの事業展開でいいのか、確認させていただきたいと思います。

○吉村委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 少子化対策として結婚支援事業を自治体として取り組んでいくかというところでございます。先ほどの委員も御指摘された厚生労働省の人口動態統計ですけれども、こちらの婚姻数でございますが、今回の発表は昨年度に比べて全国でも48万5,000件で、前年比で2.2ポイント増、また、都内の婚姻数も約7万6,000件で前年比で6.5ポイント増ということで、コロナ禍以降では最高だったということでございます。ただ、これ10年、20年前と比べると、多いのか少ないかというところは議論があらうかと思えます。

また、こうした結婚支援事業に区という基礎的自治体に取り組んでいくかというところでございます。結婚に対する意識ですとか価値観は人それぞれで多様化していると思います。結婚する、しない、それはなぜなのか、どういった状況なのかというのは、もう人それぞれというところでございます。こうした結婚するかというのは個人の自由な選択を尊重すべきというふうに区では考えております。非婚化、晩婚化というところを、こうしたところを一律に課題と捉えるのは難しいところもあるのかなという認識でございます。

また、結婚支援事業でございますけれども、委員も御指摘のとおり、国ですとか、また、最近では東京都でポータルサイト、TOKYOふたりSTORYというところでオンライン相談等取り組んでいるというような事例は聞いております。区でもアプリとの連携などをされている自治体というのも聞いておりますので、こういった状況は情報収集はしながら、状況のほうを注視してまいりたいというふうに考えております。

○吉村委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 承知いたしました。前回の本会議の私の一般質問で区長も御答弁いただいで、確かに個人の自由な選択を尊重すべき、私も同じ思いでございます。一方で、令和7

年5月の本区の若者調査では、68ページで、交際相手がいない方に対して、自治体が主催する婚活支援について興味があると答えた方が27.5%います。サンプル数が3,751名ですので、割り返すと1,032名がこのように興味があるというふうに回答しているわけですから、もちろん考え方は多様ではありますが、具体的な出会いのニーズは非常に高いというふうに私は受け止めております。先ほども御答弁いただきましたけれども、都の動向もあつて、区長答弁の中でも注視するというふうにあります。都ですとか、あと、他区でも行っている事例もございますので、本区独自で婚活支援に取り組む必要があると私としては考えております。機運醸成という意味で、区が結婚の支援というところに取り組んでいくというのが、結婚を望む若者を後押しするということにつながってくると思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○吉村委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 そういった事業の捉え方でございますけれども、現状、私どもといたしましては、事業の性格上、広域的に実施することは効果があるのかなというふうには感じております。国ですとか、都内というところだと規模が大きいですが、区内というと文京区の方と文京区の方というのは必ずしもをマッチングするかどうかは分からないということもあろうかと思っております。区といたしましては、先ほども御答弁申し上げたとおり、動向のほうを注視してまいりたいというふうに考えております。

○吉村委員長 よろしいですか。

続きまして、浅田委員。

○浅田委員 一点だけ質問いたします。保健サービスセンター本郷支所の建物についてです。

これは公共施設等総合管理計画という文京区の計画、つくられた計画の中に、本郷支所については、もう50年近くの経年していると、大規模改修を行っていないので、複合施設である特別養護老人ホーム、隣のね、千駄木の郷との一体的な整備を検討する必要があるという計画がありますが、これについては現時点でどのような進捗状況といたしますか、いかがでしょうか。

○吉村委員長 大塚保健サービスセンター所長。

○大塚保健サービスセンター所長 本郷支所、前身である本郷保健所につきましては、地域の保健衛生の中核の施設という形になりますので、現在の本郷支所も同じ機能を有した重要な施設というところでは同じ認識かというふうに思っているところです。本郷支所につきましては、委員のおっしゃるとおり老朽化が著しいこと、現施設が建設当時の保健所業務に合わ

せた建築物であること、当時の建築基準法と現在の建築基準法では規制面で大きく異なることなどから、公共施設等総合管理計画に基づき、どのような建物、どのような規模の建物を建てられるかという部分を判断する基礎調査委託を今年度締結しまして、調査が今始まったところになります。調査は来年の1月末までを予定しているところでございまして、現段階では委員の御質問にお答えできる状況ではないというところで御理解いただきたいなと思っていますところですよ。

また、当時の構想にありました千駄木の郷との連携の部分につきましても、今回の調査結果から示された施設規模に、保健衛生事業に求められる業務体制を踏まえ、慎重に考えていく必要があるかなというふうに思っているところであります。

○吉村委員長 浅田委員。

○浅田委員 ぜひ、隣の千駄木の郷のあの建物、特養ホームの建物ですけども、これとの一体的な整備というのは、普通に考えるとあり得る話ですよ。もうくっついているわけですし、それから、広場というか土地の活用についてもできると思いますので、ぜひこれについては一体的な整備ということについても、ぜひ今度はね、こちらになるのかな、ぜひお願いをします。

それで、そのときにぜひお願いをしたいのは、位置なんです。位置というのは、あそこは通称保健所通りって言いますよね。正式な名称は私も知らないんですけども、地元の人はみんな保健所通りって呼んでいます。今の本郷、サービスセンター本郷支所のすぐ前が、今、吉野石膏さんが美術館、名称は図書館という名称なんです、内実は図書館、これを通りの雰囲気を残すための壁を残す、塀を残すとか、昔の木造建築を残すとかということで、隈研吾さんが設計をされて、その雰囲気、町並みの雰囲気、歴史性を残す等々、そういう通りでもあるんです。お隣は安田邸ですよ。斜め前は島藺邸という文化財があって、すぐそばには鴎外記念館があって、あの通りそのものは、あれですね、高村光太郎の妻の智恵子が東京には空がないということを述べた、あの通りなわけですよ。だから、何が言いたいかというと、そういう場所に本郷支所と特養、千駄木の郷があるということですので、建て替えに当たっては、もちろんその内情を、今までの機能ですね、機能は維持しつつも、建物の景観であるとか、その雰囲気を生かした建物にするとかということについては、今後の検討する材料にぜひ入れていただきたいということを述べ、笑っている場合じゃないよ、本当に大切なことなんだよ。よろしくお願いします。

○吉村委員長 以上ですか。

それでは、関川副委員長、お願いします。

○関川副委員長 私は国保について伺いたいんですが、マイナンバーに国保証がひも付けをされて、ひも付けできるようになって、実際にそれを使っている方は何%ぐらいなんですか。

○吉村委員長 後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長 マイナンバーカードを保険証として登録されている方は、国保のほうで大体52%程度、後期のほうはもう少し登録率でいうと高く、57%程度となっております。

○吉村委員長 関川副委員長。

○関川副委員長 ありがとうございます。私が聞きたいことは、今、57%の方があれているということですが、この国保証の紙で使えるこの国保証はいつまで使うことができるのでしょうか。世田谷区などは、資格証の発行ということで、各自治体が発行するということで、発行したということをニュースでやっていましたけど、それは各区で判断したんですか。紙の保険証が資格証として使えるようにするというところで、文京区の対応なんかはどういうふうにするということになるのでしょうか。

○吉村委員長 後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長 まず、保険証がいつまで使えるかなんですけれども、文京区国保の場合、原則9月の30日が有効期限となります。世田谷区などで資格確認証というものを全加入者に一斉に交付するという報道は承知しておりますけれども、文京区では、マイナ保険証をお持ちの方には、資格情報のお知らせというA4の通知をお送りし、お持ちでない方に保険証に代わるものとしてカードサイズの資格確認書というものを交付することとしております。その背景といたしましては、昨年度、国のほうから、被保険者の状況を考慮することなしに、一律に資格確認書を交付することは認められないという見解が示されておまして、文京区はそれにのっとって手続を進めてきたということと、マイナ保険証は、電子カルテとか電子処方箋などとともに、政府が進めている医療DXの推進政策の柱の一つになるものと捉えております。よりよい医療を受けられるという被保険者のメリットのほかにも、医療の効率化による医療費の適正化ですとか医療従事者の方の負担軽減など、様々なことが期待され導入されているものでございます。もし、全加入者に一律に資格確認書を交付するというようなことになると、この医療DXの取組に逆行してしまうようなことになってしまうということで、したがって、現時点で国保加入者全員に資格確認書を交付することは考えてございません。

○吉村委員長 関川副委員長。

○関川副委員長 国の方針として、資格確認書を一律に発行することはしない方向だということですが、世田谷区などは、各区が、自治体が発行する義務があるということで発行されているので、文京区としても応用的に考えていただいて、紙の保険証を使えるようにしていただければと思います。そういうお知らせもしていただければと思います。

○吉村委員長 後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長 保険者として、全ての方が保険で、保険診療で医療を受けられるように保険証に代わるものをお送りするということにつきましては、マイナ保険証を登録されていない方には、申請がなくても資格確認書が届くように、今後、進めてまいります。また、一方で、マイナ保険証のメリットを享受したいという方ですね、高額療養費の手続が不要であったりですとか、医療費控除も手続が簡単になりますので、そういったメリットを活用したいという方もいらっしゃいますので、そういった方々、どちらのお声にも配慮できるように丁寧に進めていきたいというふうに考えております。

○吉村委員長 関川副委員長。

○関川副委員長 ありがとうございます。マイナ保険証を持たない方には資格証を送るという、今、御答弁ありましたが、ぜひ、区民の皆さんにそれをお伝えしていただきたいんですね。紙の保険証がいつまで使えるのかって心配していらっしゃる方がたくさんいらっしゃいますので、よろしくお願いします。

○吉村委員長 後藤国保年金課長。

○関川副委員長 いいです、時間ないから。

○吉村委員長 いや、まだありますよ。

○関川副委員長 あ、大丈夫。

○後藤国保年金課長 すいません、資格確認書を皆様にお送りするのは7月中旬から下旬になるんですが、その時期までに区報を大きく紙面をとらせていただいて、情報を周知させていただいたりですとか、ホームページやSNSなどでも、今後、情報発信に努めていきたいというふうに考えております。

（「ありがとうございます」と言う人あり）

○吉村委員長 よろしいですか。

○関川副委員長 はい、いいです。

○吉村委員長 以上で、一般質問を終わりたいと思います。

○吉村委員長 その他。

本会議での委員会報告についてです。文案の作成については、委員長に御一任願いたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○吉村委員長 本日の委員会記録については、委員長に御一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○吉村委員長 以上で厚生委員会を閉会いたします。

午後 4時53分 閉会